

於テハ其ノ判事ノ屬  
スル裁判所ノ刑事部  
若ハ判事支部ニ於テ  
前項ノ異議ニ裁可ス  
受命官又ハ其ノ命  
ヲ受ケタル裁判所ノ命  
令ヲ爲シタル場合ニ  
於テハ其ノ判事ニ命  
シタル裁判所ニ於テ  
之ヲ裁可ス  
第百十三條 第百九條  
第百十條第百十一條  
及第百十二條ヲ以テ  
與ヘタル裁判所ニ命  
シタル裁判所ノ記録  
ニ之ヲ記入シ及其ノ  
理由ヲ記ス  
前項ノ場合ニ於テ其  
所爲ノ重罪若ハ輕  
罪ニ該ルヘキモノナ  
ルカ又ハ懲戒上罰ス  
ヘキモノナルトキハ  
詳細ニ之ヲ記入シ裁  
判長ハ其ノ事件ヲ更  
ニ区分スルノ權アル  
官廳ニ報告ヲ爲ス  
第百十四條 判事檢事

又呼出テ受ケスシテ出廷シタル者ト雖ニ前其名刺ヲ書記ニ差出シタル時ハ裁判所  
ニ於テ證人トシテ其陳述ヲ聽クコトヲ得  
蓋シ荷法ニ於テハ開問前ニ其者ノ名刺一通ヲ差出セバソレニテ否應ナシニ証人ト爲ルコト  
ヲ得ル標ニ規定シタルナリ  
而シテ本條ニ至リテハ之ヲ改正シテ訴訟關係人ヨリ何タル異議モナキトキハ取敢ヘス其者  
モ亦証人ト爲スコトヲ得ベキ標ニ規定シタリ蓋シ如何程呼出狀ヲ受ケズシテ自ラ出廷シタ  
ル証人ト雖トモ單ニ書記局ニ至リ一通ノ名刺ニテ以テ何議ナク之ヲ証人タルコトヲ許スト  
スレバ甚々輕便ノ如シト雖モ果シテ訴訟關係人等ガ之ガ証人タルコトニ異議ナキモノカ將  
タ被告等ヲ陪ラント欲シテ更ニ何ノ關係モ其訴訟ニ付テ有セザル所ノモノナルカ知ルベ  
カラズ孰レ相違ノ取敢タルヲ免ル、ト自カラ能ハザルモノナルベシ是レ本法ニ之ヲ改正  
シタルモノナリ  
本法ニ改正シタル意ハ舊法ノ單ニ名刺一通ヲ書記局ニ差出シテ以テ一證ナク直チ証人タル  
コトヲ得ルコトヲ以テ相違トナシ之ヲ改メテ呼出狀ヲ受ケザル所ノ証人ハ自カラ裁判所ニ  
出頭シタルトキニ於テハ之レガ証人ノ爲メニ呼出ナモ俟タズシテ取敢ヘズ出頭シタル旨ヲ  
届出ツベシ而シテ其届出テ取次ク役人ハ之ヲ判事ニ通知スルナリ判事ハ何某ガ呼出ヲ待メ  
スシテ自カラ証人トシテ出廷セシ故之ノ旨ヲ報告シ併セテ異議ハナキヤチ問フ若シ異議ア  
ルトキハ之ヲ取調ベ異議ナキトキハ直チニ之ヲ出廷セシメテ以テ判事ニ列シ開問ニ答ハシ  
ムベキナリ蓋シ自カラ舊法ニ比スレバ大ニ法文ノ具備シタルヲ見ルニ足ルベキモノトス本  
條等ニ因テ之ヲ知ルナリ  
第二百十八條 判事ハ先ツ被告人ノ氏名、年齢、身分、職業、住所、出

及裁判所書記ハ公開  
シタル法廷ニ於テハ  
一定ノ制服ヲ著ス  
前項ノ開廷ニ於テ審  
問ニ參與スル辯護士  
モ亦一定ノ制服ヲ著  
スルコトヲ要ス  
第二章 裁判  
所ノ用語  
第百十五條 裁判所ニ  
於テハ日本語ヲ用ユ  
當事者證人又ハ鑑定  
人ノ中日本語ニ通ジ  
キル者アルトキハ附  
設法又ハ特別法ニ遵  
事ヲ用非ルコトヲ要  
スル場合ニ於テ之ヲ  
用ユ  
第百十六條 通事ノ任  
命及使用就ニ附設手  
續上其ノ行フヘキ職  
務ニ關ル初期ハ司法  
大臣ニ之ヲ定ム  
第百十七條 通事ノ得  
難キ場合ニ於テ書記  
其ノ言語ニ通スルト  
キハ裁判長ノ承諾ヲ

生、ノ地ヲ問フ可シ  
檢事ハ被告事件ヲ陳述ス可シ  
公判ノ手續ハ成ルヘク鄭重ニナサザルベカラズ故ニ先ツ被告人ガ果シテ入廷ハナキ  
ヤ否ヤ且ツ被告者ニハアラサルヤ否ヤチ取り調アル爲メニ區裁判所判事ニハ先ツ被告人ヲ呼  
出スト第一ニ被告人ノ氏名年齢住居出生ノ地名等マテ詳細ニ之ヲ問ヒ以テ其出廷セシ被告  
人ハ果シテ檢事ノ請求ニヨリテ出廷セシメタルトコロノ者ナルヤ否ヤチ調ベザルヘカラズ  
若シ又コノ場合ニ於テ被告人ノ供述スル所ノ應答ガ變フ被告人呼出狀ニ記載シアル氏名年  
齡若クハ其他ノコトガラト矛盾スル所ノ場合アルニ於テハ裁判官タルモノハ先ツ其ノ入廷  
ヒニハアラサルヤ否ヤチ正實ニ取調ベ果シテ入廷ヒニハアラサルモノト認定シタルトキニ  
於テハ其氏名年齢其他ノ者ノ少異アルニモ拘ハラズシテ引續キ裁判上ノ取調ベチナスベキ  
モノトスルナリ  
檢察官タルモノハ公判廷ニハ必ス立會ハザルベカラサルモノナリ而シテ區裁判所ト雖トモ  
別ニ異ナルコトナク其ノ開廷ニ當リテ判事ガ被告人ヲ出廷セシムルト第一若シ其人憲ナキ  
ヤ否ヤチ詳ラカニ取調ヲ終リ以テ公判ニ取懸カラントスルニ臨ミ檢察官ハコノ被告事件ノ  
始終ノ事歴ヲ判事ニ陳述スベキモノトス  
第二百十九條 判事ハ被告事件ニ付キ被告人ヲ訊問ス可シ  
必要ナル調書其他證據書類ハ書記ヲシテ朗讀セシメ又證人ノ供述  
ヲ聽キ其他證據ノ取調ヲ爲ス可シ  
若シ被告人ノ自白アリタル場合ニ於テ檢事、民事原告人ノ異議ナ  
キトキハ他ノ證據ヲ取調フルニ及ハス

得テ遺事ニ用テラ  
コトヲ得

第百十八條 外國人ノ  
當事者タル訴訟ニ關  
係ナ有スル者及其ノ  
訴訟ノ審問ニ參與ス  
ル官吏ノ或ル外國語  
ニ通スル場合ニ於テ  
裁判長便利ト認ムル  
トキハ其ノ外國語ヲ  
以テ口頭審問ヲ爲ス  
コトヲ得但シ其ノ審  
問ノ公正記録ハ日本  
語ヲ以テ之ヲ作ル

第三章 裁判  
ノ評議及言  
渡

第百十九條 合議裁判  
所ノ裁判ハ此ノ法律  
ニ從ヒ定數ノ判事之  
ヲ評議シ及之ヲ言渡  
ス

第百二十條 四口以上  
引續クヘキ見込アル刑  
事ノ審問ニ於テ裁判  
所長ハ補充判事一人  
ヲ命ジ之ニ立會ハシ

本條ハ被告人ノ審問及ビ其自白ニ關スル規則ヲ定メタルモノナリ

證言罪ニ在リテハ其ノ自由任意ノ自白ヲ以テ大ニ訴訟上ノ手續ヲ簡便ニスルモノナレバ  
警備ヲ圖決スルハ速カナルヲ尙ビ本人ノ自白アリテ其罪ニ服セバ之ヲ以テ足レリト爲ス  
ナリテ裁判官ハ檢事ヨリ被告事件ノ成立ヲ陳述セシ後テ直チニ被告人ヲ審問シテ以テ裁判  
ヲ爲スナリ

必要ナル則チ其ノ他証憑トナルベキ所ノ書類等ハ書記ヲシテ之ヲ朗讀セシメ又証人ヨリ  
ノ供述テモ之ヲ聽キ取り又尙ホ其他ニ証憑アルトキハ之ガ取調ベテナシテ以テ判決ノ責ニ  
供スベキナリ

若シ又被告人ヨリ其ノ自己ノ罪狀ヲ自白乃チ他人ヲ待タズ自カラ供述シタル場合ナルニ於  
テハ別ニ檢事若クハ民事上ノ原告人ヨリ罪議ノ申立ヲ爲サズ即チ其ノ自白ニテ承諾セシ時  
ハ已ニ犯罪ノ事蹟ハ十分ニ之ヲ盡シタルモノトナシテ今更別ニ又之ガ証憑ノ取調ベテナス  
ニハ及バザルベキナリ

第二百二十條 證憑調濟ノ後檢事ハ事實及ヒ法律適用ニ付キ意見ヲ  
陳述ス可シ

被告人及ヒ其辯護人ハ答辨ヲ爲スコトヲ得

檢事、被告人及ヒ辯護人ハ迭ヒニ辯論ヲ爲スコトヲ得但辯論ノ最  
終ニハ被告人又ハ辯護人ヲシテ供述セシム可シ

証憑物件ヲ調ベ方ガ已ニ濟ミタル後ニ檢事ハ事實及ヒ法律ヲ適用スル等ノコトニツ  
キテ自己ノ意見ヲ陳述スベシ

第二項 被告人タルモノ及ビ辯護タルモノハ檢事及ビ判事等ノ審問若クハ意見ニツキ十分

ルコトヲ得此ノ補充  
判事ハ其ノ審問中或  
ル判事ノ疾病其ノ他  
ノ事故ニ因リ引續キ  
參與スルコトヲ得サ  
ル場合ニ於テ之ニ代  
リ審問及ビ判事完結  
スルノ權ヲ有ス

第百二十一條 判事ノ  
但シ豫備判事及試補  
判事ハ之ヲ公行セス  
得

判事ノ評議ハ其ノ裁  
判長之ヲ開キ且之ヲ  
略理ス其ノ評議ノ商  
末並ニ各判事ノ意見  
及多少ノ數ニ付テハ  
嚴ニ秘密ヲ守ルコト  
ヲ要ス

第百二十二條 評議ノ  
際各判事意見ヲ述フ  
ルノ順序ハ官等ノ最  
モ低キ者ヲ始トシ裁  
判長ヲ終トス官等同  
キトキハ年少ノ者ヲ  
始トシ受命ノ事件ニ

ニ答辨ヲナスコトヲ得ベキナリ

檢事被告人及ビ辯護人等ハ迭ヒニ辯論ヲ爲シ合フコトヲ得ベシ乃チ檢事ノ陳述ニ向テ之  
ヲ反駁スル等ハ常ニ訴訟事件ノ公判ニツキテ有リ勝チノ事ナルベシ又法律ニ於テモ故ラニ  
之ヲ許シ以テ判事ヲシテ心證ノ責トナサシムルナリ斯ク辯論ヲ許シテコソ兩者ノ間ニ自カ  
ラ其ノ平實ナルモノアルヲ見シ辯論ハ裁判官ノ心證上大ニ必要トナス所ノモノナリト  
ス是レ本條第二項ノ規定アル所以ナリ今若シ之ヲ許サルモノトセシカ判事ノ心證ハ其公  
平確實ヲ得難キナルベシ

第二百二十一條 公訴ニ付キ辯論終リタル後民事原告人ハ被害ノ事  
實ヲ證明シ且私訴ニ付キ其請求スル所ヲ陳述ス可シ

被告人、辯護人及ヒ民事擔當人ハ答辨ヲ爲スコトヲ得

公訴ニツキテノ辯論ガ已ニ終リタル後ハ民事原告人タルモノハ損害ノ事實ヲ證明シ  
(設カバ殴打セラレタルトキハ其殴打ノ爲メニ幾日間臥息ニ在リテ幾程文醫藥ヲ買ヒタレ  
バ其損害ノ高ハコレダケニ相違ナシト証明スルノ類)且ツ私訴ニ付キテ其ノ損害ノ賠償ヲ  
請求スル所以ヲ陳述スベキナリ

被告人、辯護人及ヒ民事擔當人ハ原告人ノ陳述等ニ答辨ヲナスコトヲ得ベシ然ラカレバ原  
告人ガ不當ノ要償ヲ請求スルノ虞アレバナリ是レヲ以テ本項ヲ規定シテ以テ之ヲ防ギ并セ  
テ裁判官ノ心證ヲ資クルモノトス

凡ソ被告人ノ公判已ニ言渡アリテ念々有罪ト決定シタルトキハ被告人ニ於テハ直チニ罪ニ  
伏セサルベカラス是レヲ以テ服役中ハ被告人ハ其他ノ訴訟ニ關係スルコトヲ得サルニ以テ  
若シ私訴ノ訴訟ガ判決マテ未タ形付カカリシトキハ被告人ハ其竊賊故舊ヲシテ自己ニ代リ

付テハ受命判事ヲ始トス

第百二十三條 裁判ハ過半数ノ意見ニ依ル命額ニ付判事ノ意見三説以上ニ分レ其ノ説各々過半数ニ至ラサルトキハ過半数ニ至ルマテ最多額ノ意見ヨリ關連額ニ合算ス

第百二十四條 判事ハ裁判スヘキ問題ニ付自己ノ意見ヲ表スルコトヲ拒ムコトヲ得ス

第百二十五條 裁判所

テ私訴ノ事ヲ處理セシムルナリ之ヲ民事擔當人ト云フ是ヲ以テ民事擔當人ハ被告人ガ私訴ニ關係シ得ル間ハナキモノトスルナリ乃チ被告人ガ居ラサルハコソ被告人ノ民事上ノ代理入トシテ其親戚兄弟故舊ノ者ガ之ヲ取サバクナリ而シテコノ私訴乃チ民事ニツキテモ亦々公訴ト同シク辯護人ヲ用ウルコトヲ得ベシスナハチ被告人ノ方ニモ民事擔當人ノ方ニモ之ヲ用非得ルナリ

第二百二十二條 被告事件其裁判所ノ管轄ニ屬セサルトキハ判決ヲ以テ管轄違ノ言渡ヲ爲ス可シ若シ被告人勾留ヲ受ケタルトキハ放免ノ言渡ヲ爲ス可シ

本條ノ場合ニ於テ勾留ヲ要スルモノト認メタルトキハ前勾留狀ヲ存シ又ハ新ニ勾留狀ヲ發シ其事件ヲ檢事ニ交付ス可シ

被告事件ノ若シ其裁判所ノ管轄ニ屬セサルモノアルトキハ判決ヲ以テ其ノ被告事件ガ管轄違ナルコトノ言渡ヲナスベキナリコレ縱令へ訴へアルノ訴訟ナリト雖トモ其管轄ノ相違スルトキハ之ヲ裁判スルノ權限ヲ有セサルヲ以テナリ是ヲ以テ從容折角手續ヲ爲シ居タリシモノト雖トモ其管轄違ナルコトヲ發見シタルトキハ直チニコレマテノ手續ヲ中止シ以テ裁判管轄違ヒタルコトノ判決言渡ヲナシテ之ニ關スルスペテノ手續ヲ取リ止メルベキコトトナスナリ

及檢事局ノ標準ト爲スヘキ規定ハ司法大臣之ヲ定ム

第百二十六條 司法年度及休暇

第百二十七條 裁判所ノ休暇ハ七月十一日ニ始メ九月十日ニ終ハル

ルコトハアルトモ既ニ之ガ管轄違ヒタリシコトヲ發見シ且ツ之ガ言渡ヲナシタル上ハ已ニ一般ノ人民ニ相違ナケレバ之ヲ拘留スル如キ不法ノコトヲ爲シ得ベキ道理ナク權利ナケレバナリ

然レト雖トモ其ノ管轄違ヲ言渡シタルトキニ於テ拘留セシ所ノ被告人ハ必ス之ヲ放免スベキ旨ヲ言渡スベキ場合ニ於テモ若シ其ノ被告人ガ逃走ノ虞アルトキハ空シク之ヲ放免シテ以テ再ヒ取押ヘ捕縛スルコト能ハサル等ノ場合アリテハ社會ノ公益上必要ナシトモ是ヲ以テ斯ル場合ニ際シテハ裁判官ハ特別ナル自己ノ職權ヲ以テ被告人ヲ放免セズシテ尙ホ之ヲ拘留シ以テ相當ナル管轄裁判所ノ指揮ヲ俟ツベシ

但シコノ放免ヲ言渡スベキニ尙ホ拘留ヲ要スルモノト認定シタルトキハ前ニ勾留狀ヲ發シタル其勾留狀ヲ仍ホ引續キ有効ナラシメテ以テ其事件ヲ檢事ニ渡スベシ蓋シ勾留狀ヲ發シタルヨリ以テハ已ニ檢事ノ職權ニ屬スレバナリ是ヲ以テ檢事ハ直チニ之ヲ相當ノ管轄裁判所ノ檢事ニ之ヲ照會シ以テ之ヲ送致スベキモノトス

又若シ未ダ拘留狀ヲ發セザルモノニテモ若シ裁判管轄違ノ言渡ヲナストキニ方リ判事ガ其被告ノ逃走等ノ虞アルコトヲ認定シタルトキハ同シク新ナル拘留狀ヲ發シテ以テ之ヲ拘留シ以テ檢事ヲシテ右ノ處置ヲナサシムルナリ

第二百二十三條 被告事件其裁判所ノ管轄ニ屬シ且犯罪ノ證據十分ナルトキハ判決ヲ以テ法律ニ從ヒ刑ノ言渡ヲ爲ス可シ

本條ハ前條ニ反シタル場合ノ規定ナリ

ハ左ノ事件ノ外既ニ  
着手シタル民事訴訟  
ヲ中止ス且新ナル訴  
訟ニ着手セズ

第一 爲替手形若  
ハ約束手形其ノ  
他ノ流通證書ニ  
關ル請求

第二 船積又ハ運  
送貨又ハ積荷ニ  
對スル請求

第三 財産差押事  
件

第四 住家其ノ他  
ノ建物又ハ其ノ  
或ル部分ノ受取  
明渡使用占據若  
ハ修繕ニ關リ又  
ハ賃借人ノ家具  
若ハ所持品ヲ賃  
借人ノ差押ヘタ  
ルコトニ關リ賃  
借人ト賃借人ト  
ノ間ニ起タリル  
訴訟

第五 養料 請求

第六 保證ヲ出サ

ルトキハ判事ハ訴訟關係人檢事等立會ノ上ニテ判決廷ヲ開キテ以テ被告人ノ罪狀ヲ法律ニ  
照シ以テ其ノ刑ノ言渡ヲナスベキモノトス  
本條ニ所謂ル証憑十分ナルルキトハ裁判官ノ心証二十分ニ有罪ノ感念ヲ與ヘタリシ場合ヲ  
指シタルモノ外ナラズ乃チ裁判官ノ心証が十分ナル有罪者ト認定スル場合ナリ之ヲ以テ敢  
テ他ヨリ來ル証憑ニ付テノミ云フニハアラサルヲ知ルベシ

第二百二十四條 犯罪ノ證據十分ナラス又ハ被告事件罪ト爲ラサル  
トキハ判決ヲ以テ無罪ノ言渡ヲ爲シ又第百六十五條第三號以下ノ  
場合ニ於テハ判決ヲ以テ免訴ノ言渡ヲ爲ス可シ

本條ハ無罪及ヒ免訴ノ言渡ノ原由ヲ定メタルモノナリ  
賞ノ疑ハシキハ重キニ從ヒ罪ノ疑ハシキハ輕キニ從フトコレ千古不磨ノ言ナリルノ人固ト  
罪ナキモノナリ若シ之ヲ罪アリトシテ刑ヲ適用スルニハ確乎タル證據ナカルベカラス若シ  
犯罪ノ疑ハシキモノアルモ其罪證タルベキコトノ判然セサルモノハ之ヲ許シ置カレルベカ  
ラズ是レ本項ニ犯罪ノ證據十分ナラサルトキハ無罪ノ言渡ヲ爲スベシト規定セラレシ所以  
ナリトス

堀田氏曰ク本項ニ付キ一ノ注意ヲ要スルモノアリ即チ本項ニ所謂ル証憑不十分トハ外ヨリ  
來リシトコロノ證據ノ充分ナラサルコトヲ謂フモノニアラズ裁判官ノ心証ニ有罪ノ感覺ヲ  
充分ニ生セザルヲ謂フモノナリ抑モ其事ニ在リテハ事實裁判官ハ毫モ外ヨリ來ル所ノ證據  
ニ拘束セラルコトナク專ラ其本心ノ命スル所ト道理ノ導ク所トニ從ヒ事ヲ斷スルモノナ  
レバ證據ノ十分ナルト否トハ裁判官ノ心証二十分ナル有罪ノ感覺ヲ生スルト否トニ由テ之  
ヲ知ルチ得ベク他ニ之ヲ判別セザルチ得サルナリ云々ト

シムルノ請求

第七 取掛リタル  
建築ノ繼續ニ關  
ル事件

第八 前項ニ拘  
ケタルモノヲ除  
ク外區裁判所ノ  
判事ニ於テ又ハ  
民事訴訟法ノ定  
ムル所ニ從ヒ休  
暇部若ハ休暇部  
長ニ於テ直ニ著  
手スヘキ緊急ノ  
モノト認メタル  
請求若ハ事件

第九 民事訴訟法  
ニ依リ略式ヲ以テ取  
扱フコトヲ得ヘキ訴  
訟ハ之ヲ停止スルコ  
トナシ

第十 合議裁判  
所ニ於テハ休暇中  
務取扱ノ爲休暇部  
稱スル一若ハ二以上

本法第百六十五條ノ法文ニ曰ク

第百六十五條 豫審判事ハ左ノ場合ニ於テ免訴ノ言渡ヲ爲シ且被告人拘留ヲ受ケタル  
キハ放免ノ言渡ヲ爲スベシ

第一 犯罪ノ證據十分ナラザルトキ

第二 被告事件罪トナラザルトキ

第三 公訴ノ時効ニ罹リタルトキ

第四 確定裁判ヲ經タルトキ

第五 大赦アリタルトキ

第六 法律ニ於テ其罪ヲ全免スルトキ

今コノ規定ハ豫審免訴ノ原由六條件ヲ定メタルモノトス乃チ其ノ第三以下ハ皆ナ免訴ノ言  
渡ノ原由ナリ此免訴無罪ノ區別ハ預審ト公判ト大ニ異ナル所アリ預審ニ在テハ證據取調ヲ  
爲スニ止マリテ終結ノ言渡ヲ爲シテ其事件ニツキ本案ノ言渡ハナサルモノトス  
公判ニ於テ無罪ノ言渡ノ原由ナリトスル場合ニモ預審ニハ免訴ノ言渡ヲ爲スモノナリ公  
判ハ之ト異ナルモノニシテ無罪ノ言渡ト免訴ノ言渡トハ區別シ若シ裁判所ニ於テ取調ヲ盡  
シタル後ニ被告人ヲ罪ナシトセシトキハ無罪ノ言渡ヲ爲シ未ダ被告事件ノ取調ヲ盡シテ法  
律ニ定メタル原由アルカ爲メ刑ノ言渡ヲナス能ハサル場合及ヒ其罪アルモ法律ニ於テ之ヲ  
全免スル場合ニ於テハ免訴ノ言渡ヲナスナリ  
無罪ト免訴トノ差別ニツキ松岡博士ノ説アリ今之ヲ左ニ録セシ  
無罪ト免訴トノ差別ハ二者等シク被告本案事件ニ對シ言渡スモノナリト雖トモ其ノ無罪ハ  
公判庭ニ於テノミ言渡スモノニテ豫審庭ニ於テハ決シテ之ヲ言渡スコトヲ得サルモノトス

ノ部ヲ設ケ休職部ノ  
獨立ハ休職ノ始マル  
前裁判所長之ヲ定ム  
第二十三條ハ此ノ部  
ニモ亦之ヲ適用スニ  
人ノ上ノ判事ヲ置キ  
タル臨判所ノ休職  
事務取扱方法ハ監督  
判事之ヲ定ム

第六章 法律

上ノ共助

第三百一十一條 判事  
ノ定ムル所ニ依リ互  
ニ法律上ノ補助ヲ爲  
ス

法律上ノ補助ハ別ニ  
法律ニ定メタル場合  
ノ外ハ所要ノ事務ヲ  
取扱フヘキ指ノ區裁  
判所ニ於テ之ヲ爲ス

第三百三十二條 檢事局  
モ亦各自ノ管轄區域  
内ニ於テ取扱フヘキ  
事務ニ付互ニ法律上  
ノ補助ヲ爲ス

第三百三十三條 裁判所

之ニ反シテ免職ハ豫審若クハ公判廷ニ於テ言渡スモノトス蓋シ豫審廷ニ於テ無罪ヲ言渡シ  
能ハサル所以ノモノハ公延ハ犯罪ノ有無ヲ裁斷スルトコロナリトイヘトモ豫審廷ハ犯罪ノ  
證據ヲ蒐集シ被告事件ヲ公判ニ付スヘキ證據アルヤ否ヤヲ判決スルニ止マリテ本條犯罪ノ  
有無ヲ判決スル所ニアラサルカ故ナリ

又無罪ノ言渡ヲ爲シタルトキハ後再ビ如何ナル名義何ナル新証ノ發見スルモ公訴ヲナス  
能ハス何トナレバ被告人ハ無罪ノ言渡ヲ受ケ其裁判確定シタル以上ハ既判事件ノ効力ヲ以  
テ之ヲ排斥シ得レバナリ然レトモ免職ハ豫審ニ於テ其言渡確定シタル後ニ於ケルモ新ナル  
證據ノ發見シタルトキハ公訴ヲ再ビ起シ得ヘキモノナレバ此場合ニ於テ被告人ハ刑罰ヲ免  
ル、ヲ得ズ是レ第三百六十一條第一項ノ規定ニ據テ然ルナリ

又無罪ハ公判廷ニ於テ言渡スカ故ニ必ス公判ノ席ニ於テ言渡スヘキモノナルモ免職ハ其公  
判廷ニ於テ言渡ストキハ右ト同一ニテ即チ公判廷ニテ言渡スモ其豫審庭ニテ言渡ストキハ  
必ス秘密ニ之ヲ言渡スヤ勿論ナリトス何トナレバ豫審ハ秘密ニ之ヲ行フモノナレバ其豫審  
ニ於ケル言渡モ亦然ラサルヲ得サルナリ云々

第二百二十五條 前二條ノ場合ニ於テハ私訴ニ付キ其請求價額ノ多  
寡ニ拘ハラズ判決ヲ爲ス可シ

第三百二十三條 第三百二十四條ノ二條ニ規定シタル場合アルニ於テハ其ノ公訴ニ附帶  
シタルトコロノ私訴ニツキテ其私訴ノ請求高ノ多額ナルト少額ナルトニ拘ハラズシテ判決  
ヲナスベキモノトス蓋シ公訴ヲ已ニ判決スル場合ニ於テ其附帶ナル私訴ニ於テモ宜シク之  
ヲ判決セザルベカラザルナリ

第二百二十六條 呼出ヲ受ケタル被告人又ハ罰金以下ノ刑ニ該ル可

書記官モ亦其ノ權内  
ノ事件又ハ其ノ配下  
ノ執達吏ノ權内ノ事  
件ニ付互ニ法律上ノ  
補助ヲ爲ス

第四編 司法

行政ノ職務

及監督權

第三百三十四條 合議裁  
判所長監督判事ノ判  
事若ハ監督判事檢事  
總長檢事長檢事正ハ  
司法大臣ノ由テ以テ  
司法行政ノ職務ヲ行  
フノ官吏トス

第三百三十五條 司法行  
政監督權ノ施行ハ左  
ノ如クニ依ル

- 第一 司法大臣ハ  
各裁判所及各檢  
事局ヲ監督ス
- 第二 大審院長ハ  
大審院ヲ監督ス
- 第三 控訴院長ハ  
其ノ控訴院及其  
ノ管轄區域内ノ  
下級裁判所ヲ監

キ事件ニ付キ其代人公判ノ期日ニ出頭セザルトキハ檢事ノ請求ス  
ル所ヲ聞キ闕席判決ヲ爲ス可シ

私訴關係人出頭セザルトキハ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒ闕席判決ヲ  
爲ス可シ

本條ハ闕席裁判ノコトヲ定メタルモノナリ  
凡ソ呼出狀ヲ受ケタル所ノ被告人又ハ罰金以下ノ刑ニ該ルベキ輕罪事件ニ付キ其ノ代人タ  
ルモノ公判ノ期日ニ出頭セザリシ場合ニ於テハ檢事ノ請求ニヨリテ闕席裁判ヲ爲スコトア  
ルベキナリ是レ出頭セザルニ於テハ本條ノ規定ノ如ク缺席裁判ヲ爲サレバ自然ニ裁判ノ  
遲延ヲ來スノ虞アルヲ以テナリ

而シテ又私訴關係人が不參セシ場合ニ於テハ民事訴訟法ニ規定シタル所ニ從フテ闕席裁判  
ヲナスベキナリ

第二百二十七條 禁錮ノ刑ニ該ル可キ事件ニ付キ被告人出頭セスト  
雖モ豫審終結ノ言渡書又ハ公判ノ呼出狀ヲ本人ニ送達シタル證ア  
ルニ非サレハ闕席判決ヲ爲ス可カラス

豫審終結ノ言渡書又ハ公判ノ呼出狀ヲ本人ニ送達スルコト能ハサ  
ル場合ニ於テハ裁判所ニテ猶豫ノ期間ヲ定メ其期間ニ被告人出頭  
セザルトキハ闕席判決ヲ爲ス可キ告知書其親屬又ハ其本籍若クハ  
最後ノ住所ノ地ノ市町村長ニ送達ス可シ若シ其本籍若クハ最後ノ  
住所ノ地分明ナラザルトキハ同上ノ告知書ヲ少クトモ一月間裁判

第四 地方裁判所

長ハ其ノ裁判所  
定ハ其ノ支部及  
其ノ管轄區域内  
ノ區裁判所ヲ監  
督ス

第五 區裁判所

一人ノ判官若ハ  
判官判官ハ其ノ  
裁判所所屬ノ書  
記及執達吏ヲ監  
督ス

第六 検事総長ハ

其ノ検事局及下  
級検事局ヲ監督  
ス

第七 検事長ハ其

ノ検事局及其ノ  
局ノ附置セラレ  
タル警察廳管轄  
區域内ノ検事局  
ヲ監督ス

第八 検事正ハ其

ノ検事局及其ノ  
局ノ附置セラレ  
タル地方裁判所

所ノ揭示板ニ貼付シテ公示ス可シ

裁判官ノ刑ニ該ルヘキ所ノ訴訟事件ニツキ被告人ガ縱令出頭セズトイヘドモ控訴審  
ノ旨遵行又ハ公判ノ呼出狀ヲ本人ニ送達シタル證據ガ實際ニ之レアルニアラザレハ決シテ  
開席裁判ヲ爲スマジキモノトス

若シ又呼出狀ヲ本人ニ送達スルコト能ハサル場合ニ於テハ裁判所ニテ猶豫ノ期間ヲ定メ其  
期間内ニ被告人ガ出頭セザリシトキハ欠席裁判ヲ爲スベキ告知ヲ其ノ親屬又ハ本籍若ク  
ハ最后ノ住所ノ地ノ市町村長ニ送達スヘキモノトス然レトモ其住所カ不明ナルトキニ於テ  
ハ其ノ告知書ハ少ナクトモ一ヶ月間乃チ一ヶ月以上ノ間ハ當該裁判所ニ於テ之ヲ公示スベ  
キモノナリ

第二百二十八條 開席判決ハ檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ開席

者ニ送達ス可シ

開席判決ヲ受ケタル者ハ其判決ニ對シ故障ヲ申立ルコトヲ得

本條ハ開席裁判旨渡書ヲ本人ニ送達スルコト及ビ故障ノ方法其期限ヲ定メタルモ  
ノトス

裁判ト執行トハ各獨立シテ裁判所ハ既ヘテ受ケタル事件ヲ審判スルノ任アルノミナリ  
裁判ヲ爲セバ則チ其ノ執行ハ訴訟關係人ヨリ之ヲ爲スベシ故ニ欠席裁判ハ公判ニ係ルトキ  
ハ檢事ヨリノ請求マタ私訴ニ係ルモノナルトキハ欠席セシモノノ相手人ノ請求ニヨリ之ヲ  
欠席者ニ送達スルモノトス

第二項 欠席裁判ナルモノハ其ノ旨渡シニ對シテ正當公平ヲ失スルコトナシトモ旨フベカ  
ラス故ニ欠席裁判ヲ受ケタルモノ其旨渡ニ對シ故障ヲナスコトヲ得ヘキヲ定ムルナリ故障

管轄區域内ノ検事局

ヲ監督ス

第四百三十六條 前條ニ

掲ケタル監督權ハ左  
ノ事項ヲ包含ス

第一 官吏不適當

又ハ不充分ニ取  
扱タル事務ニ付  
其ノ注意ヲ促シ

並ニ適當ニ其ノ  
事務ヲ取扱フコ  
トヲ之ニ訓令ス

ル事

第二 官吏ノ職務

上ト否トニ拘ラ  
ズ其ノ地位ニ不  
相應ナル行狀ニ  
對シテ警告スル

事

但シ此ノ警告ヲ  
爲ス前其ノ官吏  
チシテ辯明ヲ爲  
スコトヲ得セシ  
ムヘシ

第四百三十七條 第十八

條及第八十四條ニ掲  
ケタル官吏ハ第四百三

チ爲サントスル者ハ其ノ旨渡書ヲ受取リタル日ヨリ三日以内ニ申立書ヲ書記局ニ提出スヘ  
キモノトス

第二百二十九條 故障申立ノ期間ハ三日トス此期間ハ罰金以下ノ刑

ヲ言渡シタル判決及ヒ私訴ノ判決ニ付テハ開席判決ノ送達ヲ以テ

始マリ禁錮ノ刑ヲ言渡シタル判決ニ付テハ被告人自ラ其送達ヲ受

ケ又ハ判決執行ニ因リ刑ノ言渡アリタルコトヲ知リタル日ヲ以テ

始マル

開席裁判ニツキ判決アリタル場合ニ於テハ前條ノ規定ノ如ク之ニ向ツテ故障ヲ申立  
ツルコトヲ得ベシ而シテコノ故障申立ノ期間ハ三日以内トス蓋シコノ三日ナル期限ハ彼ノ  
罰金以下ノ刑ヲ言渡シタル判決及ヒ私訴ニツキテハ訴訟ノ判決ニ付テハ開席裁判ノ判決ノ  
送達ノ時間ヲ以テ起算ノ時トナシテ以テ三晝夜ヲ期限トナスナリ

又禁錮ノ刑ヲ言渡サレタル判決ニ付キテハ被告人自ラ其ノ判決ノ送達ヲ受ケタルトキ

又ハ判決執行ニツキテ始メテ刑ノ旨渡シアリタルコトヲ知リタル所ノ其當日ヲ以テ起算ノ

日トナスベキナリ

第二百三十條 故障ヲ申立テントスル者ハ開席判決ヲ爲シタル裁判

所ニ其申立書ヲ提出ス可シ

審法ニ於テハ本條ノ規定アルヲ見ス蓋シ本條ノ規定ノ如キハ審法ニテモ分リ切リシコ  
ト、セシモノカ抑モ法律ナルモノハ審ニアルベキモノナレトモ之ヲ是レヤルニ於テ如何ナ

十五條ニ依り行フヘキ監督ヲ受ケルノ官  
 吏ニ之ヲ包含ス  
 第二百三十八條 裁判所  
 若ハ検事局ノ官吏ニ  
 シテ總務ニ其ノ職務  
 ナラサル者又ハ其  
 ノ行狀其ノ地位ニ不  
 相稱ナル者ニ付第百  
 三十六條ニ適用スル  
 コト能ハサルトキハ  
 懲戒法ニ從ヒ之ヲ除  
 追ス  
 第二百三十九條 前條  
 ニ掲ケタル司法行政  
 ノ職務及監督權ハ判  
 事若ハ検事其ノ官吏  
 タルノ資格又ハ其ノ  
 他ノ資力ヲ以テ爲シ  
 タル事ニ制シテ起リ  
 タル請求ニ付其ノ請  
 求ノ満足セシムル爲  
 之ヲ執行スルコトヲ  
 得ス  
 第四百十條 司法事務  
 取扱ノ方法ニ對スル  
 坑告殊ニ或ル事務ノ

ル間違ヲ生スルヤモ計ルヘカラズ蓋ヨリ本條ノ規定シタル所ノ如キハ四圍裁判ニ付テ之ガ  
 故障ヲ爲サント欲スルモノハ素ヨリ其ノ當然裁判所ニ申立書ヲ提出スベキハ當然ナリトス  
 然レトモ當然誰ニテモ分り切リシコトト云ヘバコノ法律ハ決シテ完全ノモノトナスコトヲ  
 得ザルナリ又本條ノ規定ヲ設ケタレバコソ明白ニ正確ニ四圍裁判ヲ決メ簡便ニシキモシ  
 故障乃チ不服ヲ唱ヘテ再ヒ調査シ裁判セラレンコトヲ申立テント欲スルモノハ必ズ申立書  
 ナル書面ヲ作成シタル上ニテ其ノ申立書ヲ其ノ四圍裁判ナシタル所ノ裁判所ニ提出シテ  
 以テ之ガ再度ノ裁判ヲ乞フベシトイヘル義ガ明白ナリ誰ニモ始メテ正實ニ行ハルベキ分リ  
 シ所以ノモノナリ是レ今般ノ改正ヲ經テ愈々法文ノ正實ニシテ且ツ微密ヲ致セシ所以ノモ  
 ノナリ  
**第二百三十一條 裁判所ニ於テハ故障ノ申立アリタルコトヲ相手方  
 ニ通知シ且其事件ヲ公判ニ付ス可キ期日ヲ定メ該關係人ヲ呼出  
 ス可シ**  
 裁判所乃チ四圍判決ヲ爲セシニツキ故障ノ申立ヲ受ケタル所ノ裁判所ニ於テハ其故  
 障ノ申立アリタルコトヲ相手方者(檢事若クハ被告人)ノ如キモノ、或ル一人コレハ場合ニ  
 因リテ違フコトアリ)ニ通知シ且ツ其事件ヲ再ヒ公判ニ付スベキ公判期日ヲ定メテ以テ之  
 等ノ關係關係人ヲ其期日ニ呼出スベシ  
 而シテ此ノ呼出ニモ亦應セザリシトキハ最早已ニ故障申立ノ權利ヲ失フタルモノトスルナ  
 リ故ニコノ公判期日ヲ誤ツテ經過シ出頭スルコトヲ爲サザリシトキハ折角ノ申立ヲ水泡ト  
 ナルノミナラス如何ニコノ判決ヲ不服ト思フトモ決シテ再ヒ之ガ故障ヲ言フコト能ハザル  
 ニ至ルナリ

取扱方ニ對シ又ハ取  
 扱ノ延滞若ハ拒絶ニ  
 對スル抗告ハ此ノ編  
 ニ掲ケタル司法行政  
 ノ職務及監督權ニ依  
 リ之ヲ處分ス  
 第四百十一條 裁判所  
 及檢事局ノ司法大臣  
 又ハ監督官ノ裁判事  
 若ハ檢事ノ要求アル  
 トキハ法律上ノ事項  
 又ハ司法行政ニ關ル  
 事項ニ付意見ヲ述フ  
 第四百十二條 司法  
 官ニ對シテ起リタル  
 民事ノ訴訟ニ於テハ  
 其ノ訴訟ヲ受ケタル  
 裁判所ノ檢事局ハ司  
 法ニ對シテ表ス  
 第四百十三條 此ノ編  
 ニ掲ケタル前各條ノ  
 規定ハ裁判上職務ス  
 ル判事ノ裁判權ニ影  
 響及ボシ又ハ之ヲ  
 制限スルコトナラズ  
 第四百十四條 此ノ法

**第二百三十二條 裁判所ニ於テハ職權ヲ以テ故障ヲ許ス可キヤ否ヤ  
 又故障ノ期間ニ於テ申立ヲ爲シタルヤ否ヤヲ調査シ此事件ノ一ツ  
 缺點トキハ判決ヲ以テ故障ヲ棄却ス可シ**  
 故障ノ申立アリタルトキハ裁判所ニ於テハ其ノ職權上ヨリシテアコノ故障ハ果シテ許  
 スベキモノナルヤ否ヤヲ調査スベシ若シ許スベカラザルモノナルコトヲ認定スルトキニ於  
 テハ斷然判決ヲ以テ其ノ故障ヲ棄却スベキナリ  
 又更ニコノ故障ハ果シテ前ニ規定シタル所ノ期限通りニ發見シテ其時間ヲ經過シ去リシモ  
 ノニハアラザルヤト其期間ノコトニ注目シテ取調ベ若シソレガ相當ノ期限ヲ經過シタルモ  
 ノナルコトヲ發見シタルトキニ於テモマタ許否ノ調査ヲ爲シタルト同シク之ヲ棄却シテ以  
 テ故障ヲ許サルナリ  
**第二百三十三條 故障ノ申立ヲ受理シタル場合ニ於テハ更ニ通常ノ  
 規定ニ從ヒ裁判ヲ爲ス可シ**  
 前項ノ場合ニ於テ故障申立人關聯シタルトキハ更ニ故障ヲ申立ル  
 コトヲ得ス  
 故障ノ申立ヲ受理シタル場合ニ於テハ更ニ通常ノ規定ニ從ヒテ裁判ヲナスベキナリ  
 通常トハ通常一般ノ公判手續ヲ云フナリ即チ故障ノ申立ヲ爲シタル前條ノ規定通りニ之  
 ヲ受理シタル上ハ通常ノ公判手續ヲ以テ之ヲ之レガ裁判ナリナルベカラザルナリ  
 然リ而シテ此場合ニ於テモ亦故ノ申立人カ復々關聯シタルトキハ更ニ故障ヲ申立ツル所ノ  
 權利ヲ失フモノトス蓋シコレ訴訟ノ發着ヲ爲スナリ若シコノ規定ナカラシカ故障ノ發着ス  
 ル日トテハナカルベシ

裁判所構成法施行條例  
第一條 從來ノ治安裁判所ハ裁判所構成法ニ定メタル區裁判所トシ從來ノ始審裁判所ハ裁判所構成法ニ定メタル地方裁判所トシ又從來ノ控訴院大審院ハ裁判所構成法ニ定メタル控訴院大審院トス

車局モ亦同シ  
第三條 區裁判所ノ管轄區域ヲ爲ス町村ノ變更ハ之ヲ區裁判所管轄區域ニ及ホスモノトス  
第四條 裁判所構成法實施前他ノ裁判所第一審トシテ受理シタル民事訴訟及刑事訴訟ニシテ同法ニ依リ區裁判所ノ管轄ニシタルモノハ現在ノ管轄區ノ區裁判所ニ移ルモノトス既ニ爲シタル裁判ハ區裁判所ニ移ラズ

又輕罪ニ付テハ檢事ノ起訴ニ因リ其公訴ヲ受理ス  
本條ハ地方裁判所ガ凡テノ訴訟事件ニツキ公判ヲ開クコトヲ得ベキ裁判上ノ管轄權限ヲ略定シタルモノトス  
抑モコノ地方裁判所ナルモノハ元ノ輕罪裁判所重罪裁判所始審裁判所ヲ總稱シテ以テ地方裁判所ト稱シタルモノニ外ナラス蓋シ一地方必ス一審所ツヽヲ限リテ立ツルモノナリ而シテ其ノルテノ裁判上ノ管轄權限ハ別ニ裁判所構成法ノ規定ニ依リテ定メラレテアルナリ然ルニ今又本條ニ於テ之ヲ規定シタルハ何ソヤ讀者本條讀頭ノ裁判所構成法ヲ看過サバ自カラ地方裁判所ノ裁判管轄ノ規定アルヲ見ルベシ而シテ本條ハ只其細所ヲ規定セシモノナリ即チ裁判所構成法第二十七條ト照覽シテ可ナリ  
本法第三十五條ヨリ第三十九條ニ至ルマテノ間ニ於テ裁判管轄ノコトニ屬スル諸般ノ手續ヲ規定シタルナリ而シテ別ニ本條ノ如ク何處裁判所ニ於テハ如何ナル事件ヲ裁判スルノ規定ナシ蓋シ本條ハ重複冗贅ニアラザルナル尙其ノ詳ハ裁判構成法ニ就テ而シテ之ヲ研究スベキナリ  
末項ノ輕罪云々ハ蓋シ豫審ヲ經由スルニ及バザル簡易ナル輕罪ハ檢事ヨリ直接ニ公判ヲ事ニ公判ヲ請求スルコトアルヲ以テ之ヲ指シタルモノニ外ナラス

第二百三十四條 第二百四十七條 第二百四十八條ノ規定ハ四審判決ニ對スル故障ニモ亦之ヲ準用ス  
今除計ノコトナレドモ第二百四十七條 第二百四十八條ノ規定ヲコトニ讀ミシテ以テ本條ヲ設クコトハセン  
第二百四十七條 訴訟關係人天災其他避クヘカラサル事變ノ爲メト期間中ヲ經過シタル場合ニ於テ其旨ヲ説明シタルトキハ期間中ヲ經過シタルニ因リ失ヒタル權利ヲ回復スルコトヲ得  
但障礙ノ止ミタル日ヨリ通常ノ期間内ニ其證明方法ヲ申立書ニ記載シ以テ上訴ナラス  
第二百四十八條 前條ノ申立アリタルトキハ裁判所書記官ニ其ノ申立書ヲ相手方ニ送達スルヘシ  
相手方ハ三日内ニ答辯書ヲ提出スコトヲ得  
上訴ヲ裁判スベキ裁判所ニ於テハ檢事ノ意見ヲ聽キ先ツ其ノ申立ナ許スヘキヤ否ヤヲ決定スベシ  
今コノ規定ハ移シテ以テコノ關係裁判ニ對スルコトノ故障取除クコトニモ亦之ヲ準用シ得ルモノトナスナリ

第三章 地方裁判所公判

第二百三十五條 地方裁判所ニ於テハ豫審判事又ハ上級裁判所ヨリ事件ヲ移ス裁判ニ因リ其管轄ニ屬スル輕罪及ヒ重罪ノ公訴ヲ受理ス

第二百三十六條 前章ノ規定ハ此章ニ別段ノ定メナキモノニ限り地方裁判所ノ輕罪、重罪ノ公判ニ準用ス  
前章ノ區裁判所ノ規定ハ此章乃チコノ地方裁判所規定中ニ別段ナル規定ナラセシモノヲ除ケバ之ヲ總シテ地方裁判所ノ輕罪若クハ重罪等ノ公判ノ規定ニ之ヲ準用シテ差支ナキモノナリ



刑事ノ上告ハ大審院  
之ヲ裁判スヘシ  
第六條 裁判所構成法  
裁判所ノ裁判所ニ  
於テ受理シタル刑事  
訴訟ハ現在ノ裁判所  
ノ地方裁判所ニ移ル  
モノトス既ニ前シテ  
ル裁判ハ地方裁判所  
之ヲ裁判スルモノト  
ス

第七條 裁判所構成法  
實施前始末裁判所ニ  
於テ受理シタル部長  
府長又ハ市長町  
長村長ニ對スル民事  
訴訟ハ同法ニ依リ區  
裁判所ノ管轄ニ屬ス  
ヘキモノト雖其ノ地  
方裁判所之ヲ裁判シ  
控訴院ニ於テ受理シ  
タル官廳ニ對スル民  
事訴訟ハ其ノ控訴院  
之ヲ裁判スヘシ  
第八條 裁判所構成法  
實施前高等法院ニ於  
テ受理シタル刑事既

地方裁判所トハ白カラ限各ノ相違スルヲ見ルトモ只一ハ重  
シハ違罪及ヒ罰金以下ノ輕罪ヲ裁判スト旨フニ過キサルノミ而シテ區  
別所ノ界限ヲ行スコトハ決シテ相成ラサルモノナリトイヘドモ地方  
裁判所ノ爲スベキ裁判ヲ爲スコト能ハサルニアラズ是ヲ以テ自然ニ其  
免レザルベシコトナキ本條ノ規定アル所以ナリ

第二百三十七條 重罪事件ニ付テハ開廷前裁判長又ハ受命判事ハ  
判所書記ノ立會ニ依リ一應被告ヲ訊問シ且辯護人ヲ撰任シタルヤ  
否ヤヲ問フ再シ若シ辯護人ヲ撰任セザルトキハ裁判長ノ職權ヲ以  
テ其裁判所所屬ノ辯護士中ヨリ之ヲ撰任ス可シ被告人及ヒ辯護士  
ニ異議ナキトキハ辯護士一名ヲシテ被告人數名ノ辯護ヲ爲サシム  
ルコトヲ得

書記ハ本條ノ訊問ニ付キ特ニ調書ヲ作ル可シ

重罪事件ニ付テハ公判開廷前ニ於テ之レガ裁判長又ハ受命判事ハ  
ルモノアリテ重罪ヲ犯シタルトキニ之ガ訴訟起リタル場合ニ陪  
掛リテ命ヒラレン所ノ判事ヲ云フハ裁判所書記ノ立會ニ依リ一應  
被告人ヲ立テタルヤ否ヤヲ問フベキナリ  
蓋シ輕罪事件ニ於テハ其事件ガ左程重大トイフニモアラサルノ故  
テ以テ白カラ限各ノ人ヲ用  
ウルコトハ只々被告人ノ意思ノ如何ニ任スルノミニ止マレトイヘ  
ドモ重罪ニ至リテハ其  
ノ事實頗ル重大トナレルノ故ヲ以テ必ス辯護人ヲ用ウベキコト  
ナセシナリ之ヲ以テ被告  
ヲ呼出シ一先ツ一連リノコトヲ訊問スルト同時ニ先ツ辯護人ヲ  
選任シタルヤ否ヤヲ問フ所

以テハ現在ノ裁判所  
裁判所ニ移ルモノト  
ス高等法院ニ於テ裁  
判スヘキ事件ヲ通常  
裁判所ニ於テ受理シ  
タルモノモ亦同シ  
第九條 明治十八年  
第三十一號布告違背  
即決例ハ裁判所構成  
法ノ爲ニ變更テ受ク  
ルコトナシ  
第十條 明治十八年  
第十二號布告普通治  
法陸軍治罪法海軍治  
罪法及テハ件處分法  
ハ裁判所構成法ノ爲  
ニ變更テ受クルコト  
ナシ  
第十一條 明治二十一  
年勅令第六十四號ハ  
仍舊カチ有ス  
第十二條 裁判所ニ於  
テ受理シタル刑事既  
ハ裁判所書記ナシテ  
登記事務ヲ取扱ハシ  
ムルコトヲ得  
北海道及島嶼ニシテ  
區裁判所遠隔ノ地方

以テハ此時ニ於テ被告人ガ若シ未ダ辯護人ヲ選任セザリシ場合ニ於テハ裁判所書記  
士ニ命シテ之ガ辯護ヲ爲サシムルカ又ハ外ニ被告人ヲシテ之レ相應ノ代官人ヲ選ミテ辯護  
人ト爲サシムベキモノトス  
被告人ガ數名アルトキニ於テ(同一訴訟事件ニ就テノ被告人タルベシ)若シ被告人モ辯護士  
モ承諾シタル上ニテハ一名ノ辯護士ヲ以テ之等數名ノ辯護人トシテ其職務ヲ爲サシムルコ  
トヲ得ルナリ  
裁判所書記ハ本條ノ訊問ヲ爲ス其事件ニツキ(書記ハ審判官ニ須ラケ公判廷ニ出席スベシ)時  
ニ之ガ調書ヲ作リテ逐一ノ事ヲ書留ムベシ  
第二百三十八條 裁判所ニ於テ事實發見ノ爲メ必要ナリトスルトキ  
ハ檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ受命判事ヲシ  
テ臨檢ノ處分ヲ爲シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得  
裁判所ニ於テ裁判中被告事件ノ事實發見ノ爲メニ必要ナリトスル場合ニ於テハ受命  
判事ヲシテ臨檢ノ處分ヲ爲シ以テ之ガ報告ヲ爲サシムルコトヲ得ルナリ  
蓋シ斯ノ場合ハ檢事其他ノ訴訟關係人ヨリノ請求ニヨリテ爲スコトアリ或ハ又裁判長ノ職  
權ヲ以テ之ヲ命スルコトモアルモノトス  
臨檢ハ探察ノ章ニ於テ説キタリ而シテ豫審ニ於テハ素ヨリ臨檢捜索等ヲ必要トシテ以テ判  
密ノ調査ヲ爲スベキモノト爲シタリ而シテ又本條ノ規定ヲ見レバ公判ニ於テモ亦事實發見  
ノ爲メニ受命判事ニ命シテ之ガ臨檢ヲナサシムル様ニ規定シタリ  
蓋シコレ公判中又々事實ノ取調ヲ必ストナシタル場合ニシテ素ヨリ辯論ノ際ニ起ルモノト

ニ於テ司法大臣ハ郡

長町長又ハ村長ニ委

任シテ登記事務ヲ取

扱ハシムルコトヲ得

第十三條 東京地方裁

判所管内小笠原島及

伊豆七島ニ於テ民事

刑事ノ訴訟ニシテ陪

審判所ノ裁判權ニ屬

スルモノ及非訟事件

ハ裁判所設置マテ島

吏之ヲ取裁ノ但シ刑

事訴訟ノ手續ハ便宜

之ヲ取裁ノコトヲ得

第十三條 神戶縣ニ於

テ民事刑事ノ訴訟及

非訟事件ニシテ陪審

判所及地方裁判所ノ

裁判權ニ屬スルモノ

ハ裁判所設置マテ同

縣官吏之ヲ取裁ノ但

シ陪審院ノ裁判權ニ

屬スルモノハ長崎控

訴院ノ管轄トス

第十四條 樺戸空知釧

路ノ根室端ノ囚人ヲ

犯罪シ懲罪以下ニ該

ナスナリ

第二百三十九條 裁判所ニ於テハ被告人其罪ヲ自白シタルトキト雖

モ仍ホ證據ヲ取調ヘサル可カラス

第二百四十條 裁判所ニ於テハ被告人其罪ヲ自白シタルトキト雖

モ仍ホ證據ヲ取調ヘサル可カラス

凡ソ前ニモ屢々説キシ如ク證據物件及ヒ自白ト雖トモ決シテ直チニ裁判官ガ之ヲ取ルベキ

モノニアラス此等ハコレズ單ニ裁判官ノ心證ニ供スル丈ノ物件ニ止マルモノナルヲ以テ

ナリ是レ本條ノ規定アル所以ナリ

然ラバ則チ初モ被告本人ノ自白スル所ニ於テ之ヲ直チニ取ルベカラズトスルカ日ヲ然リ夫

レ被告人必スシテ善意ナルモノノミニアラス必スヤ惡意奸慝ナルモノアリテ自白ト稱シテ

附會ノコトヲ供進シ以テ其ノ罪狀ヲ免レントスルコトナシト謂フベカラス之ヲ以テ自白ニ

ハ正實直チニ取ルベキモノアルモ亦本條ノ規定ニ從ハシムルヲ以テ公判ニ急々其平正ヲ完

ル者ノ裁判ニ關ル明  
治十五年第十六號第  
四十一號公明治十八  
年第四十二號布告ハ  
仍効力ヲ有ス  
前項ノ裁判ハ地方裁  
判所之ヲ爲シタルモ  
ノト看做ス  
第十五條 明治二十一  
年勅令第七十一號清  
國並ニ朝鮮國駐在領  
事裁判規則ハ裁判所  
構成法ノ爲ニ變更ヲ  
受クルコトナシ  
第十六條 裁判所構成  
法實施ノ際在職ノ裁  
判官檢察官ハ同法第  
二編第一章ノ要件ヲ  
必要トセス  
第十七條 裁判構成法  
實施ノ際在職ノ書記  
ハ同法第二編第四章  
第八十九條其要件ヲ  
必要トセス  
第十八條 裁判所構成  
法實施後三年間一司  
法大臣ハ試補實地修

ナスナリ

第二百三十九條 裁判所ニ於テハ被告人其罪ヲ自白シタルトキト雖

モ仍ホ證據ヲ取調ヘサル可カラス

第二百四十條 裁判所ニ於テハ被告人其罪ヲ自白シタルトキト雖

モ仍ホ證據ヲ取調ヘサル可カラス

凡ソ前ニモ屢々説キシ如ク證據物件及ヒ自白ト雖トモ決シテ直チニ裁判官ガ之ヲ取ルベキ

モノニアラス此等ハコレズ單ニ裁判官ノ心證ニ供スル丈ノ物件ニ止マルモノナルヲ以テ

ナリ是レ本條ノ規定アル所以ナリ

然ラバ則チ初モ被告本人ノ自白スル所ニ於テ之ヲ直チニ取ルベカラズトスルカ日ヲ然リ夫

レ被告人必スシテ善意ナルモノノミニアラス必スヤ惡意奸慝ナルモノアリテ自白ト稱シテ

附會ノコトヲ供進シ以テ其ノ罪狀ヲ免レントスルコトナシト謂フベカラス之ヲ以テ自白ニ

ハ正實直チニ取ルベキモノアルモ亦本條ノ規定ニ從ハシムルヲ以テ公判ニ急々其平正ヲ完

フルモノナリ

然リト雖トモ元トコノ訴訟ナルモノハ檢事及ヒ民事原告人等ヨリ成リ立チシモノナリ之ヲ

以テ民事原告人及ビ檢事等ニシテ果シテ其ノ被告人ノ自白ニ付キ更ニ異議ナシトスルトキ

ハ已ニ又證據ヲ取調フルニ及ハサルモノトス蓋シ如何ナル場合ニモコノ第九十九條ノ法文

ヲ適用セラルベキモノノ如シ

第二百四十條 裁判所ニ於テハ被告人其罪ヲ自白シタルトキト雖

ノト認メタルトキト雖モ第一審ノ判決ヲ爲ス可シ

私訴ニ付キ其請求ノ價額通常民事上區裁判所管轄ニ屬スルトキ亦

同シ

地方裁判所ニ於テハ其ノ被告事件ガ地方裁判所ニテ裁判スヘキ僅限ヨリ小ニシテ區

裁判所ニ於テ裁判スベキ訴訟ナリト認定シタル場合ト雖トモ上等裁判所ノ管轄ニ屬スル者

ナリシ場合ト認ニシテ直チニ其手續ヲ停止セシテ第一審(即チ元ノ始審ナリ)ダケノ判決

ハナシ得ルナリ

私訴ニツキテモ其ノ損害要償ノ請求金額ガ地方裁判所管轄ニ屬スベキ金額ニマテ至ラズシ

テソレヨリ超過ナリシ場合ニ於テハ素ヨリ通常民事上ニ區裁判所ノ管轄トナルト雖トモ前

項ノ及訴上ノ被告事件ト同シク第一審マテハ之ヲ裁判スベキモノトス

第二百四十一條 裁判所ニ於テ輕罪トシテ受理シタル事件ヲ重罪ナ

リトスルトキ又ハ檢事ヨリ更ニ其事件ヲ重罪トシテ訴追スルコト

ヲ申立タルトキハ豫審判事ニ送付スル決定ヲ爲ス可シ但被告入勾

留ヲ受ケサルトキハ勾留狀ヲ發ス可シ

其被告事件豫審ヲ經タルトキハ公判ヲ止メ更ニ重罪事件トシテ裁

判ス可キ旨ノ決定ヲ爲シ受命判事ヲシテ其事件ノ取調ヲ爲シ報告

ヲ爲サシム可シ

受命判事ハ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得

刑事訴訟法 第四編 第三章 地方裁判所公判



抗告再審等ノ規定アルヲ見スコレ大ニ法文ノ缺所タリシナリ

今爰ニ上訴及ヒ其他ノ者ノ區別ヲ説クコト蓋シ無用ニアラサルヘシト信ズ

一 上訴トハ本章ノ前條ニ説キタル所ノモノナリ

二 控訴トハ事實ノ覆審ヲ求ムル訴ニ不服ナルトキニ訴訟關係人等ヨリ今一段上級ノ裁判

所ニ其ノ取調セ方ヲ要求スルノ訴ヲ云フナリ

三 上告トハ法律上ノ錯誤ヲ擬律上ニ於テ錯誤アル判決ナリト認メタルトキニ不服ヲ唱ヘ

テ之ヲ大審院ニ訴ヘ出テ、以テ之レガ取調ベテ願出ヅルナリ

四 抗告トハ豫審判事ノ決定ニ對シ檢事其他ノ訴訟關係人等ニ於テ其ノ決定ニ服セスシテ

之ヲ直近上級裁判所ニ訴出スルモノナリ

五 再審トハ判決確定ノ後被告人ノ利益ノ爲メニ被告人若クハ其親屬ヨリ再取調ヲ要求ス

ルモノヲ云フナリ

六 又哀訴ナルモノアリコレハ控訴モ上告モ爲ス能ハサル場合ニ於テナスモノニシテ再審

ト誤リ易シ追テ之ヲ論スルコトアルベシ

第二百四十三條 辯護人ハ被告人ニ代リ上訴ヲ爲スコトヲ得但被告

人ノ明言シタル意思ニ反スルコトヲ得ス

辯護人タルモノハ其ノ訴訟事件ノ落着スルマテノ間ハ徹頭徹尾被告人ノ利益ヲ謀ラ

サルベカラサルモノトス是ヲ以テ若シ其ノ裁判所ノ公判々決ノ言渡アリテ刑ノ適用上不服

ナルトキハ被告人ノ代理トシテ十分ナル上訴權ヲ有スルモノナリ

然リト雖トモ被告人ノ明示若クハ明言セシ所ノ主旨ニハ違背セザランコトヲ注意スヘキモ

ノトス何トナレバ之ガ上訴ノ主權ナルモノハ被告人ニ在リテ辯護人ニ在ラザレバナリ辯護

人ハ十分ナル上訴權ヲ有スト雖トモ亦是レ被告人ノ代理タルニ過キス之ヲ以テ被告人ガ若  
シ斯クノノ手續ニセロト明言若クハ明示シタル場合ニ於テハ必ス之ニ違背セザル標ニ勉  
ムヘキモノトスルナリ

第二百四十四條 被告人ノ法律上代理人ハ獨立シテ上訴ヲ爲スコト

ヲ得

前條ニ於テハ被告人ノ代理者タル辯護人ハ上訴ヲ爲スノ權利ハ與ヘラレシモ被告人

ノ明言ニハ必ス拘束サレサルベカラサルコトヲ説キタリ

然ルニ本條ニ於テハ條子前條ト表裏ノ規定ヲ股ケテ獨立云々ト規定セシ所以ノモノハ何ゾ

是レ蓋シ被告人ガ前ノ所謂ル被告人ト異ニシテ代理者ガ前ノ所謂代理者ト異ナルヲ以テス

ルノミ

前條ノ被告人ハ法律上ノ一己人タル資格ヲ有スル所ノ被告ナリ而シテ之ガ代理タルモノハ

辯護人ナリ之ヲ以テ縱令ヒ辯護人タリトイヘトモ石モ一己人タル能力ヲ有スルモノ代理ヲ

ナス以上ハ強チニ獨立ヲ爲スコト能ハザルベシ何トナレバ若シ獨立スルモノトスレバコレ

代理ニハアラザルナリ

本條ニ於テハ之ト異ニシテ本條ノ被告人ハ法律上ノ無能力者ナリ乃チ幼者若クハ有夫婦禁

治產者其他ノ無能者ナリ一己人ノ權利ヲ有スルコト能ハサルモノナリ而シテ之ガ代理人タ

ルモノハ辯護人ニアラズシテ幼者ノ父母、婦ノ夫、禁治產者ノ管理人等ノモノナリ無能力者

ノ代理人タルモノハ縱令辯護タルノ資格アルモノニセヨ強チニ被告人ノ明言ニ從フベキモ

ノニアラズ

第二百四十五條 勾留ヲ受ケタル被告人上訴ヲ爲スニハ其申立書ヲ

監獄署長ニ差出シ署長ハ之ヲ其裁判所ニ送致ス可シ  
〔註〕 本條ハ勾留中ノ被告人ガ上訴ヲ爲スノ手續ヲ規定シタルモノナリ  
 勾留セラレツ、アルモノハ明リニ自身ニ裁判所ニ出頭スル等ノコトヲ爲スコトヲ得ス之ヲ以テ其等ノモノガ上訴ヲ爲サントスルトキハ其ノ上訴ノ申立書ヲ監獄署長ニ差出スベキモノトス而シテ監獄署長ガ之ヲ受理スルヲ直チニ其ノ申立書ヲ其ノ裁判所ニ送致シ以テソレノ手續ヲ爲サントトテ要求スルナリ

第二百四十六條 檢事ヲ除ク外上訴ヲ爲シタル者ハ其判決アルマテ何時ニテモ之ヲ取下クルコトヲ得

〔註〕 檢事ハ素ヨリ法律ニ明カナルモノナラザレバ爲ス能ハサルモノトス加フルニ被告事件ニ就テハ其ノ職務柄ナルヲ以テドモ正確ニ取調べサルベカスヲ是ヲ以テ豫審ヲ要求スルニモ公判ヲ要求スルニモ一切ノ職務ハルテ之ヲ法律ニ照合シテ差誤ナキ様ニ注意スベキナリサレバ本條ノ規定ニ於テモ檢事ニ於テハ決シテ取下等ヲナスコトヲ許サルモノト規定シタル所以ナリ

本條ノ規定ニ據レバ檢事ヲ除ク外ハ上訴ヲナシタルモノニテサハアレバ公判々決前ニ於テハ勝手ニ取下細チナシ得ルナリ

第二百四十七條 訴訟關係人天災其他避ク可カラサル事變ノ爲メ上訴期間ヲ經過シタル場合ニ於テ其旨ヲ疏明シタルトキハ期間ヲ經過シタルニ因リ失ヒタル權利ヲ回復スルコトヲ得但障礙ノ止ミタル日ヨリ通常ノ期間内ニ其疏明方法ヲ申立書ニ記載シ上訴ヲ爲ス

可シ

〔註〕 本條ハ天災事變ノ爲メニ上訴期間ヲ遲延シタル場合ヲ規定シタルモノナリ  
 訴訟關係人が公判々決ニ不服ヲ唱ヘテ將ニ法律ニ定メタル期日通りニ上訴ヲ申立テントスルニ際シ天災(風雨地震等ノ類ナリ)其他ノ避クベカラサル事變(戰爭等ノ如シ)ノ爲メニ其ノ上訴日限ヲ經過シタル場合ニ於テハ全休期限遲延ニ於テハ上訴權ヲ失フベキモノナリト雖トモ斯カル天災時變ハ上訴人ノ故意カ若クハ又怠慢等ニヨリテ生ゼシモノニハアラザルヲ以テ十分ニ之ガ事由ヲ疏明シタル場合ニ於テハ亦其上訴權ヲ回復スルコトヲ得ベキモノトス

然リ而シテ此等ノ場合ニ於テハ其ノ天災事變ノ全ク止ミタル日ヲ以テ上訴期間ノ起算日トナシ通常ノ期日即チ五日以内ニ之ヲ爲スベキナリ(第二百五十條參照)

第二百四十八條 前條ノ申立アリタルトキハ裁判所書記速ニ其申立書ヲ相手方ニ送達ス可シ相手方ハ三日内ニ答辨書ヲ差出スコトヲ得

上訴ヲ裁判ス可キ裁判所ニ於テハ檢事ノ意見ヲ聽キ先ツ其申立書許ス可キヤ否ヤヲ決定ス可シ

〔註〕 前條ニ規定シタル天災事變等ノ爲メニ上訴日限ヲ遲延シタル理由ヲ申立タルトキハ裁判所書記ハ之ヲ受理スルト速カニ其ノ申立書ヲ相手方即チ訴訟關係人中ノ其他ノモノニ送達スベキモノトス  
 而シテ相手方ニ於テ其ノ送達ヲ受ケタルトキハ其ノ日ヨリ起算シテ三日以内ニ其ノ申立書ニ付テノ答辨書ヲ差出スベキモノトス

上訴申立ヲ受理シテ之ヲ裁判スベキ所ノ裁判所ニ於テハ先ツ檢事ノ意見ノ如何ヲ聽キテ其申立ノ趣ヲ果シテ許可スベキモノナルヤ否ヤヲ第一着ニ決定シテ以テ其ノ他ニ及ボスベキモノトス

**第二百四十九條** 上訴完結ノ後其訴訟記録ハ上訴審ニ於テ爲シタル裁判ノ謄本ト共ニ第一審裁判所ニ之ヲ返還ス可シ

**附註** 上訴ノ申立ガ念々受理セラルルコトハナリタル後ニ其ノ上訴ニ就テハ訴訟記録ハ上訴審(上訴申立ヲ受理シテ之ガ裁判ヲ行ハセシ所ノ裁判所)ニ於テ爲シタル所ノ裁判ヲ決シテ附本ト共ニ第一審裁判所ニマナ之ヲ返還スベキモノトス

第一審裁判所トハ設如ク區裁判所判決ニ付テ不服ヲ唱ヘ地方裁判所ニ上訴セシ場合アルニ於テハ地方裁判所ノ審判ヲ上訴審ト言ヒ區裁判所ヲ以テ第一審裁判所トナシテ以テ之ヲ區別スルナリ

**第二章 控訴**

**第二百五十條** 控訴ハ區裁判所又ハ地方裁判所ノ第一審ニ於テ爲シタル本案ノ判決及ヒ**第百八十七條**ニ規定シタル本案前ノ判決ニ對シ之ヲ爲スコトヲ得

**附註** 概ニ二百四十二條ニ於テ説キタル如ク控訴ハ事實ノ覆審ヲ要求スル訴訟ニ於テ不服ナルトキニ今一段上級ナル裁判所ニ向ツテ更ニ其ノ事實ノ覆審ヲ爲サンコトヲ要求スルノ訴訟ヲ云フナリ

今本條ノ法文ヲ解センニ控訴ナル訴訟ハ區裁判所又ハ地方裁判所ノ第一審ノ場合ニ於テ爲シタル本案即チ訴訟本案ノ判決ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ得ベシ

又**第百八十七條**ノ本案前ノ判決ニ對シテモ亦控訴ヲ爲シ得ベシ

今本條ヲ解スルニ付キ必要ナルヲ以テコ、ニ法文ヲ寫サシ

**第百十六條** 檢事及ヒ被告人ハ第一審第二審ヲ開ハス本案ノ判決アルマテ何時ニテモ管轄權又ハ公訴受理スヘカヲ申立テ爲スコトヲ得

裁判所ニ於テハ職權ヲ以テ管轄權又ハ公訴受理スベカラサル旨渡テナスコトヲ得

**第百八十七條** 裁判所ニ於テ前條ノ申立ヲ却下シタルトキハ本案ノ判決ヲ待タズ直チニ控訴又ハ上告ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ本案ノ辯論ヲ停止ス

本條ノ規定ニヨレバ控訴ナルモノハ區裁判所又ハ地方裁判所ノ第一審ノミニ限りテ之ヲ爲スコトヲ得ベクシテ第二審ノ判決ニ向ツテハ決シテ爲スコトヲ得サルモノトナスモ可ナリトス

**第二百五十一條** 控訴ハ判決ノ一分ニ限り之ヲ爲スコトヲ得若シ之ヲ限ラサルトキハ判決ノ全部ニ對シ控訴ヲ爲シタルモノト看做ス可シ

**附註** 控訴ナルモノハ前條ノ判決ノ或ル一部ニ限りテ之ヲ爲スモ亦差支ヘサルモノトス若シ控訴申立ニ其判決ノ一部ヲ控訴スル旨ヲ明記セザルトキハ無論判決ノ全部分ヲ控訴シタルモノト見做スナリ

**第二百五十二條** 控訴ノ期間ハ判決言渡アリタル日ヨリ五日トス

關席判決ヲ受ケタル者ハ故障ノ期間内故障ヲ爲サスシテ直チニ控訴ヲ爲スコトヲ得

**附註** 控訴申立ノ期間ハ第一審判決ノ言渡結了ノ即日ヨリ向テ五日間ヲ限リテコレヲ爲ス

ベキモノトス

開席ヲ受ケタルモノガ控訴ヲ爲サント欲スルトキハ故障ヲ爲スベキ期限内ヲ以テ直チニ之ヲ控訴期限トナシテ其期限内ニ於テ控訴ヲ爲スベキモノトス

但シ右ノ場合ニ於テハ故障ヲ爲サズシテ直チニ控訴ヲナスベキモノトス然ラザレバ故障ヲ爲スト同時ニ控訴ヲ爲スコトハ到底得ベカラザルコトナレバナリ

而シテ本條ノ場合ニ於テハ第二百四十七條ノ例外ノ場合モ亦之レナシトセス其ノ場合ニ於テハ矢張り該條ノ規定ヲ適用スベキモノトスルナリ

**第二百五十三條** 本案ノ判決ニ對スル控訴ノ期間内及ヒ控訴アリタルトキハ判決ノ執行ヲ停止ス

**附註** 本條ハ判決ノ執行ヲ停止スベキ場合ヲ規定シタルモノナリ

凡ソ裁判ニ於テノ判決アリタルトキハ直チニ其ノ判決セシ處ニ從フテ之ガ執行ヲ爲サザルベカラズ然リト雖トモ本條ノ判決ニ對スル控訴ノ期間内ハ判決ノ執行ヲ停止スベキモノトスベキナリ

而シテ又已ニ控訴アリタルトキト雖トモ亦同シク判決ノ執行方ヲ停止シテ以テ控訴ノ判決如何ヲ待ツベキモノトス

**第二百五十四條** 控訴ヲ爲スニハ其申立書ヲ原裁判所ニ差出ス可シ

裁判所ハ控訴ノ申立アリタルコトヲ速ニ相手方ニ通知ス可シ

**附註** 裁判ヲ決アリ之ニ服セズ直チニ控訴ノ申立ヲ爲サント欲スルモノハ先ツ其ノ控訴ノ申立書ヲ調製シテ期限内ニ之ヲ其ノ裁判ヲ爲シタル所ノ裁判所(本文ノ原裁判所ナリ)ニ差出スモノトス

又裁判所(原裁判所)ニ於テ之ガ控訴ノ申立書ヲ差出シタルトキハ其ノ旨ヲ速カニ相手方ニ通知スベキコトナリトス何トナレバ相手方ノモノトイヘトモソレコレニ付テノ用意ヲ爲サザルベカラザレバナリ

**第二百五十五條** 原裁判所ニ於テ期間ヲ經過シタル控訴ノ申立ハ決定ヲ以テ之ヲ棄却ス可シ

此決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

**附註** 法律ニ規定シタル所ノ期間ヲ經過シタル後ニ至リテ控訴ノ申立ヲ爲シタルモノアリトキニ於テハ原裁判所乃チ第一ニ申立書ヲ受ケタルコロノ原裁判所ニ於テ決定ヲ以テ其申立ヲ棄却スベキモノトス蓋シ上來シバ(一) 該キタル如ク法律ニ於テ期間ヲ一定シアレバ其期間ヲ經過シタルモノハ法律上ヨリシテコレヲ受ケコレヲ裁判スルモノニアラズトスレバナリ

此ノ棄却ノ決定ニ對シテ不服ナルトキハ抗告ヲ爲スコトヲ得ベシ  
抗告ノコトハ後ノ規定ニ於テ説クベクニハ逐フテ之ヲ了解スベシ又決定トハ別ニ判決等ノコトヲ爲サズシテ裁判所ニ於テ之ヲ專決スルナリ

**第二百五十六條** 訴訟記録ハ檢事ヨリ控訴裁判所ノ檢事ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出ス可シ

公訴ノ判決ニ對シ控訴アリタル場合ニ於テ被告人勾留ヲ受ケタルトキハ檢事ヨリ之ヲ控訴裁判所ノ監獄ニ移ス可シ

**附註** 訴訟記録ハ檢事ヨリ控訴裁判所ノ檢事ニ送致スベキモノトス而シテ其ノ之ヲ受ケシ

所ノ控訴裁判所檢事ハ又之ヲ其裁判所ノ控訴裁判所ノ判事ニ差出スベキモノトス蓋シ此等ノモノハ其ノ裁判所判事ニ於テ事實及ヒ法律ノ審判ヲ爲スニツキ必要ナルモノナレバナリ又公訴ノ判決ニ對シ控訴ノ起リタル場合ニ於テ若シ其ノ被告人ガ拘留ヲ受ケタルモノナルトキハ之ヲ控訴裁判所ノ最近ノ地ノ監獄署ニ送致スベキモノトス蓋シ被告人ナクシテ成立タルモノナリ

私訴ニ於テハ別ニ被告人ヲ拘留スル等ノコトナシ又被告人ノ逃亡スル等ノ虞モ亦ナキモノトス是ヲ以テ私訴ハ之ヲ除キテ而シテアコトサラニ第二項ノ法文ニ於テハ公判ノ判決云々ト明記セシ所以ナリ

被告人ガ拘留ヲ受ケナガラ控訴ノ手續ヲ爲スニハ其ノ辯護ヲシテ爲サシムルカ若クハ第二百四十五條ノ規定ニ從フベキモノトス如シ

**第二百五十七條** 控訴裁判所ニ於テハ訴訟關係人ニ對シ呼出狀ヲ發シタル後其裁判ニ取掛ル可シ

呼出狀ノ送達ト出頭トノ間少クトモ二日ノ猶豫アル可シ

控訴ヲ受ケタル控訴裁判所ニ於テハ總令控訴ヲ受ケタリトモ此等訴訟關係人ニ向ツテ控訴裁判開始ノ呼出ヲ發セシ後ニアラザレバ其ノ控訴事件ニ着手スルコトアルベカラズ是レ蓋シ控訴裁判所ニ於テノ順序ナリ

訴訟關係人ト雖トモ各々其ノ用意ナカルベカラザルヲ以テ出廷セシムル所ノ期日ハ必ス呼出狀送達ヨリ二日以上ノ猶豫ヲ與フベシ

**第二百五十八條** 控訴ノ裁判ニ付テハ地方裁判所ノ第一審ニ關スル

規定ヲ適用ス

**第一審ニ於テ訊問シタル證人又ハ鑑定ヲ爲シタル鑑定人ハ控訴裁判所ニ於テ其再度ノ訊問鑑定ヲ必要ナリトセサルトキハ之ヲ呼出ササルコトヲ得**

凡ソ控訴裁判所ハ第一審判決ニ對スル訴訟ヲ裁判スル所トナス之ヲ以テ本條ニ規定シタル如ク控訴裁判所ノ規定ハ自然ニ地方裁判所ノ第一審ノ規定ト同軌ナラサルヲ得ズコレ本條第一項ノ規定アル所以ナリ

又第一審ニ於テハ証人又鑑定人等ヲ必用トシテ之ヲ呼出シ証人ニハ事實ヲ訊問シ鑑定人ニハ物件ヲ鑑定セシムル等ノコトヲナスベキコトアリト雖トモ若シ再度ノ訊問若クハ鑑定ヲ別ニ必用ナル場合ナシト思料スルトキハコレ等ノモノヲ呼出サズトモ差支ナキナリ蓋シ是等ハ必用ニ迫リテ呼出スモノナレバ若シ必用ナキトキニ之ヲ呼出スガ如キハコレ等ノ者ノ自由ヲ妨害スルヲ免レザレバナリ

**第二百五十九條** 控訴ノ相手方ハ其判決アルマテ附帶控訴ヲ爲スコトヲ得

控訴裁判所ノ檢事モ亦附帶控訴ヲ爲スコトヲ得

本條ハ控訴ノ對手人ハ控訴ノ裁判官渡アルマテノ間ナレバ何時ニテモ附帶ノ控訴ヲ爲スコトヲ得ベキ旨ヲ規定セシモノナリ

附帶ノ控訴トハ本案ニ附帶シタル他ノ訴訟ナリ設如ク發見ニ甲ナルモノアリテ強盜犯罪ヲ以テ捕縛シ且ツ殺人罪ノ嫌疑マテモアルモノナリ然ルニ地方裁判所ニ於テハ殺人罪ヲ以テ之ヲ論セスシテ僅ニ強盜犯ヲ以テ裁判官渡ナ高シ刑ヲ適用シタリ然ルニ被告人ハ尙ホ之ヲ



以テ不當トナシ猶其刑ノ旨渡ヲ以テ重シトナシテ之ガ控訴ヲ起シタリ而シテ殺人事件ニツキテノ被害者モ亦此キニ其裁判所ノ殺人事件ヲ取ラザリシチ不滿ニ思フヤ被告人ノ控訴セシテ附キ已レモ亦之ニ乘シテ控訴ヲ爲ス場合チ云フナリ

**第二百六十條** 控訴裁判所ニ於テハ控訴ノ期間内ニ於テ申立ヲ爲シタルヤ否ヤヲ調査シ期間ノ經過後ニ係ルモノト認ムルトキハ判決ヲ以テ控訴ヲ棄却ス可シ

本條ハ期間經過ノコトヲ規定シタルモノナリ

第二百五十五條ノ規定ニ於テハ原裁判所ガ先ツ控訴申立書ヲ受ケタルトキハ期間ヲ經過シタルモノナルトキハ決定ヲ以テ之ヲ受理セザル規定ナリシト雖トモ本條控訴裁判所ノ規定ニ於テハ判決ヲ以テ之ヲ言渡スベキ旨ヲ定メタリ  
蓋シ控訴裁判所ハ初メ之ヲ受理スベキヤ否ヤヲ調査シ若シ受理スベカラザルモノナリシトキハ之ヲ棄却スベシ然ラハ何ノ原裁判所ニ於テハ之ヲ判決セズシテ控訴裁判所ニ於テハ之ヲ判決スベキヤ曰ク原裁判所ハ縱如ク受付ナリ而シテ控訴裁判所ハ之ガ主役ナリ受付ハ只其ノ受付クベキモノナルヤ否ヤヲ調査シ受付クベキモノナルトキハ之ヲ受付ケ受付クベカラザルモノナルトキハ之ヲ却下スルノミ而シテ原裁判所ニ於テ之ヲ受付ケ之ヲ主役ニ廻シヤ主役ハ職務柄ナレバ十分ノ許スベキヤ否ヤヲ調査シ若シ許スベキモノナリシトキハ之ガ公判ヲ開キ許スベカラザルモノナルトキモ亦公判廷ニ於テ其許スベカラザルモノナルコトヲ判決スルナリ之レ重キテ控訴裁判ニ委セシモノナリ

**第二百六十一條** 控訴裁判所ニ於テハ控訴ヲ理由ナシトスルルハ判決ヲ以テ控訴ヲ棄却ス可シ控訴ヲ理由アリトスルトキハ原判決ヲ

**取消シ更ニ判決ヲ爲ス可シ**

本條ハ前條ト稍々異ニシテ控訴ヲ理由アリトシテ受理ズベキヤ否ヤニ就テノ規定ヲ設ケシモノナリ

控訴人ガ控訴期間ヲ經過シ去ラザル中ニ控訴ノ申立ヲ爲シタルトキハ控訴裁判所ニ於テハ之ヲ受理セザルノ道理ナシ之ヲ受理シテ裁判ヲ爲スベキガ理ノ當然ナルモノトナス然リトイヘドモ被告人ガ控訴ノ理由ナクシテ妄リニ自己ノ罪過ヲ輕クセンコトヲ寫ヒ以テ控訴ヲ爲スモノアルチ免レズ是レ本條ノ規定アル所以ナリ

控訴裁判所ニ於テ期間ヲ經過セザル控訴申立ヲ受理シタルトキハ又直チニ其ノ控訴申立ノ理由ガ果シテ正當ナルヤ否ヤヲ取調ブベキモノトス若シ別ニ正當ナル理由ナキモノナリシトキハ直チニ前條ノ規定ノ如ク判決ヲ以テ理由ナキ控訴ナレバ之ヲ棄却スルノ旨ヲ言渡サザルベカラザルナリ

之ニ反シテ若シ其ノ控訴申立ニシテ期間モ經過シタルモノニアラス又控訴ヲ申立ツベキ所ノ十分ナル理由チ有スルモノナリシトキハ控訴裁判所ニ於テハ之ヲ受理セザルヲ得ズ果シテ之ヲ受理シタルトキハ原裁判所ノ判決ニ對シ控訴ヲ申立テシモノナレバ原裁判所ノ判決ヲ取消シ置キ更ニ其ノ訴訟ヲ裁判シ判決スベキモノトス

**第二百六十二條** 控訴裁判所ニ於テハ原裁判所ノ管轄違ナルコトヲ認メタルトキハ原判決ヲ取消ス可シ此場合ニ於テ勾留ヲ要スルモノト認メタルトキハ前勾留狀ヲ存シ又ハ新ニ勾留狀ヲ發シ其事件ヲ檢事ニ交付ス可シ

原裁判所ニ於テ不當ニ管轄違ヲ言渡シタルトキハ其判決ヲ取消シ

事件ヲ其裁判所ニ差戻ス可シ

控訴裁判所ニ於テハ原裁判所ニ於テ其ノ控訴トナリタル事件ヲ裁判セシテ以テ管轄違ヒノモノナリト認定シタルトキハ原裁判所ノ判決ヲ取消スベキモノトナス而シテ此場合アルニ於テハ其ノ被告人ハ勾留ヲ要スベキモノト控訴裁判所ニ於テ認めタルトキハ前ノ勾留即チ原裁判所ノ決定ヲ以テ拘留狀ヲ發シテ勾留シタル其ノ勾留狀ヲ生カシ又ハ未ダ勾留狀ヲ發セザリシモノナリシトキニ於テハ新タニ勾留狀ヲ發シテ其事件ヲ檢事ニ付シテ之ヲ取捌カシムベシ

原裁判所ガ其事件ガ管轄違ニハアラザルモノナリシテ誤マリテ管轄違ノ言渡ヲナシタルモノト認めタルトキハ其ノ管轄違ノ言渡ヲ取消シ(控訴裁判所ニテ)更ニ其ノ事件ヲ原裁判所ニ差戻シテ再ヒ之ヲ裁判セシムルモノトス

第二百六十三條 前條第一項ノ場合ニ於テ控訴ヲ受ケタル地方裁判所自ラ其事件ニ付キ第一審トシテ裁判權ヲ有スルトキハ更ニ其事件ニ付キ判決ヲ爲ス可シ但事件重罪ナルトキハ第二百四拾一條ノ規定ニ依ヒ處分ス可シ

前條第一項ノ場合即チ原裁判所ノ管轄違ナルコトヲ認めテ原判決ヲ取消スヘキ其場合ニ於テ若シ控訴ヲ受ケタル地方裁判所(區裁判ノ判決ニツキ控訴シタルトキハ地方裁判所之ガ控訴ヲ裁判スベシ)自カラ其ノ事件ニツキ第一審ノ裁判權ヲ有スルモノナルトキハ更ニ其事件ニツキ第一審ノ裁判ヲナシ判決ヲ爲スベシ  
而シテ此ノ場合ニ於テ輕罪ナリト思料シテ受理セシ其ノ事件ガ重罪ナリト認めラルトキハ第二百四十一條ノ規定ニ依フテ處分スベキモノトス

今第二百四十一條ノ法文ニ曰ク

裁判所ニ於テ輕罪トシテ受理シタル事件ヲ重罪ナリトスルトキ又ハ檢事ヨリ更ニ其ノ事件ヲ重罪トシテ取調スルコトヲ申立テタルトキハ豫審判事ニ送付スル決定ヲ爲スベシ但シ被告人拘留狀ヲ受ケサルトキハ勾留狀ヲ發スベシ

其被告事件豫審ヲ繼タルトキハ公判ヲ止メ更ニ重罪事件トシテ裁判スヘキ旨ノ決定ヲ爲シ受命判事ヲシテ其ノ事件ノ取調ヲ報告ナシ得サシムベシ

受命判事ハ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得

右ノ規定ヲ以テ本條ノ場合ニ適用スベキモノトス

第二百六拾四條 控訴院ニ於テ地方裁判所カ輕罪ナリト判決シタル事件ヲ重罪ナリトスルトキハ又ハ其事件ヲ重罪ナリトシテ主タル控訴又ハ附帶控訴アリタルトキハ其公判ヲ止メ更ニ重罪事件トシテ裁判ス可キ旨ノ決定ヲ爲シ受命判事ヲシテ其事件ノ取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシム可シ

受命判事ハ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得  
本條ノ場合ニ於テ被告人辯護人ヲ撰任セサルトキハ第二百三十七條第二項ノ規定ニ依ヒ裁判長ノ職權ヲ以テ辯護人ヲ撰任ス可シ

控訴院ニ於テ地方裁判所カ輕罪ナリト判決ヲ爲シタル事件ガ重罪ナリト認定スルトキ又ハ其ノ事件ヲ重罪ナリト認めテ主タル控訴若シハ之ニ附帶シタル從タル控訴アリタルトキハ其ノ公判ヲ止メ更ニ重罪事件トシテ裁判ヲ任直スヘキ旨ノ決定ヲナシ受命判事ヲシ

ア其ノ事件ノ取調方ヲナシテ以テ之カ報告ヲナサシムベシ  
受命判事ハコノ場合ニ於テハ豫審判事ノナスベキ處分ヲナスコトヲ得ベシ蓋シ一タビ豫審  
ヲ終結シタルハ再ヒ之ヲ豫審ニ付スルコト能ハサレバナリ

本場ノ場合アルトキニ於テ若シ被告人ノ方ニ於テ別ニ辯護人ヲ選任セザリシトキハ本法第  
二百三十七條ノ第二項ノ規定スルトコロニ從ヒ裁判長ノ職權ヨリシテ辯護人ヲ選任スルコ  
トアルベシ  
蓋シコレ重罪ノ時ニ限ルノミ何トナレバ輕罪ハ簡易ニシテ別ニ被告人ノ意思ナケレバ辯護  
人ヲ選任スルニ及バザルモノトスレバナリ

第二百三十七條ノ第二項ノ法文ニ曰ク  
若シ辯護人ヲ選任セザルトキ裁判長ノ職權ヲ以テ其ノ裁判所々區ノ辯護士中ヨリ之ヲ選  
任スベシ被告人及ヒ辯護士ニ異議ナキトキハ辯護士一名ヲシテ被告人數名ノ辯護ヲナサ  
シムルコトヲ得

第二百六十五條 被告人辯護人又ハ法律上代理人ノミ控訴ヲ爲シタ  
ルトキハ原判決ヲ變更シテ被告人ノ不利益ト爲スコトヲ許サス  
被告人ノ利益ノ爲メ檢事ヨリ控訴ヲ爲シタルトキ亦同シ

木條ハ被告人ノ利益ヲ計ルベキ場合アルヲ規定シタルモノナリ  
被告人辯護人又ハ法律上代理人ノミヨリ控訴ヲ爲シタルトキハ原裁判所ノ判決ヲ變更シテ  
被告人ノ不利益ト爲スコトアルベカラズ  
被告人辯護人又ハ法律上代理人ヨリ控訴セシモノハ前項ノ如シテ檢事ヨリ控訴ヲ申出  
テタルトキハ本條第一項ノ限りニアラザルナリ然リト雖トモ若シ檢事が被告人ノ刑ノ言渡

ノ重キニ過タルヲ不服ニテ控訴ヲ爲シタルトキニ限りテハ本條第一項ノ場合ト同シク被告  
ノ不利益トナラサル様ニスルコトヲ得ベシ  
是レ蓋シ舊治罪法第三百四十四條ノ第二項ノ法文ニ於テ  
被告人ノミ控訴ヲナシタルトキハ原裁判言渡ヨリ重キ刑ヲ言渡スコトヲ得ス  
トアルヨリ之ヲ改正シテ本條ト爲シタルモノト知ラル  
然ラバ何ヲ以テ被告人方ノモノガ控訴ヲ爲シタルトキハ原裁判々決ヲ變シテ更ニ重キ刑ノ  
言渡ヲナスコトヲ得サルヤ蓋シ被告人ガ刑ヲ免ルカ又ハ之ヲ輕減セラレント欲シテ控訴  
ヲ爲セシニ控訴裁判所ニ於テ之ヨリ更ニ重キ刑ヲ言渡ス如キハ道理上アルベカラザルノコ  
トナリ何トナレバ控訴裁判所ニ於テハ被告人ノ控訴ニ從ヒ原裁判ハ適當ナリヤ否ヤヲ取調  
ベルニ止マリテ原裁判所言渡ノ刑ヨリモ重キ刑ヲ言渡スヘキヤ否ヤヲ目的トシテ取調アベ  
キ所ニアラザレバナリ

第二百六十六條 控訴申立人出頭セサルトキハ關席判決ヲ以テ控訴  
ヲ棄却シ相手方出頭セサルトキハ申立人ノ意見ヲ聽キ關席判決ヲ  
爲ス可シ

控訴申立人ニシテ不參セシ場合ニ於テハ關席判決ヲナシテ之ガ控訴ヲ棄却スベキモ  
ノトス  
又控訴申立人出頭セシト雖トモ相手方ノモノガ不參セシトキハ別ニ棄却スルコトハ爲サズ  
シテ控訴申立人ノ意見ヲ聽キシ上ニテ若シ關席判決ヲ爲シテモ差支ナシトナラバ直ニ欠  
席判決ヲ爲シテ終結セシムベシ  
蓋シコレ控訴ナルモノハ元ト控訴申立人ヨリシテ成立シシモノニ外ナラズ然ルニ控訴申立

刑事訴訟法第五編第二章控訴

二百二十九

人ニシテ控訴判決ノ日限ニ出頭セサル等ノ不都合アル場合ニ於テハ直チニ即席判決ニテ之ヲ棄却スルコト是レ當然ノコトトス  
然リトイヘトモ控訴申立人ハ出頭セシモ相手方不参ノ場合ニ於テハ別ニ棄却セシム蓋シ控訴申立人ニ於テ別ニ過誤怠慢ノ罪ナクテレバナリ

第三章 上告

第二百六十七條 上告ハ地方裁判所又ハ控訴院ノ第二審ニ於テ爲シタル本案ノ判決及ヒ第百八十七條ニ規定シタル本案前ノ判決ニ對シ之ヲ爲スコトヲ得

上告ナルモノハ本條ニ規定シアル如ク地方裁判所又ハ控訴院等ニ於テ爲シタル第二審ノ本案ノ判決ニ對シ若クハ又百八十七條ニ規定シアル本案前ノ判決ニ對シテ爲スコトヲ得ベキモノトス

上告トイヘバ直チニ大審院ニ上訴スルノミナリ以テ上告ト思フ人アレド雖モ是レ限ルニアラズ控訴院ニ於テモ亦上告ヲ取扱フコトアリ蓋シ控訴院ニ於テ爲ス上告ハ初メ即席裁判所ノ判決ニ對シ不服ヲ唱ヘテ地方裁判所ニ控訴セシニ地方裁判所ノ判決モ亦不服ナリシ場合ニ於テ更ニ控訴院ニ訴フルナリコノ場合ヲ上告トイフコトアリ讀者單ニ大審院ノミト思フテハ或ハ誤マルコトアルベシ

第百八十六條ヨリ七條ニ至ル法文ヲコトニ掲ケテ讀者ノ便ニ供セント欲ス其解ノ如キハ要ヨリ前ニ在リ而シテ本條ニ於テハ第百八十六條ハ不用ノ如シト雖トモ亦用ウル所ナキニアラザルベシ

第百八十六條 檢察官及被告人ハ第一審第二審ヲ開ハス本案ノ判決アルマテ何時ニテモ

沿罪法

第四百十一條 免訴又ハ無罪ノ言渡アリタル場合ニ於テハ被告ノ利益ノ爲メ定メタル規則ニ背キタルコト又ハ犯罪ノ場所ニ因リ管轄違アリト雖モ上告ヲ爲スコトヲ得ス

第四百十二條 民事原告人被告人及ビ民事

担当者ハ私訴ニ關スル豫審又ハ公判ノ言渡ニ對シ第四百十二條ニ定メタル理由ニ付上告ヲ爲スコトヲ得  
第四百十三條 上告ノ對手人ハ大審院ノ判決アルマテ何時ニテモ附帶ノ上告ヲ爲スコトヲ得

大審院檢察官長モ亦附帶ノ上告ヲ爲スコトヲ得

第四百十四條 上告ノ期限ハ三日ナリトス但豫審ニ付テハ言渡書ノ送達アリタルヨリ起算シ公判ニ付テハ言渡アリタルヨリ起算ス

第四百十五條 豫審又ハ公判ノ言渡ニ對シ上告アリタル時ハ拘留保釋責任釋放及放免ノ言渡ヲ除クノ外其執行ヲ停止ス

第四百二十條 書記ハ前數條ニ定メタル期限經過シタル後速ニ訴訟書類及ビ上告書類ヲ其ノ裁判所ノ檢察官ニ差出スベシ  
檢察官ハ其書類ヲ五日內ニ大審院檢察官長ニ差出シ且意見アルモノハ之ヲ添フベシ  
檢察官ハ上告事件ヲ

管轄違又ハ公判受理スベカラサル申立チナスコトヲ得

裁判所ニ於テハ職權ヲ以テ管轄違又ハ公判受理スベカラサル言渡ヲナスコトヲ得

第百八十七條 裁判所ニ於テ前條ノ申立チ却下シタルトキハ本案ノ判決ヲ待タズ直チニ控訴又ハ上告ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ本案ノ辯論ヲ停止ス

第二百六十八條 上告ハ法律ニ違背シタル裁判ナルコトヲ理由トスルトキニ限り之ヲ爲スコトヲ得

法則ヲ適用セス又ハ不當ニ適用シタルトキハ法律ニ違背シタルモノトス

本條ハ上告ヲ爲スベキ起因ヲ説キタルモノナリ

如何ナルコトニテ擣ヒナク明リニ大審院等ニ上告スルニ於テハ人皆ナ上告ヲ以テ通常ノ茶飯事スルニ至ルベシ果シテ然ラバ遂ニ一國ノ最上等ノ裁判タルノ價值ヲ失フコトアルヤモ亦計ルベカラズ是レ故ラニ本條ヲ規定シテ上告ハ法律ニ違背シタル裁判ナルコトヲ理由トスルニアラザレバ決シテ明リニ之ヲ爲スコトアタハザルモノト規定セシ所以ナリ本條ノ規定豈止ムナ得ンヤ

果シテ然ラハ法律ニ違背シタル裁判トハ如何ナルモノナ指スカ段ニ其ノ定義ナカルベカラズ是ヲ以テ第三項ニ於テ法律規則ヲ適用スベキ場合ニ適用セス又ハ適用ハナセシモ其適用ガ不當ナリトスルトキハ既ニ之ヲ以テ本條第一項ノ規定ノ法律ニ違背シタルモノト爲シテ上告ヲナシ得ルナリ

第二百六十九條 裁判ハ左ノ場合ニ於テ常ニ法律ニ違背シタルモノトス

不正ニ出テタルヤノ疑ヒハ免ル、能ハス是レ蓋シ上告ノ理由トスルヲ許シタル所以ナリ然レトモ檢事其ノ他訴訟關係人ヨリ忌避ノ申請又ハ上訴ヲ以テ除斥ノ理由ナラズシタルモ其効力カリシトキハ之ヲ以テ上告ノ理由トナスコトヲ得サルヲ以テ通例トス是レ其効力ナカリシヲ以テナリ

第三〇 本項ハ或ハ前項ト同一ナルガ如シト雖トモ亦自カラ異ナル所ナシトモス乃チ左ニ説ク所ノ如シ

本法第四十一條ノ

第四十一條 刑事法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除斥セラルル場合及ヒ偏頗ナル裁判ヲ爲スコトヲ疑フニ足ルベキ情况アル場合ニ於テハ檢事其他訴訟關係人ヨリ之ヲ忌避スルコトヲ得

ナル規定ニヨリ檢事其他訴訟關係人ヨリ忌避ヲ申請スルニハ第四十條ノ除斥ノ理由アル場合ノミニ限ラスシテ第四十條ノ理由外ト雖トモ偏頗ナル裁判ヲ爲スコトヲ疑フニ足ルベキトキハ同シク忌避ノ申請ヲナスヲ得ベシ蓋シ本項ハ第四十條ノ理由以外ノ場合ニ於テ忌避シ刑事其忌避ノ申請ヲ十分理由アリト認メツ、仍ホ裁判ニ干與シタ場合ヲ指スモノナレバ自カラ前項ト異ナルヲ見ン

第四〇 本項ハ管轄スベキモノヲ管轄違ナリト判決シ管轄ニアラザル裁判所ニ其ノ事件ヲ移スベキノ判決ヲナシ或ハ又管轄違ナルモノヲ以テ管轄ナリト判決シタル等ノ如キ場合ヲ云フモノナリ

蓋シ管轄違ニアラザルモノヲ管轄ナリト判決シ管轄ト爲スベキモノヲ以テ管轄違ナリト判決スルガ如キコトアラバ是レ法律ニ違背シタルモノニ外ナラス是レ亦一ノ理由トナス

所以ナリトス

第五〇 本項ハ公訴權が既に時効等ノ原因ニヨリテ消滅シタルニモ拘ハラズシテ判事が公訟ヲ受理シテ裁判ノ手續ヲ爲シタルカ或ハ又告訴ヲ待テ初メテ受理スベキ條件ヲ告訴アルヲ待タズシテ之ヲ受理シ裁判シタルカ或ハ又受理セザルベカラザル公訴ヲ受理セザリシ場合等ノ如キヲ云フ

蓋シ本項ノ場合等モ亦法律ニ違背シテ被告人若クハ其他ノモノニ不利益ヲ加ヘタルモノニ外ナラズ

第六〇 本項ノ檢事ノ意見ヲ聽カザルトキモ亦上告ノ理由トナスコトヲ得ルナリルヲ檢事ノ意見ヲ聽クカ如キハ其ノ力ニ至リテハ甚タ薄弱ナルモノタルヲ免レスシカノミナラズ別ニ之ヲ聽キタレバトテ手續ノ無効トナルモノニモアラズ表面上ヨリシテ之ヲ見ルトキハ亦無益ノ手續タルヲ免レザルガ如シ然リト雖トモ之レ決シテ然ラズ檢事ハ代權ノ資格ヲ有シ公益ヲ維持スルヲ以テ本務ト爲スモノナレバ必ズ思考スベキコトアルモノトス是レヲ以テ法律ニ於テ必ズ之ヲ聽キ以テ心証ノ資料トナサシメタル所以ナリトス其ノ尤モ顯著ナル例ハ則チ豫審終結前ニ檢事ノ意見ヲ聽カザリシトキ又ハ保證金ヲ沒收スルニ檢事ノ意見ヲ聽カザリシトキ等ノ場合ナリトス

第七〇 訴ヘアラザレバ之ヲ裁判セズトハ是レ治罪ノ一大原則ナリ之ニ背クハコシ治罪ノ原則ニ悖ルモノナリ蓋シ斯ノ如キ場合アリシニ於テハ最モ上告ノ理由トナラザルベカラザルモノナリ

然リト雖トモ是レ亦例外ノ場合ナキニアラズ即チ公庭内ノ犯罪ノ如キ或ハ第四百八十四條及ヒ第四百八十五條ノ規定ノ場合等ノ如キ是ナリ

刑事局ノ簿冊ニ登記  
ス可キナ院長ニ請  
求スベシ  
第四百二十一條 上告  
申立人及ビ對手人ハ  
代官人ヲ差出ス可キ  
得  
重罪ノ刑ノ言渡ヲ受  
ケタル者上告ヲ爲シ  
又ハ檢察官ヨリ重罪  
ノ刑ニ該ルベキ者ト  
シテ上告ヲ爲シタル  
場合ニ於テ刑ノ言渡  
ヲ受ケタル者自ラ代  
官人ヲ選任セザルハ  
ハ院長ノ職權ヲ以テ  
其院所屬ノ代官人中  
ヨリ之ヲ選任スベシ  
第四百二十六條 上告  
申立人又ハ對手人ヨ  
リ代官人ヲ差出サ、  
ルハ其儘ニテ判決  
ヲ爲スヘシ  
第四百二十七條 大審  
院ニ於テ上告ノ理由  
ヲ示トスルハ之ヲ  
棄却スルノ言渡ヲ爲

- 第一 規定ニ從ヒ判決裁判所ヲ構成セザリシトキ
  - 第二 法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除斥セラレタル刑事裁判ニ參與シタルトキ但忌避ノ申請又ハ上訴ヲ以テ除斥ノ理由ヲ主張シタルモ其效ナカリシトキハ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スコトヲ得ス
  - 第三 刑事忌避セラレ其忌避ノ申請ヲ理由アリト認メタルニ拘ハラス裁判ニ參與シタルトキ
  - 第四 裁判所ニ於テ其管轄又ハ管轄違テ不當ニ認メタルトキ
  - 第五 法律ニ背キ公訴ヲ受理シ又ハ受理セザルトキ
  - 第六 法律ニ定メタル場合ニ於テ檢事ノ意見ヲ聽カサルトキ
  - 第七 裁判所ニ於テ請求ヲ受ケタル事件ニ付キ判決ヲ爲サス又ハ職權ヲ以テ判決スルコトヲ得ヘキ場合ヲ除ク外請求ヲ受ケサル事件ニ付キ判決ヲ爲シタルトキ
  - 第八 判決ヲ公行セス又ハ公開ヲ禁スル言渡ナクシテ辯論ヲ公ニセザルトキ
  - 第九 裁判ニ理由ヲ付セス又ハ其理由ノ齟齬アルトキ
  - 第十 擬律ノ錯誤アルトキ
- 本條ハ前條ノ解釋ナリト知ルベシ

第四百三十五條 法律  
ニ於テ罰セザル所爲  
ニ對シ刑ヲ言渡シ又  
ハ相當ノ刑ヨリ重キ  
刑ヲ言渡シタル場合  
ニ於テ定期内ニ上訴  
スルモノナクシテ其  
裁判言渡確定シタル  
後ハ大審院檢事長ヨ  
リ司法卿ノ命ニ因リ  
又ハ職權ヲ以テ何時  
ニテモ非常上告ヲ爲  
ス可キ得  
非常上告アリタルハ  
ハ原裁判言渡ヲ破毀  
シ大審院ニ於テ直チ  
ニ裁判言渡ヲ爲スベ  
シ

前條第一項及ヒ第二項ニ於テ罰セザル法律ニ違背シタルモノトハ何チ指スヤ本條ヲ讀マバ蓋シ思ヒ半バニ過ギン  
本條ハ元ト舊法ノ第四百十條ヨリ轉化シ來リタルモノナリ之ヲ以テ本文及ビ條項等ニ於テハ素ヨリ異ナルトコロナキニシモアラズトイヘドモ其ノ法理ノ如何チ考究スルニ至リテハ同一概ニ出ツルモノタルコトヲ知ルニ足ルベキナリ

- 第一 法律ニ定メタル規則ニ從ヒ判決ヲ爲スベキ裁判所ヲ構成スルコトヲ爲サザリシトキトハ則チ裁判官ノ員數定員ニ充タザリシトキ檢事ノ立會モナクシテ而シテ判決シタル場合等チ指スモノナリ
- 第二 判事第四十條ニ掲ケタル四個ノ原由中ノ一アルトキハ職務ノ執行ヨリ除斥セララルナリ乃チ左ノ如シ
  - 第一 判事被害者ナルトキ
  - 第二 判事又ハ其ノ配偶者ト被告人若クハ被害者又ハ是等ノ者ノ配偶者ト親屬ナルトキ
  - 第三 判事其ノ事件ニツキ証人若クハ鑑定人ト爲リタルトキ又ハ被害者若クハ被告人ノ法律上代理人ナルトキ
  - 第四 判事其事件ノ豫審終結ニ干與シ又ハ不服ヲ申立テラレタル裁判ノ前審ニ干與シタルトキ

然ルニ其ノ判事ニシテ裁判ニ參與シタルトキハ其ノ裁判縱令公平ヲ誤マラサルニモセヨ

不正ニ出テタルヤノ疑ヒハ免ル、能ハス是レ蓋シ上告ノ原由トスルヲ許シタル所以ナリ然レトモ檢事其ノ他訴訟關係人ヨリ忌避ノ申請又ハ上訴ヲ以テ除斥ノ理由ヲ主張シタルモ其効ナカリシトキハ之ヲ以テ上告ノ理由トナスコトヲ得サルヲ以テ通例トス是レ其効ナカリシヲ以テナリ

第三 本項ハ或ハ前項ト同一ナルガ如シト雖トモ亦自カラ罷ナル所ナシトセス乃チ左ニ説ク所ノ如シ

本法第四十一條ノ

第四十一條 刑事法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除斥セラルル場合及ヒ偏頗ナル裁判ヲ爲スコトヲ疑フニ足ルベキ情況アル場合ニ於テハ檢事其他訴訟關係人ヨリ之ヲ忌避スルコトヲ得

ナル規定ニヨリ檢事其他訴訟關係人ヨリ忌避ヲ申請スルニハ第四十條ノ除斥ノ原由アル場合ノミニ限ラスシテ第四十條ノ原由外ト雖トモ偏頗ナル裁判ヲ爲スヲ疑フニ足ルヘキトキハ同シク忌避ノ申請ヲナスヲ得ベシ蓋シ本項ハ第四十條ノ原由以外ノ場合ニ於テ忌避シ判事其忌避ノ申請ヲ十分理由アリト認メツ、仍ホ裁判ニ干與シタ場合ヲ指スモノナレバ自カラ前項ト異ナルヲ見ン

第四 本項ハ管轄スベキモノヲ管轄ニナリト判決シ管轄ニアラサル裁判所ニ其ノ事件ヲ移スベキノ判決ヲナシ或ハ又管轄ニナルモノヲ以テ管轄ナリト判決シタル等ノ如キ場合ヲ云フモノナリ

蓋シ管轄違ニアラザルモノヲ管轄ナリト判決シ管轄ト爲スベキモノヲ以テ管轄ニナリト判決スルガ如キコトアラバ是レ法律ニ違背シタルモノニ外ナラス是レ亦一ノ原由トナス

所以ナリトス

第五 本項ハ公訴權ガ既ニ時効等ノ原因ニヨリテ消滅シタルニモ拘ハラシテ判事ガ公訴ヲ受理シテ裁判ノ手續ヲ爲シタルカ或ハ又告訴ヲ待チテ初メテ受理スベキ條件ヲ告訴アルヲ待タズシテ之ヲ受理シ裁判シタルカ或ハ又受理セザルベカラザル公訴ヲ受理セザリシ場合等ノ如キヲ云フ

蓋シ本項ノ場合等モ亦法律ニ違背シテ被告人若クハ其他ノモノニ不利益ヲ加ヘタルモノニ外ナラズ

第六 本項ノ檢事ノ意見ヲ聽カザルトキモ亦上告ノ原由トナスコトヲ得ルナリ凡ソ檢事ノ意見ヲ聽クカ如キハ其ノ力ニ至リテハ甚々薄弱ナルモノタルヲ免レスシカノミナラズ別ニ之ヲ聽キタレバトテ手續ノ無効トナルモノニモアラズ表面ヨリシテ之ヲ見ルトキハ亦無益ノ手續タルヲ免レザルガ如シ然リト雖トモ之レ決シテ然ラズ檢事ハ代權ノ資格ヲ有シ公益ヲ維持スルヲ以テ本務ト爲スモノナレバ必ズ思考スベキコトアルモノトス是レヲ以テ法律ニ於テ必ス之ヲ聽キ以テ心証ノ資料トナサシメタル所以ナリトス其ノ尤モ顯著ナル例ハ則チ豫審終結前ニ檢事ノ意見ヲ聽カザリシトキ又ハ保證金ヲ沒收スルニ檢事ノ意見ヲ聽カザリシトキ等ノ場合ナリトス

第七 既ヘアラザレバ之ヲ裁判セズトハ是レ法律ノ一大原則ナリ之ニ背クハコソ法律ノ原則ニ悖ルモノナリ蓋シ斯ノ如キ場合アリシニ於テハ最モ上告ノ原由トナラザルベカラザルモノナリ

然リト雖トモ是レ亦例外ノ場合ナキニアラズ即チ公延内ノ犯罪ノ如キ或ハ第百八十四條及ヒ第百八十五條ノ規定ノ場合等ノ如キ是ナリ

裁判所ニ於テ請求ヲ受ケタル事件ニツキ判決ヲ爲サストハ即チ公訴私訴共ニ之ヲ受ケナ  
 ガラ只刑ノ言渡ノミヲ爲シ私訴ノコトニ就テハ別ニ何モ言渡ヲ爲サルガ如キ場合ヲ云  
 フナリ（凡ソ私訴ハ公訴ヲ判決セシ後ニ於テ判決ヲ爲スコトヲ得ベシ之ヲ以テ公訴下同  
 時ニ私訴ヲ裁判セサル場合ヲ以テ本項ヲ論ズベカラサルナリ唯其ノ後日ニ至リテ敢テ判  
 決ヲ爲サル場合ヲ云フノミ）是レマダ法律ノ成規而モ治罪ノ大原則ニマテ之ニ違背セ  
 シモノナリ之ヲ以テ本項ノ場合ノ如キハ上告ノ原由トナルノミナラズ若シ裁判官ガ故意  
 ニ出テタルモノナルトキハ刑法ニ於テ之ヲ罰スベキ明文アルニ至ル  
 ○八 裁判ヲ公行スル所以ノモノハ裁判ノ公平ヲ維持シ信憑ヲ社會ニ保タンガ爲メナリ  
 若シ之ヲ公行セスシテ秘密ニ爲サシメンカ世人ヲシテ徒ラニ裁判ノ不公平ナルヤヲ疑  
 セシメン是ヲ以テ裁判ヲ公行セズ又ハ傍聽ヲ禁スルノ言渡等モ爲サズシテ以テ辯論ヲ公  
 クニセザル等ノコトアルトキハ之ヲ以テ上告ノ原由トナスコトヲ得ルナリ  
 但シ公判ハ或ル非常ノ場合ヲ除クノ外ハ必ズ公行シテ公衆ヲシテ傍聽スルコトヲ許サ  
 レムベシ而シテ豫審ニ至リテハ此限ニアラズ何トナレバ豫審ハ未ダ公判ノ下調ベナル  
 ナ以テ事實發見上秘密ニセザルヲ得ザレバナリ且ツ又之ヲ許シタリトテ別ニ被告人ノ  
 刑ノ適用ヲナスニアラザレバナリ  
 ○九 凡ソ裁判ニハ事實ハ固ヨリ法律ノ理由マテモ付スベキモノナリ然ラザレバ則チ裁  
 判ノ基礎ヲ失シ專斷ノ處分ト見做サルベカラサルナリ且又理由ノ矛盾スルトキ例令ハ  
 之ハ彼ハ詐欺シタルモノナリ是ヲ以テ彼ハ竊盜シタルモノニ外ナラズト言フ等ノ如キハ裁  
 判ノ正確ヲ得サルモノト謂フベシ初モ裁判上法律ノ理由ニ矛盾アラシメンカ何ノ其ノ判  
 決ノ公明正大ナルヲ得ンヤ是レ本項ノ場合ニ於テモ亦法律ニ違背シタルモノト看做シテ

上告ノ原由トナス所以ナリ  
 ○十 標律ノ錯誤アルトキトハ公判ニ於テ法律ノ適用ヲ誤マルモノヲ謂フナリ即チ刑ノ  
 適用ニツキ其ノ正當ヲ失フモノナリ設如バ故殺ヲ以テ過失殺傷トナシテ刑ヲ適用シタル  
 場合ヲ云フ此等ノ場合ニ於テモ上告ヲ爲スモノ少カラザルヲ見ル蓋シコノ場合ノ如キハ  
 裁判官モ實ニ困難ナル處置ナレバナリ  
 又舊治罪法第五編第一章第四百十條ノ法文ハ本條ト其ノ意ナ同シクスルモノニ外ナラス今  
 之ヲ左ニ抄録シテ以テ參考ニ供セン  
 第四百十條 檢察官及被告人ハ豫審又ハ公判ノ言渡ニ對シ左ノ場合ニ於テ上告ヲ爲ス  
 コトヲ得

- 一 法律ニ背キ忌避ノ申立ヲ認可セザルトキ
- 二 裁判所ノ構成規則ニ背キタルトキ
- 三 法律ニ背キ管轄違又ハ管轄ナリトノ言渡若クハ管轄ニ非ザルニ裁判所ニ事件ヲ移  
 スノ言渡アリタルトキ
- 四 法律ニ於テ無効ノ記載アル規則ニ背キタル時又ハ無効ノ記載ナキ規則ニ背キタル  
 ニ因リ罪議ノ中立アリタル場合ニ於テ之ヲ認可セザリシトキ
- 五 法律ニ背キ公訴ヲ受理シ又ハ受理セザルトキ
- 六 法律ニ定メタル場合ニ於テ檢察官ノ意見ヲ聽カサルトキ
- 七 裁判所ニ於テ請求ヲ受ケタル事件ニ付キ判決ヲ爲サス又ハ職權ヲ以テ判決スルコ  
 トヲ得ヘキ場合ヲ除クノ外請求ヲ受ケタル事件ニツキ判決ヲ爲シタルトキ
- 八 裁判官言渡ヲ公行セズ又ハ傍聽ヲ禁スルノ言渡ナクシテ開問及ヒ辯論ヲ公行セザル  
 トキ



九 事實及ヒ法律ニヨリ言渡ノ理由ヲ付セス又ハ其ノ理由ノ闕陥アルトキ  
十 擬律ノ錯誤アルトキ

十一 越權ノ處分アルトキ  
右ニ掲クル所ノ如シ而シテ第十一號ノ越權ノ如キモノハ新法中ニ在ルチ見ズ蓋シ余窃ニ以  
謂ラク越權ノ如キモノハ尤モ上告ノ理由トナラザルベカラザルモノトス然ルニ今之ヲ掲ケ  
サリシハ則チ本條第三號第三號其他ノモノ概テ越權ノ分子ヲ含マサルモノナシ或ハコノ故  
ヲ以テスルニアラズヤ越權ヲ解スルニハ或ハ是等ノ分類チモ爲ス能ハザルニアラザルヲ以  
テスルニアラズヤ

尙ホ其他ノ本條ノ法文ト舊法ノ法文ト其律方趣ヲ異ニスルチ見ル然リト雖トモ其意ニ至リ  
テハ敢テ異ナル所ナキカ如シ

第二百七十條 免許又ハ無罪ノ言渡アリタル場合ニ於テハ被告人ノ

利益ノ爲メ設ケタル規定ニ背キタルコト又ハ土地ノ管轄違アリト

雖モ上告ノ理由ト爲スコトヲ得ス

免訴ノ言渡ヲ爲スカ又ハ無罪ノ言渡ヲナスガ如キハ是レ取りモナホサズ被告人ノ利  
益トナルベキ言渡ナリト謂フベキナリ是ヲ以テ本條ニ於テハ斯ノ場合ニ於テ上告ノ理由ト  
爲スナ得ルヤ否ヤノ規定ヲナシタルモノトス

今本條ヲ解スルニ免訴又ハ無罪ノ言渡ヲ裁判々決ニテナシタル場合ニ於テハ被告人ノ利益  
トナル様ニ規定シタル法律ニ背キタルコト又ハ土地ノ管轄違アル位ノ差誤アリト雖ヘトモ  
斯ル場合ハコレ少々ノ事ナレバ別ニ上告スル程ノモノニテハナキナリ是レ本條ヲ規定シタ  
ルモノナリ

尤モ被告人ノ利益トナリタル判決ノ如キハ勿論上告スベカラサルモノナリトス何トナレバ  
斯ルコトハ上告ノ旨趣ニ背ケバナリ

第二百七十一條 上告申立ノ期間ハ判決言渡アリタル日ヨリ三日ト

ス

本條ハ上告申立ノ期間ヲ規定セシモノナリ  
上告ノ期間ハ上告ノ手續上ニ就テ有要ナルモノトス凡ソ上告チナスコトヲ得ヘキモノトイ  
ヘドモ其ノ期間ニ於テ規定スル所ナキトキハ則チ刑ノ適用執行ニツキ大ナル不都合ヲ生ジ  
惡意ナル被告人ノ如キハ刑ノ言渡アリタリト雖トモ自カラ上告スト稱シテ刑ノ執行ヲ止メ  
シメ以テ遷延日時ヲ僥倖セント欲スルモノモ亦之レナシトイフベカラザルナリ是ヲ以テ本  
條ニ於テ上告ノ期間ヲ以テ斷然三日以内トナシタル所以ナリ

或人日ク果シテ然ラバ長崎控訴院ノ判決ニ對シテ上告ヲ爲スガ如キ場合ニ於テハ之ヲ三日  
内ニ東京ニ在ル大審院ニ上告ノ手續ヲ爲スガ如キ場合ニ於テハ實ニ出來ベカラサルノコト  
ニシテ到底本條ヲ執行スベキニアラズト  
蓋シ島渡本條ヲ見ルトキハ自カラ其ノ感ナキニアラザルベシ然リト雖トモ上告ハ控訴ト同  
シク其手續ヲ原裁判所ニ爲シ以テ刑ノ執行等ヲ停止セシムル所以ノモノナリ之ヲ以テ上告  
ト云ヘバ強チニ直接ニ人民ヨリ大審院等ニ手續ヲ爲スベキモノニアラズ必スヤ之ヲ原裁判  
所ニ出シテ原裁判所ニ於テ之ガ相當ノ手續ヲナスベキモノトス即チ下第二百七十三條ヲ見  
バ自カラ分明ナラン

第二百七十二條 本案ノ判決ニ對スル上告ノ期間内及ヒ上告ノ申立  
アリタルトキハ勾留及ヒ放免ノ言渡ヲ除ク外判決ノ執行ヲ停止ス

本條ハ本案ノ判決ニ對シテ爲ス所ノ上告ノ期間内（即チ前條ニ規定シタル所ノ如キナリ）ハ判決ノ執行（言渡シタル刑ノ執行）ヲ停止シテ上告ニツキテノ判決如何ヲ待ツベキモノトス

又相當ノ規定通りノ期間内ニ於テ上告ノ申立アリテ其ノ申立ガ効力ヲ有セシトキハ亦判決ノ執行ヲ止ムベキモノナリ

今右ノ場合ニ於テ縱令上告ノ期限內若クハ上告ノ申立アリテ手續中ノモノナリト雖トモ拘留及ヒ放免ノ執行ハ決シテ之ヲ停止スベキモノニアラズ縱令ハ拘留中ノモノハ之ヲ放免セ

ス放免中ノモノハ之ヲ拘留スベカラザルガ如シ  
今若シ之ヲ執行スルモノトスルトキハ縱令上告ノ理由アリテ其ノ主旨立ツモ其人ヲ害スルニ至ルベケレバナリ例今ハ死刑ノ宣告ヲ受ケシモノ上告中ニ執行セラレタランニハ其ノ上

告スルノ要モナカルベク又上告ノ主旨立ツト雖トモ將タ何ノ効力カアラシヤ之レ法律ニ於テ上告ヲ許シタル主旨ニ違フモノト云フベシ故ニ本條ニ於テ上告ノ期間内及ビ上告中ハ判

決ノ執行ヲ停止スルモノト規定シタル所以ナリトス然レトモ拘留及ヒ放免ノ言渡ニ至リテハ明リニ之ヲ停止スベキモノニアラズ何トナレバ若シ拘留ノ言渡ヲ執行セザレバ被告人逃

亡ノ恐れアルベク又放免ノ言渡ヲ執行セザレバ被告人ヲ害スルニ至ルベケレバナリコノ規定アル良ニ以アルナリ  
上告ノ期間ハ第二百四十七條ノ非當ノ場合ハ尙ホ其ノ非當ノ規定ヲ用ウベキモノトス

**第二百七十三條** 上告ヲ爲スニハ其申立書原裁判所ニ差出シ且其申立ヲ爲シタル日ヨリ五日内ニ趣意書ヲ差出ス可シ  
裁判所ハ上告申立書及ヒ趣意書ヲ受取リタルヨリ二十四時間内ニ

之ヲ相手方ニ送達ス可シ

上告ヲナサント欲セバ相當ノ期間中ニ於テ其ノ申立書ヲ原裁判所（其ノ時裁判セシ當該裁判所）ニマテ差出スベキモノトス又其中立書ヲ出シタラバ其時ヨリ更ニ五日間ノ中ニ又其ノ上告スベキ趣意書ヲ差出スベキモノトス

又其ノ原裁判所ガ上告ノ申立書及ビ上告ノ趣意書マテモ既ニ受取リタル時ハ二十四時間内ニ其ノ申立書及ヒ趣意書ヲ相手方ノ者ニ送達シテ之ヲ告知スルモノトス蓋シ相手方ニ於テモ其レ相應ニ用意スル所アルベケレバナリ

**第二百七十四條** 相手方ハ上告申立書及ヒ趣意書受取リタル日ヨリ五日内ニ答辨書ヲ原裁判所ニ差出スコトヲ得  
裁判所ハ其答辨書ヲ受取リタルヨリ二十四時間内ニ之ヲ上告申立人ニ送達ス可シ

前條ノ場合ニ於テ果シテ上告申立書及ビ上告趣意書等ヲ相手方ニ送達スル様ニナリタラバ相手方ノモノハ之ヲ受取ルベシ而シテ之ヲ受取リシヨリ五日以内ニ之ガ答辨書ヲ原裁判所ニ差出スコトヲ得ベシ

相手方ニシテ若シ上告申立書及ビ上告ノ趣意書ヲ受取リ五日以内ニ之ヲ答辨書ヲ原裁判所ニ差出シタルトキハ其ノ原裁判所ハ其ノ答辨書ヲ受取リテ更ニコレヨリ二十四時間以内ニ又々之ヲ上告申立人ニ送達シ以テ其ノ參考ニ供スベキモノトス

斯ク期間ヲ確定シタルモノハ其ノ遅延ヲ防カンガ爲ナリ  
**第二百七十五條** 檢事ヨリ差出ス可キ上告申立書及ヒ趣意書又ハ答辨書ハ二通ヲ作り一通ヲ上告裁判所ニ差出シ一通ヲ相手方ニ送達

ス可シ

私訴ノ判決ニ對シ訴訟關係人ヨリ差出スヘキ上告申立書及ヒ趣意書又ハ答辯書ニテモ亦同シ

本條ハ檢事若クハ私訴ニツキテノ訴訟關係人ヨリ上告申立書及ヒ上告趣意書ヲ差出スベキ場合ノ規定ナリ

檢事ヨリ差出スベキ上告申立書及ヒ趣意書又ハ答辯書等ハ凡ベテ二通ツトナ作リ一通ハ上告ヲ受クベキ裁判所ニ差出シ一通ハ上告人ノ相手方ノモノニ送達スベキモノトス  
私訴ノ判決ニ對シ訴訟關係人ヨリ差出スベキ上告申立書及ヒ趣意書又ハ答辯書ニ於テモ亦檢事ニ就テノ本條ノ規定ト同シク一通ヲ上告ヲ受クベキ裁判所ニ差出シ一通ヲ相手方ノモノヘ送達スベキモノトス

第二百七十六條 原裁判所ニ於テハ期間ヲ經過シタル上告ハ決定ヲ

以テ之ヲ棄却ス可シ此決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

原裁判所ニ於テハ既ニ上告ノ期限ヲ經過シタル上告ヲ爲セシモノアルトキハ別ニ判決シテ旨渡チナスニ及バズ只決定ヲ以テ之ヲ棄却シテ可ナリトス是レ違法ノ訴訟ナレバ又上告ニ付テノ訴訟人等ハコノ棄却スル旨ノ決定アルニ對シテ之ガ抗告ヲナスコトヲ得ベキモノトス

抗告ノコトハ後ニ委シ

第二百七十七條 訴訟記録ハ檢事ヨリ上告裁判所ノ檢事ニ送致シ其

檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出ス可シ

原裁判所ニ於テノ訴訟記録ハ若シ其ノ事件ニツキ上告アリタルトキハ之ヲ上告ヲ受クベキ裁判所ニ送致シ以テ原裁判所ノ裁判ノ模様主旨ヲ知ラシムベシコレ上告裁判所ニ於テモ大ニ便利ヲ得ル所ナリトス

上告裁判所ノ檢事ハ本條ノ規定ニ從ヒ最初ニ訴訟記録ヲ原裁判所檢事ヨリ受取リ更ニ之ヲ其ノ上告裁判所ニ差出スベキモノトス  
本條ハ只コノ手續ヲ規定シタルモノニ過ギス

第二百七十八條 上告ノ相手方ハ其判決アルマテ附帶上告ヲ爲スコ

トヲ得

上告裁判所ノ檢事モ亦附帶上告ヲ爲スコトヲ得

上告ヲ爲スモノハ必ス原被ノ一方ナルベシ已ニ一度ヒ上告シテ以テ判決ヲ待ツモノハ上告者ナリ然レモ之レカ對手人タルモノモ必ス他日其誤謬又ハ原由ヲ發見スルコトナシトセズ此場合ニ於テハ本案上告ノ判決アルマテ附帶上告ヲ爲スコトヲ得可キモノトス  
上告裁判所檢事ニ於ケルモ又均シク附帶上告ヲ爲スコトヲ得可シ

第二百七十九條 上告申立人及ヒ相手方ハ辯護士ヲ差出スコトヲ得

重罪ノ刑ノ旨渡ヲ受ケタル者上告ヲ爲シ又ハ檢事ヨリ重罪ノ刑ニ該ル可キモノトシテ上告ヲ爲シタル場合ニ於テ刑ノ旨渡ヲ受ケタル者自ラ辯護士ヲ選任セサルトキハ上告裁判所長ノ職權ヲ以テ其裁判所所屬ノ辯護士中ヨリ之ヲ選任ス可シ

本條第一項ハ上告申立人ニシテ辯護士(元ノ代理人)ヲ差出サントスルモノアルキハ之ヲ差出ストテ得ルキ旨ヲ定メ第二項ニ於テハ上告裁判長ノ職權ヲ以テ辯護士ヲ選任スルヲアル可キ旨ヲ規定シタルモノトス

凡ソ上告スルモノハ必ズ其裁判ノ不正ナリト認ムル點アルヲ以テナリ故ニ今之ヲ擴言スルキハ更ニ高等ノ裁判官ニ向テ裁判ヲ受ケント欲スルニ依レルモノナリサレバ若シ此者ニシテ代言人ヲ出シテ辯論セシメント期望スルキハ大審院ニ於テハ直ニ之ヲ許可シ反復辯論モシムルモノナリ

裁判長ニ於テ之ヲ選任シ以テ被告人ノ利益ヲ計ルモノハ洵ニ法律被告人ニ親切ナルノ致ス所ナリトス

**第二百八十條 裁判長ハ受命判事ヲ定ム可シ**

受命判事ハ訴訟記録ヲ檢閲シ其報告書ヲ作ル可シ但自己ノ意見ヲ付ス可カラズ

上告裁判長ハ其事件ニ專任ノ判事一名ヲ命ジ以テ之ヲ掌ドラシムルモノトス若シ然ラサルキハ數多ノ上告事件ニシテ誰モ之ヲ處理スルモノナク事務ノ遲延ヲ來スノミナラズ難販ニシテ大ニ秩序ノ整然タルヲ害スルニ至ラントス

專任判事ヲ命スルノ制ハ敢テ大審院ノミナラズ始審治安ヨリ控訴院皆ナリトス如此シテ始テ自己ノ勤勉技能ヲ見ハスヲ得可キモノトス

專任判事ニシテ一件書類ヲ檢閲シタルキハ之ヲ報告シテ以テ各員ノ意見ヲ求ム可キモノトス若シ自己ノ意見ヲ付記スルキハ爲ニ他員ノ北入トナリ預斷ノ弊ヲ生スルヲ以テ之ヲ付記セシメサルモノトス

**第二百八十一條 上告申立人及ヒ相手方ハ受命判事ノ報告書ヲ差出**

スマテハ其趣意ヲ擴張ス可キ辯明書ヲ上告裁判所ニ差出スコトヲ得

受命判事報告書ヲ差出シタル後辯明書ヲ差出シタルトキハ之ヲ其報告書ニ添フ可シ

上告ノ申立人及ヒ其ノ相手方ノモノハ受命判事ノ報告書ヲ差出スマテノ間ナラバ其ノ上告ノ趣意ヲ擴張スルニ足ルベキ辯明書ヲ其ノ上告ヲ受ケル所ノ裁判所ニ差出スコトヲ得ベキナリ

而シテ又其ノ受命判事ナルモノガ前項ニ規定シタル報告書ヲ差出シタル其ノ後ニ於テ上告申立人及ヒ相手方ノモノヨリ辯明書ヲ差出シタル場合ニ於テハ之ヲ其ノ報告書ニ添フテ差出スベシ

**第二百八十二條 裁判所書記ハ開廷ヨリ三日前ニ開廷ノ期日ヲ上告申立人及ヒ相手方ノ辯護士ニ報知ス可シ**

上告ヲ受クベキ裁判所ノ書記ハ上告開廷ヨリ三日前ニ開廷ノ期日ヲ上告申立人及ヒ相手方ノ代理人乃チ辯護士ニマテ報知スベキモノトス

今之ヲ三日ト限リタル所以ハ蓋シ上告申立人ハ兎モ角モ相手方ニ於テハ之ガ用意ナカルベカラザレバナリ

**第二百八十三條 開廷ノ日ニハ受命判事先ツ其報告書ヲ朗讀ス可シ**

檢事及ヒ辯護士ハ各其趣意ヲ辯明ス可シ

私訴ノ上告ニ付テハ檢事最終ニ其意見ヲ陳述ス可シ

上告裁判所ニ於テ開廷ノ日ニハ必ス受命判事其報告書ヲ朗讀スベキモノトス蓋シ受命判事ハ其ノ事件ニツキテノ主任者タレバ取調ベモ他ノ判事ヨリモ十分ナラザルハカラザルノ理ヲ以テナリ

而シテ檢事及ビ上告申立人ノ辯護士及ビ相手方ノ辯護士等ハ各々受命判事ノ被告朗讀ニ引續キテ其ノ意見ヲ聲明スベキモノトス  
前述ノ規定ハスベテ公然ノ上告ノ場合ナリ而シテ私訴ノ上告ノ場合ニ於テハ檢事ハ終ニ其ノ意見スベキモノト規定セラレタリ蓋シ檢事ハ私訴ニ於テハ公訴ノ如ク甚大ナル關係ヲ有セザレバナリ

第二百八十四條 上告申立人又ハ相手方ヨリ辯護士ヲ差出ササルト

キハ其儘ニテ判決ヲ爲ス可シ

本條ハ辯護士ノ有無ノコトヲ規定ス

上告申立人又ハ其ノ相手方ノモノヨリ別ニ辯護士ヲ差出サスシテ獨己ニテ之ヲ爲セントスルトキハ裁判所ニ於テハ異議ナク其ノマヽニテ裁判ヲ開キ且ツ判決言渡マテモ無田ニ爲スベキモノトス

蓋シ辯護士ヲ頼ミテ之ヲ差出スハ其ノ常人ノ法律ニ甚ダ明カナラザル所アリテ爲メニ不利益ヲ來サンコトヲ恐レテ豫シメ法律ニ明ルキ辯護士ヲタノミテ以テ十分ニ法律ヲ明キ覺テ自己ノ不利益トナラザル様ニナス所以ナリ是テ以テ裁判所ニ於テハ辯護士ヲ差出スコトヲ許シタルモノナリ

然リト雖トモ法律ニ於テハ強チ是非トモ辯護士ヲ差出スベシトハ制定セヌ其ノ常人ノ

思ニヨリ以テ辯護士ヲ差出シタルコトヲ許可シタルノミ乃チ本條ノ場合ノ如キモ常人素ヨリ法律ニ明ルキモノナルトキハ或ハ辯護士ニ依頼シテ差出スコトナキコトアルベシ本條ニハコノ場合ニ於テモ敢テ何等ノ差支ナク其ノ儘ニテ裁判ヲ開キ判決言渡チナスベキコトヲ規定シタル所以ナリ

第二百八十五條 上告裁判所ニ於テハ上告ノ理由ナキトキ又ハ法律

上ノ方式及ビ期間内ニ於テ起ササルトキハ判決ヲ以テ之ヲ棄却ス

可シ

今上告ニ付キ棄却ノ旨渡チ爲スベキ場合ヲ舉クレバ大概左ノ如シ

一 故體又ハ控訴ニ係ル事件ニシテ其ノ判決ヲ爲シタル會議局又ハ控訴裁判所ニ申立チ爲サザル事項ニ付キ上告ヲ爲シタル時

但シ會議局(合議裁判所)又ハ控訴裁判所ノ職權ヲ以テ判決シタル事項ニ付テハ此限ニ在ラス

二 公益ニ關スル事項ヲ除クノ外原裁判所ニ於テ申立テサル事實ニツキ上告シテ始メテ之ヲ申立テタルトキ

三 裁判官ノ判定ニ委任シタル事實ノ有無輕重ニ付キ上告ヲ爲シタル時  
但シ新開條例ニ違反シタル事件等ノ如ク書類ニ依テ事實ヲ判定スベキ犯罪ニ付テハ此限ニ在ラス

四 訴訟關係人自己ノ不利益ナル事項ヲ原由トシテ上告ヲ爲シタルトキ

五 裁判ノ性質ヲ有セス及ビ第二審ノ裁判ヲ未ダ經由セザル所ノ事件ニツキ上告ヲナシタルトキ

舊治罪法

第四百二十八條ヨリ三十一條マテ

第四百二十八條 大審

院ニ於テ豫審又ハ公

判ノ言渡ニ對スル上

告ニ付キ破毀ノ原由

アリトスルキハ其言

渡ノ全部ヲ破毀シ其

事件ヲ他ノ裁判所ニ

移スノ旨渡ヲ爲スベ

シ

但後ノ數條ニ記載

シタル場合ハ此限

リニアラズ

六 第二百六十九條ニ規定シタル一若クハ二以上ノ原由ヲ缺キタルトキ

七 期間ヲ經過シタルモノナルトキ

八 原裁判ニツキ一ノ關係ヲモ有セザルモノヨリ上告シタルトキ

九 關係判決ヲ受ケナガラ故障ヲ申立テ直チニ上告ヲナシタルトキ

十 上告ハ立入ヨリ上告ノ取下ノ手續ヲ爲シタルトキ

以上概ネ說ク所ノ如シ

第二百八十六條 上告ヲ理由アリトスルトキハ其上告ニ係ル判決ノ

部分ヲ破毀シ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移ス言渡ヲ爲ス可シ但後二條

ニ記載シタル場合ハ此限ニ在ラス

第二百八十七條 擬律ノ錯誤又ハ法律ニ背キ公訴ヲ受理シタルニ因

リ判決ヲ破毀シタルトキハ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移スコトナク上

告裁判所ニ於テ直チニ判決ヲ爲ス可シ

第二百八十八條 公判ノ手續規定ニ背キタルコトアリト雖モ其後ノ

手續ニ利害ヲ及ボササルトキハ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移スコトナ

ク止メ其手續ヲ破毀ス可シ

上告申立人ヨリ上告シタル原由ガ十分上告ノ理由アルモノト上告裁判所ニ於テ認メ

タルトキハ其原告ニ係ル原裁判所ノ判決ノ幾分ヲ破毀シ(上告トナルベキ部分但シ全部ナ

ルトキハ全部ニ破毀スベキモノトスベシ)其ノ上告ト爲リタル事件ヲ原裁判ヨリ他ノ裁

判所ニ移シテ之ヲ裁判セシムベキ判決ヲ爲スベキモノトス

而シテ後二條ノ如キハ之ヲ他裁判所ニ移スニ及パスシテ直チニ裁判言渡ヲナスベキモノト

規定シタリ

上告裁判所ニ於テ原裁判々決ノ全部ヲ破毀シ直チニ判決ニナスヘキ場合ハ事實ノ錯誤ナク

シテ擬律ノ錯誤アリタル時等ニ於テスベキナリ

但シ擬律ノ錯誤トハ單ニ公訴ニ限ルニアラズ私訴ニ於テモ亦同シキモノトス

又法律ニ背キ公訴ヲ受理シ若クハ受理セザル場合モ亦前項ニ同シ

但シ確定判決若クハ時効ニ罹リタル事件ニ付キ公訴ヲ受理シタルトキハ直チニ豫審ノ旨

渡ニ對シテナスコトアリ

上告裁判所ニ於テ原裁判言渡ノ幾分ヲ破毀シ直チニ判決ヲ爲スベキ場合ハ原裁判々決ノ全

部ニ關係ヲ有セザル或ル一部分ノ擬律ノ錯誤アル場合トナス

又上告裁判所ニ於テ原裁判ノ審理ノ手續ノミヲ破毀スベキ場合ハ其ノ手續タルヤ法律ニ背

戻スルモ事實ニ利害ヲ及ボサザル條件等ヲ云フ

而シテ原裁判々決ノ全部若クハ幾分ヲ破毀シテ其ノ事件ヲ他ノ裁判所ニ移スヘキ場合ハ

原裁判言渡ノ全部ヲ破毀シタルトモ幾分ヲ破毀シタルトモ拘ハラズ破毀ノ原由タル事實ニ利

害ヲ及ボスベキ所ノ條件是ナリ

第二百八十九條 判決ノ一分ニ對シ上告アリタル場合ニ於テ他ノ部

分ニ關係アルトキハ其部分ヲモ破毀ス可シ

擬律ノ錯誤又ハ法律ニ背キ公訴ヲ受理シタルニ因リ被告人ノ利益

ノ爲メニ判決ヲ破毀シタルトキハ其利益ハ上告ヲ爲ササル共同被

告人ニモ及ボス可シ

第四百二十九條 擬律

ノ錯誤若クハ法律ニ

背キ公訴ヲ受理シ又

ハ受理セザルコトニ依

リ原裁判言渡ヲ破毀

シタルトキハ其事件

ヲ移スコト大審院

ニ於テ直ニ裁判言渡

ヲ爲スベシ

第四百三十條 豫審又

ハ公判ノ手續規則ニ

背キタルコトアリト雖

モ其後ノ手續ニ利害

ヲ及ボサルハ其事

件ヲ他ノ裁判所ニ移

スコト止メ其手續

ヲ破毀スベシ

第四百三十一條 豫審

又ハ公判ノ言渡ノ幾

分ニ對シ上告アリタ

ル場合ニ於テ他ノ部  
分ニ關係アラサルキ  
ハ大審院ニ於テ其上  
告ニ係ル部分ヲ破毀  
シ法律ニ從ヒ直チニ  
相當ノ裁判官選任ヲ爲  
シ又ハ其事件ヲ他ノ  
裁判所ニ移スベシ

舊治罪法ニ於テハ本條ノ規定アルヲ見ス蓋シ本條ハ前ニ規定シタル一部分ヲ破毀ス  
ル等ノ文字ニ對シ故ラニ注意シテ其ノ缺ヲ補ヒシモノニ外ナラズ  
即チ全部ヲ破毀スベキモノハ全部ヲ破毀シ一部分ヲ破毀スベキモノハ一部分ヲ破毀スベシ  
而シテ其ノ一部分ヲ破毀スベキモノニシテ關係ヲ其他ノ部分ニマテ連及スルモノモ亦之レ  
ナシトセス斯ル場合ニ於テハ將タ之ヲ如何セン是レ本條ニコノ場合ニ注目シ以テ本條ノ第  
一項ヲ規定シタル所以ナリトス  
擬律ノ錯誤アルカ又ハ法律ニ背キ公訴ヲ受理シタルニ因リ被告人ノ利益ノ爲メニ原裁判所  
ノ判決ヲ破毀シタルトキハ其利益ナルモノハ自カラ上告ヲナサザル共同被告ニモ及ボサ  
ルベカラザルナリ是レ理ノ當然トナス

第二百九十條 上告裁判所ニ於テ破毀シタル事件ヲ他ノ裁判所ニ移  
ス言渡ヲ爲ス可キトキハ原裁判所ニ接近シタル同等ノ裁判所ヲ指  
定ス可シ其單ニ私訴ニ係ル事件ハ之ヲ其裁判所ノ民事部ニ移ス可  
シ

上告裁判所ニ於テ原裁判ヲ決テ破毀シ更ニ他ノ同等ナル裁判所ニ移スベキトキハ之  
ヲ原裁判所ニ接近シタル地ノ裁判所ニ移スベキヲ以テ原則トナス蓋シ被告人ノ出廷証人ノ  
往復等ノ場合アル如キニ及ンテ便宜ヲ與フルタメニ本條ニ於テハ斯クノ如ク規定シタル所  
以ナリ  
凡ソカハル場合ニ於テ其ノ事件ヲ移スベキトコロノ裁判所ハ原裁判所ト同等ナル裁判所ナ  
ラザルベカラズ蓋シコレ其ノ原裁判所ヨリモ下級若クハ下級ナル裁判所ニ移ストキハ違ニ  
原裁判ノ信憑ヲ失ヘバナリ

私訴ノ上告ノミナ破毀シタルトキハ其ノ裁判所ノ民事部(其ノ事件ヲ受クベキ裁判所ノ民  
事部ヲ云フ)ニ移スベキモノトス  
但シ公附附帶ノ私訴ハ縱令單ニ私訴ノミニ係ル上告ト雖トモ刑罰裁判所ニ於テ之ヲ受理  
スベキモノトス然レトモ上告裁判所ニ於テ私訴ノミニ付キ上告アリタル事件又ハ私訴私  
訴共ニ上告アリタルトキト雖トモ私訴ニ係ル事件ノミナ破毀シタルトキハ訴訟ノ利益ノ  
爲メニ之ヲ民事部ニ移シ總テ通常民事ノ規則ニ從ヒ裁判セシムルコトアリ

第二百九十一條 第二百六十五條ノ規定ハ上告ニモ亦之ヲ準用ス  
本法第二百六十五條ノ規定ハ亦之ヲ移シテ上告ノ部ニ適用シ得ベシ蓋シ理ニ於テ同  
シケレバナリ  
本條別ニ説明ヲ必要トスル所ナキガ如シ

第二百九十二條 第一審裁判所ト第二審裁判所トト問ハス法律ニ於  
テ罰セサル所爲ニ對シ刑ヲ言渡シ又ハ相當ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡  
シタル場合ニ於テ期間内ニ上訴スル者ナクシテ其判決確定シタル  
トキハ其事件ニ付キ上告ヲ受クル權アル裁判所ノ檢察ハ司法大臣  
ノ命ニ因リ又ハ職權ヲ以テ何時ニテモ其裁判所ニ非常上告ヲ爲ス  
コトヲ得

本法  
第二百六十五條 被告  
人辯護人又ハ法律上  
代理人ノミ控訴ヲ爲  
シタル原判決ヲ變  
更シテ被告人ノ不利  
益ト爲スヲ許サス  
被告人ノ利益ノ爲メ  
控訴ヨリ控訴ヲ爲シ  
タル亦同シ

非常上告ヲ理由アリトスルトキハ原判決ヲ破毀シ直チニ其事件ニ  
付キ判決ヲ爲ス可シ  
法律ニ於テ罰スベキモノニ非サルモノヲ罰シ又ハ通常ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡シタル

後其ノ裁判言渡ニ對シテ上告スルモノナキハ大審院院長ヨリ司法大臣ノ命ニ因リ又ハ職權ヲ以テ非常上告ヲ爲スコトヲ得ベシ非常上告ハ再審ノ際ヘト立法ノ旨趣相似タルモノトス蓋シ其ノ殊ナル所ハ再審ハ事實ノ錯誤ヲ改正シ非常上告ハ法律ノ錯誤ヲ改正スルニ出ツルモノナリ

抑モ非常上告ヲ爲スノ權利ハ單ニ上告裁判所檢察官ニ屬スルモノトス而シテ司法大臣モ亦非常上告ヲ爲スベキコトヲ命令スルノ權力アルモノトス然リ而シテ只既設關係人ハ裁判確定ノ後ナルヲ以テ對手人トナルノ權ヲモ有セス況ンヤ非常上告ヲヤ蓋シ非常上告ハ訴訟ト謂ハシヨリハ寧ロ辯護ト謂フベキモノノ如シ上告裁判所ニ於テハ單ニ上告申立人即チ檢察官ノ意見ニ依リテ判決スルモノタルニ過ギズ

非常上告ヲ爲スベキ理由如何今法文ニ基キテ之ヲ解釋センニ非常上告ハ罪トナラザル事件ト罪トナスベキモノトシテ刑ヲ言渡シ又ハ罪トナルベキ事件ト雖トモ輕罪ト處分スルニ重罪ノ刑ヲ言渡スガ如キ場合等是ナリ故ニ沒收スベカラザル物件等ヲ沒收シタルガ如キ場合ハ或ハ非常上告ヲ爲スコトヲ得ベキ場合ナキニシモアラズト雖トモ私訴及ヒ裁判費用等ノ如キ者ニ至リテハ別ニ規定アルニ非ラレバ非常上告ニツキ被破セラルハ如キ利益ヲ受クルコトナキモノトス

而シテ又非常上告ナルモノハ未ダ通常ノ上告ヲ爲サザリシ事件ニアラザレバ爲スベカラザルモノトス何トナレバ上告ニツキ判決シタル所ノ言渡効力ハ非常確定ノ効力ヲ有スルモノニシテ動カスベカラザルモノナレバナリ

第四章 抗告

第二百九十三條 抗告ハ法律ニ於テ特ニ許シタル場合ニ限り之ヲ爲

スコトヲ得

抗告ナルモノハ舊法ニ於テ一ノ規定シタルモノアルヲ見ズ蓋シ新定ノ法文ナリト謂フベシ而シテ人ノ權利モ亦新法ヲ待チテ愈々其ノ範圍ヲ限メタルモノト謂フベシ吾人豈ニコノニ費セザルヲ得ンヤ

抗告トハ何ゾヤ曰ク豫審裁判官ノ決定ニ對シ檢察被告人若クハ鑑定人証人等ニ於テ其ノ決定ニ服セスシテ直近上級ノ裁判所ニ訴出シテ其ノ事件ヲ更メテ裁判センコトヲ要求スルモノト云フナリ

今本條ヲ解スルニ抗告ナルモノハ法律ニ於テ特ニ許シタル場合ニ限りテ之ヲ爲スコトヲ許スモノナルコトヲ知ルニ足ルベシ法律ニ於テ特ニ許ストハ如何ナル場合ナルヤコレ蓋シ其ノ一ニテ壓服センコトヲ能ハザルニ非ザレドモ本審裁稿且クニ追ルヲ以テ敢テ前後ニ探拾スルノ途ナキナホ何セン讀者宜シク本法ヲ應觀スルトキニ注意シテ斯クノ場合ニハ抗告ヲ爲スコトヲ得トイヘル條目アルヲ記憶スベキナリ

第二百九十四條 抗告ニ付テハ直近ノ上級裁判所其裁判ヲ爲スコトヲ得ス

本條ハ抗告ヲ爲スベキ場所ト効力トヲ規定シタルモノナリ

凡ソ抗告ナルモノハ直近ノ上級裁判所(設如ク區裁判所豫審ノ決定ニ對シ不服ナルトキハ之ヲ直近ノ裁判所即チ地方裁判所ニ抗告ヲ訴出スベキガ如シ)ニ於テ其ノ抗告ヲ爲セシ事件ノ裁判ヲ爲スベシ然ラズシテ區裁判所ノ決定ニ對シテ不服ヲ唱ヘ直チニ地方裁判所ヲ起シテ控訴院ニ訴出スルガ如クシテ是レ大ニ裁判所ノ構成ニ於テ不都合ナル所ナシト云フ



ペカラザルナリ

而シテ又抗告ヲ受ケタルトコロノ裁判所ニ於テ裁判セシコトニ就テハ縱令之ニ不服ナルモ最早其ノ上級裁判所ニ向テテ更ニ抗告ヲ爲スコトヲ得ザルナリ乃チ抗告裁判所ノ裁判ノ効力ハ再ビ之ヲ抗告セシムルコトヲ得ザルナリ

**第二百九十五條 抗告ノ期間ハ裁判ノ送達アリタルロヨリ三日トス**

**釋義** 本條ハ抗告ノ期限ヲ規定シタルモノナリ

凡ソ期間ナルモノハ上來應々説ク如ク何日若クハ何時ト法律ニ於テ斷定シタル所以ノモノハ元ト裁判ノ遲延ニ流ル、チ防キシモノニ外ナラズ是ヲ以テ抗告ニ於テモ亦本條ノ如ク規定シタル所以ナリトス

而シテ其ノ天災事變等ノ如キ場合アリテ已ムヲ得ス之ヲ經過シタル場合アルニ於テハ亦通常ノ非常ノ際ノ如ク則ニ從フベキモノトス

**第二百九十六條 抗告ヲ爲スニハ其申立書ヲ原裁判ヲ爲シタル裁判所又ハ豫審判事ニ差出ス可シ**

**釋義** 其裁判所又ハ豫審判事ニ於テ抗告ヲ理由アリトスルトキハ不服ノ

點ヲ更正シ又理由ナシトスルトキハ意見ヲ付シテ三日内ニ抗告申立書ヲ抗告裁判所ニ送致シ且豫審終結ノ決定ニ對スル抗告ニ付テハ訴訟記録ヲモ送致ス可シ

**釋義** 本條ハ抗告ヲ爲スニ就テノ手續ヲ規定シタルモノナリ凡ソ抗告ヲナスニハ其ノ申立書ヲ原裁判ヲ爲シタルトコロノ裁判所又ハ其原裁判所々屬ノ豫審判事ニ差出ラベキモノトス

而シテ原裁判所若クハ原裁判所々屬ノ豫審判事ニ於テ其ノ差出メシ抗告が果シテ抗告スルニ足ルベキ理由アルモノト認定シタルトキハ其ノ不服ノ箇所ヲ改メテ以テ之ヲ抗告ヲ受クベキ裁判所ニ送致スベキモノトス

又若シ其ノ申立テシ所ノ抗告が或ハ抗告スベキ理由ノナキモノト認定スルトキハ原裁判所又ハ所屬ノ豫審判事ハ其ノ申立書ニ意見ヲ附シテ(其理由ナキニ就テノ意見ナド)之ヲ抗告裁判所ニ送致スベキモノトス

又若シ其ノ抗告が豫審ノ終結ニ對シテ爲スモノナリシ場合ニ於テハ前述ノ手續ヲ爲スベキハ勿論之ニ訴訟記録マテモ付シテ抗告裁判所ニ出スベキモノトス

原裁判所が抗告ノ申立テ受取リタル上ハ直チニ相當ノ手續ヲナシテ之ヲ三日以内ニ抗告裁判所ニ差出スベキモノト規定セラレタリ

本條ノ規定ニ據レバ原裁判所ノ抗告取次ノ手續ヲナスベキトコロノ期限モマタ三日ト規定セラレタルモノナルコトヲ知ルベキナリ

**第二百九十七條 抗告裁判所ニ於テハ檢事ノ意見ヲ聽キ書類ニ依リ抗告ノ裁判ヲ爲ス可シ**

**釋義** 本條ハ抗告裁判所ノ裁判ノ手續ヲ規定シタルモノナリ抗告裁判所ニ於テハ抗告ノ申立テアルトキハ判事ハ檢事ノ意見ヲ聽キ其ノ申立書ノ書類ノ上ニ於テ之ヲ裁判スベキモノトス

之ヲ以テ見レバ抗告申立人ハ別ニ抗告裁判所ニ出廷スルニ及バズシテ只書類上ニ於テ之ヲ裁判スベキモノナルヲ明カナリ蓋シ抗告ナルモノハ他ノ者ト違ヒ只一ノ執拗ト謂フベキガ如キモノナルヲ以テ斯ク簡略ニナスモノナリ

第二百九十八條 豫審終結ノ決定ニ對スル抗告ニ付キ抗告裁判所ニ於テ必要ナリトスルトキハ受命判事ヲシテ事件ノ取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

受命判事ハ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得

豫審終結ノ決定ニ對スル抗告アル場合ニ於テハ或ハ抗告裁判所ニ於テ必要ト認ニルトキニ於テハ裁判所ハ受命判事ヲシテ其ノ事件ノ取調ベ方ヲ爲シテ以テ其ノ狀ヲ報告セシムルコトアルベシ

之ヲ以テ見レバ抗告裁判所ノ受命判事タルモノモ時トシテ命ニヨリ臨檢若クハ搜查等ノ處分ヲナスコトアルモノト知ルベキナリ

而シテ豫審ノ終結セシ以上ノモノハ更ニ之ヲ豫審ニ付スルコトヲ得サルヲ以テ斯ノ場合ニ於テ若シ再ビ豫審ヲ開カサルベカラサルコトアルトキハ其ノ受命判事ヲ豫審ノ處分ヲナスコトヲ得セシムルモノナリ即チ前ニ會ヘル臨檢若クハ其他ノ調査等ハ亦豫審ノ處分ナリト知ルベシ

第二百九十九條 抗告裁判所ニ於テハ抗告ヲ許ス可キヤ否ヤ又抗告

ノ期間内ニ於テ申立ヲ爲シタルヤ否ヤヲ調査シ此要件ノ一ヲ闕シ

トキハ其抗告ヲ棄却ス可シ

抗告裁判所ニ於テ抗告ノ申立アリタルトキハ其ノ抗告事件ノ果シテ抗告スルヲ得ベキモノナルヤ否ヤヲ調査シ且ツ又抗告スベキ相當ノ期間ヲ經過セザルモノナリヤ否ヤヲ調査スベシ若シ十分ニ抗告スベキモノニシテ而シテ抗告ノ期間ヲモ亦未ダ經過セザルモノナ

リシトキハ之ヲ受理シテ次條ノ裁判ヲナスベシト雖トモ若シ理由又ハ期間ノ中其一ノモノガ法律ニ合ハサルトキハ斷然其抗告ヲ棄却スベキモノトス况ンヤ其二者俱ニ違法ノモノナル場合ニ於テナリ

本條ニハ判決ヲ以テ棄却スルカ決定ヲ以テ棄却スカチ明記セズトイヘトモ前後ヲ觀察スルニ決定ヲ以テ之ヲ棄却スルモノナルコト明ナリ況ンヤ判決ト決定トノ外ニ棄却スベキノ法ナキナリ況ンヤ別ニ判決ヲ以テナスヘキ必要ナキナリ是レ蓋シ余ガ判決ニアラズシテ決定ナリトスル所以ナリ

第三百條 抗告裁判所ニ於テ抗告ヲ理由アリトスルトキハ原裁判ヲ

取消シ自ラ更ニ裁判ヲ爲シ又抗告ヲ理由ナシトスルトキハ之ヲ棄

却ス可シ

本條モ抗告裁判ノ手續ヲ規定セシモノニ外ナラズ

前條ニ反シ若シ抗告裁判所ニ於テ抗告ノ事件ヲ果シテ理由アルモノト決定シタルトキハ原裁判所ノ裁判決定ヲ取消シ其ノ裁判所ニ於テ自カラ更ニ裁判ヲ爲シ以テコレガ處分ヲ爲スヘシ

又抗告事件ガ其ノ理由ナキモノナルコトヲ認定シタルトキハ之ヲ棄却スヘキモノトスコレ亦決定ヲ以テ棄却スヘキモノナリ

決定トハ判決ト異ニシテ輕易ナルモノナリ即チ判決トハ訴訟關係人檢事等立會ノ上公判廷ヲ開キテ之ヲ裁判シ之ヲ判決スルモノナレドモ決定ハ被告人モ何モ辯ヒナク判事ノ獨見若クハ檢事ト相談セシノミニテ之ヲ決スルモノナリ

第六編 再審

舊法罪法

第四百三十九條 再審ノ際ハ左ノ場合ニ於テ重罪輕罪ノ刑ノ言渡ニ對シ被告ノ利益ノ爲メ之ヲ爲スコトヲ得但判決確定ノ後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

一 人ヲ殺シタル罪ニ付キ刑ノ言渡アリタル后其言渡ノ日ニ當リ殺サレタリト認メラレシ者現ニ生存シ又ハ犯罪前已ニ死去シタルノ確証アリタルハ

二 同一ノ事件ニ付キ共犯ニ非ラスシテ別ニ刑ノ言渡ヲ受ケタル者アリタルハ

三 犯罪アル以前ニ作リタル公正ノ証書ヲ以テ當時其場所ニ在ラサルコトヲ証

第三百一一條 再審ノ訴ハ左ノ場合ニ於テ重罪輕罪ノ刑ノ言渡ニ對シ被告ノ利益ノ爲メ之ヲ爲スコトヲ得但判決確定ノ後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第一 人ヲ殺シタル罪ニ付キ刑ノ言渡アリタルモ其殺サレタリト認メラレシ者犯罪後生存シ又ハ犯罪前既ニ死去シタル確証アリタルトキ

第二 同一ノ事件ニ付キ共犯ニ非スシテ別ニ刑ノ言渡ヲ受ケタル者アリタルトキ

第三 犯罪アル以前ニ作リタル公正証書ヲ以テ當時其場所ニ在ラサルコトヲ證明シタルトキ

第四 被告人ヲ陷害シタル罪ニ因リ刑ノ言渡ヲ受ケタル者アリタルトキ

第五 公正証書ヲ以テ訴訟記録ニ偽造又ハ錯誤アルコトヲ證明シタルトキ

第六 判決ヲ以テ廢棄若クハ破毀セラレタルトキ

余蓋ハ此ニ於テ再審ト哀訴トノ性質ニ於テ如何ナル差異アルヤニツキ論述スルヲ以テ無用ニアラザルベシト信ズレバ左ニ之ヲ述ベン

明シタルハ  
四 被告人ノ陷害シタル罪ニ因リ刑ノ言渡ヲ受ケタル者アリタルハ

五 公正ノ証書ヲ以テ訴訟記録ニ偽造又ハ錯誤アルコトヲ証明シタルハ

哀訴ト再審トノ其ノ性質ニ於テノ差異ハ即チ哀訴ハ裁判確定前ナルヲ要シ再審ノ際ハ確定裁判ノ効力ヲ動カスモノニテ必スヤ裁判確定ノ後ニアラザレハ之ヲ爲スコトヲ得ス而シテ哀訴ハ大審院ノ裁判言渡ニシテ其ノ言渡ノ法式ヲ欠キタル場合ニ於テ再ヒ大審院ニ其ノ違式裁判ノ改正ヲ請フ所ノ者ニシテ敢テ裁判ノ全部ニ對シ反對ノ裁判ヲ決テ要ムルノ際ニアラス當ニ哀訴ノ趣意ハ或ル違式若クハ裁判官ノ遺忘若クハ同一ノ裁判言渡ニ付キ二箇ノ條件具備シタル時補正スルニ過キザル訴ナリト雖トモ再審ノ際ハ前裁判言渡ニ事實上ノ錯誤アリタル場合ニ於テ爲スモノニテ其ノ趣旨ハ前者ト異ナリテ被告人利益ノ爲メニ前裁判ヲ攻撃スルモノニシテ即チ前裁判言渡ニ全ク眞反對ノ裁判ヲ要ムルニ在リトス故ニ亦其ノ手續上ニ於テモ再審ノ際ハ刑ノ消滅シタルニ拘ハラヌ何時ニテモ之ヲ爲スコトヲ得ヘキモノナリ然リト雖トモ哀訴ハ之ニ異ナリテ其ノ中立ハ裁判言渡ノ有リタル日ヨリ三日以内ニ之ヲ爲サザルニ於テハ最早哀訴スルコトヲ得サルモノトス是レ兩者間ノ性質上ヨリ生スル結果ノ差異ナリトス

今本條ニ解釋ヲ下サンニ再審ノ訴ナルモノハ左ノ六項ノ場合ニ於テ重罪若クハ輕罪ノ刑ノ言渡ニ對シテ申立ツルコトヲ得ベキモノトス

而シテコノ再審ナルモノハ被告人ノ爲メニ利益トナル様ニスベキハ勿論ノコトナリトスコレヲ以テ被告人ハ刑ノ言渡アリシニ對シ尙ホ其刑ヲ輕クスルニ足ルベキ証書アルヲ以テ再審ヲ提出スルモノナルコトヲ知ルベシ

又再審ナルモノハ主告裁判所ニ於テ既ニ刑ノ言渡モ發着シ以テ裁判ノ確定アリシ後ニアラザレバ爲スベキモノニアラスコレ蓋シ再審ノ名アル所以ナリ

今其ノ六項ヲ略説セン

第一 殺人罪ト認メラレ既ニ刑ノ旨渡アリタル其後ニ至リ其ノ殺サレタルトナス者ガ尙ホ生存スルカ又ハ犯罪セシト認メラレシヨリ前ニ既ニ其ノ殺サレタルトスル者ガ死去シタルモノナルコト等ガ明確ナル証據アルトキ

但シ犯罪ノ當時ト雖トモ他ニ明確ナル証據アリテ他ノ病ニテ死シタルモノナルトキ亦同シキモノトス

第二 本項ニ定メタル再審ノ原由ハ三個ノ條件ヲ具備スルモノナルコトヲ要スルナリ乃チ左ノ

一 事件ノ同一ナルコト

二 共犯ニアラザルコト

三 別ニ刑ノ旨渡ヲ受タル者アルコト

但シ事件同一ナルレバ一方ハ必ス無罪者タルヲ確証タルベシ又共犯ナルトキハ二名以上同一ノ罪ヲ犯スコトヲ得ベキナリ又他ニ刑ノ旨渡ヲ受ケタルモノアルトキハ前ニ刑ノ旨渡ヲ受ケタルモノハ多クハ無罪者タルヲ確証トナルベシ

然リト雖トモ刑ノ執行ヲ受クルノ前タルト後タルトニ拘ハラズ裁判ヲ決前ニ於テ他ニ受刑者アルコトヲ知ラザリシトキハ後ノ受刑者モ亦コノ原由ヲ以テ再審ノ際ヘチナスコトヲ得ヘキモノトス

第三 本項ニ於テハ二個ノ條件ヲ包含スルモノトス乃チ

一 犯罪ノ當時ニ於テ既ニ其ノ場所ニ在ラザルコト

二 當時其ノ場所ニ在ルニアラザレバ事件ニ關係スルヲ得ヘカラザル所ノ犯狀ナルコト

但シ場所トハ必スシモ犯罪ノ場所ニ非ス場合ニヨリテ自カラ限狭ナキ能ハス蓋シ即竟犯罪ニ關係スルコトヲ得ヘキ地ヲ云フモノニ外ナラス

又本項ノ原由ヲ証明スルニ二個ノ要件アルヲ見ル日ク

及正証書

犯罪以前ニ作成シタル証書

蓋シ公正証書ヲ用ウル所以ノモノハ詐偽ヲ防クニアルモノトス又其ノ犯罪前ノ証書ノ少シテ切迫スル所ナキ能ハルルガ如シトイヘドモ亦頗ル正確ヲ得ベケレバナリ

第四 被告人ヲ陥罪シタル所ノ罪ニ因リテ既ニ刑ノ旨渡ヲ受ケタルモノアリシ場合ヲ云フナリ蓋シ本項ハ洵ニ簡單ナル原由ニシテ且ツ確實ナルコトナルヲ以テ別ニ疑議ヲ容ルルベキ所ナキガ如シ

但シ本項ニ於テ被告人トアルハ既ニ刑ノ旨渡ヲ受ケタル所ノ者ニ相違ナシト雖トモ凡テ再審ノ利益ヲ得ベキモノナリ

第五 公正証書ニ據リテ訴訟記録中ニ偽造若クハ錯誤アル條件ノ存スルコトヲ證明シタルトキ

蓋シ本項ハ二個ノ要件アリ乃チ左ノ

訴訟記録ニ偽造又ハ誤謬アルコト

裁判官等其ノ偽造又ハ誤謬ヲ以テ判決ノ基礎ト爲シタルコト

等ノ如シ

第六 本項ハ然様ニ於テ未ダ見ザル所ノモノナリ乃チ判決ノ憑據トナリタル所ノ民事上ノ判決ガ其他ノ既ニ確定トナリタル判決ノ爲メニ廢棄若クハ破毀セラレタル場合ヲ以テ原由ノ一トナシタルナリ

前ニ説ク如ク本條及ビ次條ハ再審ノ既チナスベキ場合及ビ之ヲ爲スコトヲ得ベキトコロノ人等ルテ再審ニ係ル所ノ原由ヲ規定シタルモノトナスナリ其ノ詳ハ本條ノ注文ニ盡サレル所ハ以下ノ數條ニ於テ自カラ分明ナラン

又再審ト京既トノ差別ニハ宜シク意ヲ用ウベキナリ

第三百二條 再審ノ訴ヲ爲スコトヲ得ヘキ者左ノ如シ

第一 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事

第二 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ヲ管轄スル控訴裁判所ノ檢事

第三 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ヲ管轄スル上告裁判所ノ檢事

但司法大臣ノ命ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其訴ヲ爲ス可シ

第四 刑ノ言渡ヲ受ケタル者

第五 刑ノ言渡ヲ受ケタル者死去シタルトキハ其親屬

本條ハ凡チ再審ノ既チ爲スコトヲ得ベキモノヲ規定シタルモノナリ

今本條ニ據ルニ再審ノ既チナスコトヲ得ベキモノヲ五項ニ分チテ之ヲ規定シタリ今次ヲ逐フテ之ヲ説明セン

第一 被告事件ニ就テ刑ノ言渡ヲ爲シタル所ノ裁判所々屬ノ檢事

縱如バ大阪地方裁判所ニ於テ一ノ事件ヲ裁判セシニ其事件ニツキ再審ノ既チナスニ足ルヘキモノアルヲ發見シタルトキハ之ノ事件ヲ裁判シタル裁判所即チ大阪地方裁判所ノ檢事ヨリ之ヲ爲シ得ルナリ

第二 本項ハ凡チ事件ニツキ刑ノ言渡ヲナシタル所ノ裁判所(前例ノ大阪地方裁判所)ヲ管轄スル所ノ控訴裁判所ノ檢事(大阪控訴院)ノ檢事モ亦再審ノ既チナスコトヲ得ベキナリ

舊刑法  
第四百四十條

規定シタルモノニ外ナラス

第三 又前ノ刑ノ言渡ヲナシタル裁判所(大阪地方裁判所)ヲ管轄スル所ノ上告裁判所(大審院)ノ檢事モ亦之ヲ爲シ得ルモノトナセリ

但シ此ノ場合ニ於テハ司法大臣ノ命令ヲ以テ爲スコトアリ或ハ又自己ノ職權上ヨリ爲スコトヲモ得ルモノトス

蓋シ再審ハ前送ノ裁判所ハ悉ク經由シテ以テ裁判確定トナリタル後ニナスベキモノナルヲ以テ自カラ前送裁判所ノ檢事等ニ於テモ亦多少ノ關係アルモノトス是レ其ノ事件ニ關シタルスペテノ裁判所ニ所屬スル檢事ニ於テモ亦再審ノ既チナスコトヲ許シタル所以ノ者ナリ

第四 刑ノ言渡ヲ受ケタルモノ乃チ被告人タルモノハ元ヨリ冤枉ニ沈淪セントスル大不幸ニ遭遇シツ、アルモノナルヲ以テ之ニ再審ノ既權ヲ與フル所以ノ者洵ニ理ニ於テ然ラザルベカラザルモノナリ

第五 刑ノ言渡ヲ受ケタルモノニシテ若シ一朝死去シタル場合ナルニ於テハ其ノ死去者ノ親屬等ヨリ之ヲ爲スコトヲ得ベキモノトス

蓋シ死去シタル後ニ再審ノ既チナスコトヲ得ル所以ノ者ハ死者ノ名譽ハ勿論其ノ親屬タルモノノ名譽マテモ之ヲ回復スルコトヲ得ルヲ以テナリ

第三百三條 再審ノ訴ハ刑ノ消滅シタルニ拘ハラズ何時ニテモ之ヲ爲スコトヲ得

本條ハ前二條ヲ補フモノニ外ナラス

抑モ成刑ナルモノハ是レ人間ノ大不名譽大耻辱タルコトハ今更ラ議論ヲ俟タザルコトナル

ベシ而シテ縱令其ノ處刑ノ消滅アリタリト雖トモ其モノ、不名譽ナルモノハ其自身ハ素ヨリ其ノ刑威威友子孫ニ至ルマテノ不名譽ハ決シテ永ク之ヲ消滅セシムルコトナカルベシ設如バ爰ニ強盜犯者アリ會テ逮捕セラレテ刑ノ旨渡テ受ケルハ八年ノ重懲役ニ處セラレタリトモ今日其者ガ縱令八ケ年ノ刑期ノ間ハ躬躬勉勵以テ八ケ年ノ長日月ノ間缺窓ノ下ニ暮シ扱テ八ケ年ノ後ニ天下晴レ刑モ消滅シテ再ヒコノ娑婆ニ出ヅルトモ社會ノ人ハ決シテ之ヲ以テ憂ノ不名譽ヲ八ケ年ノ呻吟ヲ以テ回復シタルモノトハ爲サルベシ人ノ名譽ナルモノ豈之ヲ懐ミ且ツ贊マスシテ可ナランヤ是レ蓋シ法律ニ於テ人ノ名譽ヲ保護スルノ精神ハ又周又密ナル所以ナリ

權利チ一生涯ニ一點モ傷ケス又傷ケラレザリシモノアラバ是レ一生涯ニ於テノ名譽ノ一點チモ汚サザリシ者ト謂ハザルベカラザルナリ蓋シ義務ヲ執行シ權利ヲ保護シ以テ社會ニ立ツハ是レ社會ニ於テ名譽ヲ完フセシモノナリ一己人ノ一己人タル所以ノモノニ恥チザル所以ナリトス吾人豈之ヲ勉メザルベケンヤ

爰ニ説フ所ノ如ク刑ハ不名譽ト共ニ消滅スベキモノト思惟スルハ大ナル誤謬ナリ抑モ刑ト不名譽ト共ニ消滅スルモノトナサンカ人ノ名譽ナルモノハ其ノ價值ヲ喪失スルノ奇果ヲ生スベシコノ社會ニ於テ名譽ニ價值ナク從テ人ノ名譽ニ關スルコトニ恬乎タルニ至ラバ社會ノ秩序ハ將タ如何ニシテ之ヲ保タンヤ必スヤ奸猾狼戾遂ニ其ノ究極ナキニ至ラン立法官ノ本條ヲ設定セシ所以ノモノ豈其レ止テ得ンヤ

**第三百四條** 再審ノ訴ヲ爲サントスル者ハ其趣意書ニ原判決ノ謄本及ヒ證據書類ヲ添ヘ之ヲ原裁判所ニ差出ス可シ  
原裁判所ノ檢事ハ其書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ上告裁判所ノ檢事ニ

差出ス可シ

原裁判所ノ檢事及ヒ控訴裁判所ノ檢事自ラ再審ノ訴ヲ爲サントスルトキハ前項ノ手續ニ從ヒ其書類ヲ差出ス可シ

**第三百三條** 本條ハ再審ノ訴ヲ爲ス手續ヲ規定シタルモノナリ  
凡ソ再審ノ訴ヲサント欲スル者ハ其ノ趣意書ニ原判ノ謄本及ヒ證據書類ヲ添ヘテ之ヲ原裁判所ニ差出スベキモノトス

而シテ原裁判所々屬ノ檢事ガ其ノ手續書類ヲ受取ルヤ直チニ其書類ニ自己ノ意見ノ在ル所ヲ添附シテ以テ之ヲ上告ヲ受クベキ裁判所ノ檢事ノ許ヘ差出スベキモノトス是等ハ大概他ノ上訴上告等ト別ニ大違ナキカ如シ

右ハ被告人(前々條乃チ第三百三條第三號第四號ノモノ)ヨリ再審ノ訴ヲサシタルトキニ於テノ手續ヲ規定セシモノナリ

シテ又原裁判所ノ檢事若クハ控訴裁判所ノ檢事ニ於テ再審ノ訴ヲサント欲スル場合ニ於テハ前項ノ手續即チ被告人ヨリナス所ノ手續ノ規定ト同シクシテ以テ其ノ書類等ヲ上告裁判所ニ差出スベキモノトス

**第三百五條** 上告裁判所ニ於テハ檢事ノ請求ニ因リ速ニ受命判事一名ヲシテ其取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシム可シ

凡ソ上告アルヤ其被告人ノ上告ニ係ルト檢事ノ上告ニ係ルトチ附セス必ス先ツ原裁判所檢察官ヨリ之ヲ大審院ノ檢事長ニ送致ス可キモノトス

大審院檢事長ニ於テ上告ニ係ル一件書類ヲ受付シタルキハ之ヲ大審院刑罰局ノ簿冊ニ登記セシメテ請求ス可ク大審院ニ於テハ檢事長ノ請求ノ如ク之ヲ刑事局ノ簿冊ニ記入シ又速ニ

專任判事一名ヲ選出シテ取調ヲ爲サシメ以テ其報告書ヲ差出サシムルモノトス  
蓋シ報告書ヲ差出サシムルモノハ其上告事件ノ模様ヲ知ルヲ以テ爲ス所ノ手續ニシテ之ヲ  
速ニセシムルモノハ他ノ判事ヲシテ取調ノ準備ニ供セシム可クレバナリ

**第三百六條** 上告裁判所ニ於テハ受命判事ノ報告及ヒ檢事ノ意見ヲ  
聽キ判決ヲ爲ス可シ

**釋義** 本條ハ判決ノ手續ヲ規定シタルモノナリ。  
即チ上告ヲ受ケタルトコロノ裁判所ニ於テハ再審ノ上告ニツキテ定メシ受命判事ノ取調ニ  
就テノ報告ト及ヒ檢事ヨリノ意見トヲ聽キ合ハセシ上ニテ書類ニ就キテ之ガ判決ヲナスベ  
キモノトスルナリ

**第三百七條** 上告裁判所ニ於テ再審ノ原由アルコトヲ認メタルトキ  
ハ原判決ヲ破毀シ公訴及ヒ私訴ニ付キ再審ヲ爲ス可キコトヲ言渡  
シ其事件ヲ原裁判所ト同等ナル他ノ裁判所ニ移ス可シ  
其送付ヲ受ケタル裁判所ニ於テハ通常ノ規定ニ從ヒ裁判ヲ爲ス可

**釋義** 本條亦再審上訴裁判ノ手續ナリ  
再審ノ際ト通常上告トノ差ハ單ニ其ノ原由ノ同シカラサルノミナラス性質上ニ於テモ亦大  
差アルモノトス蓋シ之ヲ區別スルハ大略左ノ如シ  
通常上告ハ裁判確定前ニ之ヲ爲ス可キ者トス  
再審ノ件ハ確定ノ後チ之ヲ爲ス

通常上告ハ民事原告人及ビ民事擔當人ト雖モ其私訴ノ裁判ニ付テハ之ヲ爲ス可キ得可シ  
再審ノ際ハ被告人若クハ民事擔當人及ビ檢事長ニ限ルモノトス  
通常上告ハ其原由トスル所種々アリ必ズ無罪ヲ主張スルニ止マラズ他ノ越權又ハ模範錯誤  
等ノ種々ナル原由ニ依テ之ヲ爲ス者トス  
再審ノ際ハ必ズ其被告事件ノ本犯ニ非ルコトヲ再審セシムルモノトス  
以上ノ如キ區別アリト雖モ之ヲ要スルニ大審院ニ於テ再審ノ際ヲ受理シ之ヲ破毀シタルキ  
ハ原裁判所ト同等ノ裁判所ニ送付シ更ニ裁判セシムルモノトス

**第三百八條** 死者ノ親屬ヨリ再審ノ訴ヲ爲シタル場合ニ於テ上告裁  
判所ニテ再審ノ原由アルコトヲ認メタルトキハ其事件ヲ他ノ裁判  
所ニ移スコトナク原判決ヲ破毀ス可シ

**釋義** 凡ソ被告人ノ生存セザリシ場合ニ於テハ大審院ニテ再審ノ原由アルコトヲ認ムルモ  
原裁判言渡破毀ヲスルニ止マルモノタルベシ  
然リト雖トモ私訴ノ再審ニ就テハ原裁判言渡無効ニ屬スルモノナルヲ以テ被告人ノ相続人  
タルモノハ通常民事ノ規則ニ從ヒ取戻ノ訴ヲ爲スコトヲ得ベキナリ  
又上告裁判所ニ於テハ再審ノ訴ナリト雖トモ亦上告ノ手續ト同シク事實ノ審理ニテ與セザ  
ルヲ以テ之ガ判決ヲ爲スハ單ニ再審ヲ爲スベキ事件ナリヤ否ヤナ判決スルニ止マルモノト  
ナスベシ是ヲ以テ再審ノ原由ナキコトヲ認メタルトキハ棄却ノ言渡ヲ爲シ若シ其理由アル  
コトヲ認メタルトキニ於テハ直チニ原判決ヲ破毀シ其事件ヲ原裁判所ト同級ナル他ノ裁判所  
ニ移シテ公訴及ヒ附帶ノ私訴ニ付キ再審ヲナスベキコトヲ言渡スベキモノト規定セラレタ  
ルナリ

而シテ又其ノ裁判所ニ於テハ破毀ニ係ル上告事件ノ送付ヲ受ケタルトキト同シク通常ノ規則ニ從フテ更ニ相當ノ判決ヲナスベキモノトス

**第三百九條** 再審ノ判決ニ因リ無罪ノ言渡アリタルトキ又ハ前條ノ場合ニ於テ破毀ノ言渡アリタルトキハ其者ノ名譽ヲ復スル爲メ其判決ヲ揭示ス可シ

**大審院ニ於テ再審ノ訴ヲ受理シテ原由アルモノト爲シ無罪又ハ破毀ノ言渡ヲ爲シタル中ハ之ヲ揭示シテ以テ其被告人タリシ者ノ名譽ヲ洗雪セサル可ラズ思フニ人ノ一度ハ罪ニ因リ爲ルヤ世間ノ信用忽チ地ニ落チ亦挽回ス可ラサルニ至ルモノ往々然ル處ナリ況ンヤ戸籍上之ヲ永遠ニ及ボシ子孫ニ至テ猶ホ其祖先ノ罪ヲ銘ス貴慎マサル可ケンヤ**

故ニ若シ其被告人ニシテ冤罪ナルコトヲ明白ナラシメタル中ハ之ヲ公示シテ其汚名ヲ雪ギ以テ潔白ノ者タルコトヲ表明ス可キモノナリ況ンヤ死者ノ親屬等ヨリ再審ノ訴ヲ爲スカ如キハ名譽ヲ重スルノ故ニ出ツルモノナレバ社會公衆ニ之ヲ公示スルノ必要ナル更ニ言ヲ待タサル所ナリトス

**第七編 大審院ノ特別權限ニ屬スル訴訟手續**

**第三百十條** 裁判所構成法第五十條第二號ニ記載シタル大審院ノ特別權限ニ屬スル犯罪ニ付テハ檢事總長其搜查ヲ爲ス可シ

地方裁判所區裁判所ノ檢事及ヒ司法警察官モ亦其犯罪ニ付キ搜查ヲ爲シ檢事總長ニ報告ス可シ

**裁判所構成法第五十條第二號ニ記載シタル大審院ノ特別權限ニ屬スル犯罪即チ皇族ニ關スル罪及ヒ皇室ニ對スル罪國事ニ關スル罪ヲ取調アルニ就テハ大審院ノ檢事總長タル**

**第四百四條 地方裁判所檢事及ヒ區裁判所檢事ハ豫審判事ヨリ先ニ重罪又ハ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ現行犯アルコトヲ知リタル場合ニ於テ其事件急速ヲ要スルトキハ豫審判事ヲ待ツコトナク其旨ヲ通知シテ犯所ニ出檢シ豫審判事ニ戻スル處分ヲ爲スコト得**

証人及鑑定人ノ供述ハ宣誓ヲ用ユルコトナク之ヲ聽クベシ

**第四百七條** 第四百四十四條第四百四十六條ニ於テ檢事ニ付シタ

モノガ自身ニ之ヲ爲スベキモノトス

然リト雖トモ地方裁判所ノ檢事區裁判所ノ檢事及ヒ司法警察官等ノモノナリト雖トモ之ヲ檢テ置キ對岸ノ火災脱スベキコトニアラザルヲ以テ亦之ヲ調査シ以テ之ヲ其ノ檢事長ニ報告スベキモノトス言ハハ是等ノ檢事及ヒ司法警察官ハ檢事長ノ手下トナリテ調査ヲナシ以テ之ヲ檢事長ニ報告スベキ手傳ヲナスベキモノナリ

**第三百十一條** 前條ニ記載シタル犯罪ノ現行犯アル場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ地方裁判所、區裁判所ノ檢事及ヒ司法警察官ハ第四百四十四條及ヒ第四百四十七條第一項ノ規定ニ從ヒ豫審處分ヲ爲スコトヲ得但豫審判事ニ通知スルコトヲ要セス

**本條ハ前條ノ備考ナルヲ覺フ**  
前條ニ記載シタル犯罪トハ即チ刑法第二編第一章及第二章ニ於テ規定シタルモノニシテ即チ前ニ説キシ所ノ皇室ニ對スル罪及ヒ國事ニ關スル罪ハテ内亂ニ關スルモノト外亂ニ關スルモノ等ナリ

右ノ現行犯アル場合ニ於テ急速ニ爲サルベカラザルコトナルトキハ地方裁判所ノ檢事及ヒ司法警察官ハ第四百四十四條及ヒ第四百四十七條第一項ノ規定ニ從フテ豫審處分ヲナスコトヲ得ベキナリ然レトモ豫審判事ニハ別ニ此事ヲ通知スルニ及バズ

**第三百十二條** 前條ノ場合ニ於テハ地方裁判所檢事ヨリ證據書類ニ意見書ヲ添ヘ速ニ之ヲ檢事總長ニ送致ス可シ

**前條ノ場合アルニ於テハ地方裁判所檢事ヨリ證據書類ニ意見書ヲ添ヘテ速ニ之ヲ大審院ノ檢事總長ニマテ送致スベキモノトス**



ル職務ハ司法警察官  
モ亦假ニ之ヲ行フ  
ヲ得但勿留狀ヲ發ス  
ルコトヲ得ズ

第三百十三條 檢事總長ハ何レノ場合ニ於テモ其事件大審院ノ特別  
權限ニ屬シ且起訴ス可キモノト認メタルトキハ豫審判事ヲ命ス可  
キコトヲ大審院長ニ請求ス可シ

本條ハ特別權限ニ屬スル場合ニ於テナスベキ規定ナリ  
檢事總長タルモノハ如何ナル場合ナルニ拘ハラズ若シ或ル事件が大審院ノ特別權限内ニ屬  
スルモノニシテ且十分起訴スベキモノト認定シタルトキニ於テハ檢事總長ヨリ大審院ニ  
向ツテ或ル判事ヲ以テ豫審ノ掛リトナサンコトヲ請求スヘキモノト規定セラレ  
蓋シ大審院ニ於テハ別ニ豫審判事ナルモノ消ニ之レナシ只其ノ必要ナルトキニ迫リ或ル一  
人若クハ數人ノ判事ヲシテ其ノ事件ノ係リトナシ以テ地方裁判所區裁判所等ノ豫審判事ノ  
爲メカ如キ事務ヲ司ラシムルコトアリ則チ本條ニ於テ謂フトコロノ如キモノナリ

大審院ノ特別權限トハ大審院ニ特別ニ許シタル所ノ裁判權限ナリ即チ裁判所構成法第五十條  
第二號ノ規定ノ如キモノトス其他ノモノト雖トモ上告再審戻等ニ於テモ裁判スヘキコト  
ナキニアラズ

第三百十四條 大審院長ヨリ命ヲ受ケタル豫審判事ハ豫審ヲ爲シタ  
ル上ニテ他ニ取調ヲ要スルコトナシト思料シタルトキハ訴訟記録  
ニ意見ヲ付シ大審院ニ差出ス可シ

本條ハ豫審ノ手續ヲ規定ス  
大審院ヨリ命令ヲ受ケテ或ル事件ニ付キ之ガ豫審判事トナリシモノハ豫審ノ調査ヲ十分ニ  
成シタル末ニ特別ニ又取調ベザルベカラサル事モ之レナシト思料シタルトキハ其ノ豫審中  
ノ訴訟記録ニ意見ヲ附記シ以テ大審院ニ差出スベキモノトス

第三百十五條 大審院ニ於テハ檢事總長ノ意見ヲ聽キ先ツ其事件ヲ  
公判ニ付ス可キヤ否ヤヲ決定ス可シ

其事件地方裁判所又ハ區裁判所ノ權限ニ屬スルモノト決定シタル  
トキハ管轄裁判所ヲ指定シ其事件ヲ送致ス可シ若シ特別裁判所ノ  
權限ニ屬スルモノト認メタルトキハ決定ヲ以テ管轄違ノ言渡ヲ爲  
ス可シ

又第六十五條ニ記載シタル場合ニ於テハ決定ヲ以テ免訴ノ言渡  
ヲ爲ス可シ

本條亦大審院ノ裁判所ニ就テノ手續ヲ規定シタルモノトス  
大審院ニ向ツテ檢事若クハ其他ヨリ刑事若クハ民事ニ就テノ訴訟起リシトキニ於テ大審院  
判事ハ檢事總長ノ意見如何ヲ聽キ審キ而シテ此ツ其ノ訴訟事件ハ果シテ公判ニ付スベキモ  
ノナルヤ否ヤヲ決定スベキモノトス是レ蓋シ正當ノ順序ナリトス  
而シテマタ其ノ事件が大審院ノ公判ニハ別ニ付スベキモノニアラズシテ其ノ事件ハ地方裁判  
所又ハ區裁判所等ノ權限ニ屬スルモノナリト決定シタルトキハ其ノ相當ナル管轄裁判所ヲ  
指定シ以テ其ノ事件ヲ其ノ指定セラレタル裁判所ニ送致シテ以テコノ事件ノ裁判ヲナサシ  
ムベキモノトス

而シテ又若シ其ノ事件が前述ノ裁判所ノ權限内ノモノニモアラズ又大審院ノ管轄内ノモノ  
ニモアラズ法律ニ定メタル特別裁判所(元ノ高等法院ナルモノナリ)ノ管轄權限内ニ屬スル  
モノト認メタルトキハ決定ヲ以テコノ事件ノ管轄違ヒノモノタルコトヲ言渡スベキモノト

第六十五條 豫審判  
事ハ左ノ場合ニ於テ  
免訴ノ旨渡ヲ爲シ且  
被告人拘留ヲ受ケタ  
ルハ於免ノ旨渡ヲ  
爲スベシ  
第一 犯罪ノ証憑十  
分ナラザルトキ  
第二 被告事件罪ト  
ナラザルトキ  
第三 公訴ノ時効ニ  
罹リタルキ  
第四 確定判決ヲ經  
タルトキ  
第五 大赦アリタル  
トキ  
第六 法律ニ於テ其  
罪ヲ全免スルトキ

ナスナリ  
又其ノ事件ガ本法第六十五條ニ規定セラレタルトコロノ免訴ノ旨渡ヲナスベキモノナリ  
シトキハ之ヲ他ノ裁判所ニ移スモ無益ノコトナルノ故ヲ以テ直チニ決定ニテ免許ノ旨渡ヲ  
ナスベキモノトス

第三百十六條 前數條ニ於テ特ニ規定シタルモノヲ除ク外豫審、公  
判ノ手續ハ第三編第四編ノ規定ヲ準用ス

第三百十七條 刑ノ執行ハ判決確定ノ後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ  
得ズ

第八章 裁判執行、復権及ヒ特赦

刑事訴訟法ハ本編ヲ以テ終結トナス  
本編ハ別テ左ノ條項ニ關スル規則ヲ定メタルモノトス

一 裁判執行

一 復権

一 特赦

裁判執行トハ凡テ法律上ノ旨渡ニ依テ之ヲ執行スルモノヲ云フ刑ノ旨渡及ビ無罪免訴等ハ  
元ヨリ命令ノ執行ニ至ルマテ之ヲ總括シテ云フモノアリ又裁判執行ハ旨渡ノ効果ニシテ判  
決ヲ下サル場合ヲ除クノ外豫審ト公判トナ間ハス又豫審ト公判トノ終結ノ前ナルト後ナ  
ルトナ間ハス如何ナル旨渡ナリト雖トモ之ガ執行ヲ要セザルコトナシ然リト雖トモ其ノ執  
行ハ各本條ニ於テ各々明ナルアリ又當然ニ明文ヲ要スルニ及バズシテ執行スベキモノモ亦

之レアリ然リ而シテ此ノ章ニ記載スル所ノ規則ハ公判終結ノ場合ニ於テ旨渡セシモノニ係  
ル執行ナリトス

又復権及ビ特赦ナルモノハ刑ノ旨渡ヲ受ケタルモノニ付キ復権ヲ願ヒ特赦ヲ請フノ手續ニ  
シテ必スシモ各事件毎ニ之ヲ行フベキモノニ非ザルナリ然リ而シテ是ノモノモ亦前ノ裁判  
執行ト同シタ亦公判後ノ處分ニ属スルモノタルコト論テ俟タズ

第一章 裁判執行

第三百十七條 刑ノ執行ハ判決確定ノ後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ  
得ズ

本條ニ於テ刑ノ執行ヲ爲スベキ一般ニ通スル定期ヲ規定シタルモノニシテ何レノ場  
合ニモ之ヲ適用シ得ベシ

凡ソ刑ノ旨渡ヲナシ之ヲ執行スルニハ必ス判決ノ確定ヲ待チタル後ニアラサレハ之ヲ執行  
スベカラザルモノトス是レ洵ニ正當ノ法ナリトス

判決ノ確定トハ如何ナル場合ヲ指スカ合之ヲ左ニ説カン  
裁判確定トハ蓋シ設如ハ地方裁判所ニ於テ或ル輕罪犯ノ者ヲ裁判シ之ヲ判決シテ以テ重禁  
錮二年ノ刑ニ處スベキ旨ノ旨渡ヲ爲シタリ今コノ場合ニ於テ直チニ刑ヲ執行スルモ差支ナ  
キモノ、如シト雖トモ被告人ガ果シテ之ニ服シタルヤ否ヲ知ルベカラズ况ンヤ犯罪ノ取調  
ベ刑ノ適用等ニ至リテモ亦上級ノ裁判所ニ於テ如何ニ之ヲ判決スルヤ亦知ルベカラス是ヲ  
以テ上訴上等等ノ既路ノ生スル所以ナリ

而シテ被告人ニシテ果シテ刑ノ適用(則チ今ノ例ノ重禁錮二年ノ旨渡)ニ服シテ以テ上告モ  
上訴モ爲サザリシ場合ニ於テハ既ニ其ノ裁判ハ確定シタルモノトナス(尤モ旨渡ヨリ上訴

上告ノ期限ノ經過ヲ待テタル後タルベシ）而シテ又被告ノ上訴上告シタルトキハ其ノ判決（上訴裁判所上告裁判所）ヲ以テ確定トナスベキコトハ勿論ノコトナリトス畢竟又ト動カスベカラサルノ重大ナル効力ヲ有スル其ノ裁判々決ノ愈々決着シタルモノヲ云フコト疑ヒナキモノナリ

被告人ト雖トモ人ナリ法律上ノ一己人ナリ（或ル場合ハ姑ク之ヲ措ク）一己人タルノ權利ヲ有スルモノナリ豈未タ確定セサルノ判決言渡ヲ以テ被告人ヲ處刑スヘケンヤ是レ蓋シ人ノ權利ヲ重シトシテ本條ヲ規定シタルモノナリ

**第三百十八條** 死刑ノ言渡確定シタルトキハ檢事ヨリ速ニ訴訟記録ヲ司法大臣ニ差出ス可シ司法大臣ヨリ死刑ヲ執行ス可キ命令アリタルトキハ三日内ニ其執行ヲ爲ス可シ

**附註** 本條ハ死刑執行ノ場合ヲ規定シタルモノナリ

凡ソ死刑ナルモノハ刑ノ極マルモノナリ之ヲ以テ容易ニ之ヲ執行スベキモノニ非サルナリ故ニコノ刑ニシテ縱令確定トナリタレバトテ直チニ之ヲ執行スベカラサルナリ必ス先ツ檢事ヨリスミヤカニ之ガ既決上ノ記録ヲ司法大臣ニ差出シ以テ其命令ヲ待チテ初メテ之ヲ執行シ得ルモノトス

而シテ司法大臣ヨリ死刑ヲ執行スルトモ差支ナキコトヲ命令シタルトキハ其命令ヲ受ケシヨリ三日以内ニ之ヲ執行スベキモノトス

抑モ死刑以外ノ刑ヲ執行スルニハ別ニ司法大臣ノ許可ヲ受クルニ及バズシテ直チニ之ヲ執行スルコトヲ得ルナリ然リ而シテ死刑ニ限りテ司法大臣ノ命令ヲ要スル所以ノモノハ何ゾヤ蓋シ死刑ナルモノハ若シ一朝之ヲ執行セシトキハ復ヒ之ヲ回復スベカラサルモノナルガ

第三百二十二條

故ニ或ハ未ダ死刑ニ處スベカラサル實証ノ埋没スルモノモ亦之レナシト斷言スベカラズガタノ以テ之ヲ司法大臣ニ諮詢スルノ鄭重ヲ盡サルベカラサルノミナラス司法大臣ニ於テモ亦第三百二十二條ニ從ヒテ其ノ被告人ノ爲メニ（或ル特別ノ場合ナルトキハ）特赦ノ申立ヲ爲スコトアルヲ以テナリ

**第三百十九條** 死刑ヲ除クノ外刑ノ言渡確定シタルトキハ直チニ之ヲ執行ス可シ

體刑ノ言渡ヲ受ケ其執行ヲ遅レタル者ニ對シ檢事ノ發シタル逮捕狀ハ勾留狀ト同一ノ効力ヲ有ス其闕席判決ニ係ル場合ニ於テ發シタル者亦同シ

**附註** 本條第一項ハ第三百十七條ヲ繰返シタルモノナリ

即チ死刑ノ事ハ前條ニ於テ説ク如ク司法大臣ノ裁可ヲ待チテ始メテ之ヲ執行シ得ベシト雖トモ其他ノ重罪輕罪違背罪等ニ於テハ其ノ刑ノ言渡ガ既ニ確定ノモノトナリタル以上ハ猶豫ナク直チニ之ヲ執行スベキモノナリ

但シ刑法第二百七條等ノ場合モナキニアラズト雖トモ猶ホ法文ノ精神ト致テ矛盾スルコトナキヲ覺フナリ

体刑ノ言渡ヲ受ケナガラ逃亡シテ其ノ執行ヲ遅レタル場合ニ於テ檢事ノ之ニ對シテ發シタル逮捕狀ハ豫審判事ノ發シタル勾留狀ト同一ノ効力ヲ有スルモノトス即チ之ヲ逮捕シタルトキハ直チニ之ヲ拘留スルモ差支ナキモノトス

而シテ又被告人ガ缺席裁判ノ判決ニ於テ被告人ガ有罪トナリテ刑ノ適用ヲナシタル後ニ被告人ガ甲地ニ潛匿シ居ルコトヲ思料若クハ認知シタルトキ檢事ガ發シタル逮捕モ亦前項ノ

場合ト同一ノ効力ヲ有スルモノト知ルヘキナリ乃チ之ヲ逮捕シ又直チニ之ヲ拘留スルコト  
ヲ得ベキナリ(判事ノ拘留狀ナクトモ)

**第三百二十條 刑ノ執行ハ其刑ヲ言渡シタル裁判所ノ檢事又ハ上告**

裁判所ヨリ命ヲ受ケタル裁判所ノ檢事ノ指揮ニ因リ之ヲ爲ス可シ  
罰金、科料、訴訟費用及ヒ沒收物品、追徴金ハ檢事ノ命令ニ依リ之  
ヲ徵收ス可シ

破壊又ハ廢棄ス可キ沒收物品ハ檢事之ヲ處分ス可シ

**附則** 本條ハ刑ノ執行ヲ爲スベキ檢察官ハ何レノ裁判所ノ檢事ニ於テ之ヲ爲スベキヤナ規  
定シタルモノトス

凡ソ刑ノ執行ナルモノハ原裁判所ノ檢事ニ於テ之ヲ爲スヲ以テ至當ナリトス然レトモ上告  
アリタル場合ニ於テハ他ノ裁判所ニ移シテ裁判セシムルコトアルベシ此場合ニ在リテハ其  
ノ裁判所ニ於テ執行スル元ヨリ當然ナリトス而シテ其他ノ上告裁判所ヨリ命ヲ受ケタル裁  
判所ニ於テモ亦之ヲ執行セシムベキモノトス畢竟其ノ訴訟事件ニ關係シタル裁判所ノ檢事  
ニ於テ之ヲ執行シ得ルモノト解スベキナリ

其ノ他罰金、科料、訴訟費用、及ヒ沒收物品、追徴金ハ亦檢事ノ命令ヲ以テ之ヲ徵收スベキモ  
ノトス

是ニ據リテ觀察テ下シ見ルトキハ檢事ハ裁判前ノ處分ト裁判後ノ處分トヲ負担處分スベキ  
モノナリトノ定義ヲ作ルヲ得ベシ蓋シ裁判中ト雖トモ檢事ノ關係セサルコトナシト雖トモ  
差シタル効力アル權力ヲ有セザルナリ

罰金ト科料トノ差別ハ刑法ヲ讀ミシモノ、知ル所ナリ是ヲ以テ爰ニ敢テ贅セス而シテ訴訟

費用トハ其ノ訴訟事件ニ關スル事ニツキ要セシトコロノ諸雜費ナリ即チ裁判所ニ於テ諸般  
ノ取調方等ニ費セシ費用ニシテ是等ハ實際止ムヲ得サル場合ニ限リテハ同座金ヨリ支拂ス  
ベシト雖トモ成ルベクタケハ之ヲ被告人ニ課シ被告人ニシテ之ヲ納付スル能ハサルトキハ  
憲法ノ原則ニ從ヒ其ノ父兄親戚ヲシテ之ヲ支辨セシムルモノナリ

沒收物品トハ沒收スベキ物品ヲ云フナリ沒收スベキ物品トハ如何ナル物ゾコレ蓋シ刑法及  
ビ本法等ニ於テ定メタル犯罪者ガ犯罪用ニ用非タル物品ニシテ即チ持兇器強盜犯ニ付テハ  
其兇器ノ持主不分明ナルカ又ハ其犯罪人ノ所有物ナルトキニハ之ヲ沒收スベキモノトスル  
カ如キ是レナリ而シテ其ノ火藥雜藥ノ如キモノニ至リテ所有主分明ナルモノ之ヲ還付セズシ  
テ沒收スルコトアル等ノ如シ今本條ノ法文ノ如ク沒收物品ヲ徵收スルトハ少シ分リ難キガ  
如シト雖トモ是レ蓋シ沒收スベキ物品ガ甲ノ家ニ藏シアルヲ認知シタルトキニ於テ之ヲ沒  
收スルニ方リ甲ヨリ徵收スルカ如キノ場合等ヲ云フモノナラン其ノ他コノ沒收還付等ノコ  
トニ付テハソレ相應ニ法律ノ明文アリ爰ニ喋々セザルナリ

追徴金トハ縱令バ爰ニ甲ナル窃盜犯罪人アリ或ル時乙ナル者ノ家ニ忍ビ入りテ時計ヲ盜ミ  
タリ然ルニ丙ナルモノアリテ其ノ不正物ナル情ヲ知リナガラ之ヲ買ヒタル後ニ當リ甲ハ逮  
捕セラレテ刑ヲ言渡サレタリ然ルニ乙ニ於テハ其ノ元時計ヲ請求スル於テ甲ハ其ノ自カラ  
持タザルヲ自白シ并セテ丙ナルモノニ賣渡セシコトヲ自白シタル時ニ於テ裁判官 丙ノ不  
正物ナル情ヲ知リテ買ヒシヤ否ヤナ糾明シ若シ惡意アリテ其ノ物ヲ買ヒシモノト決定シタ  
ル場合ニ於テハ檢事ハ丙ニ其ノ元時計ヲ納付スベキコトヲ命ス而シテ丙ニシテ其ノ其物品  
ヲ現ニ取持セザリシトキハ其ノ代價ヲ出サシムルナリ斯ル場合ノ金ヲ追徴スルコトナリ而  
シテ追徴金ハ又犯罪人若クハ其ノ親屬等ヨリ出スベキモノモ亦之レアリト知ルハ其ノ畢竟原

物品ヲ遺付スル能ハサルニヨリ金員ヲ以テ賠償シシムルモノヲ云フナリ本項ハコノ賠償金  
モ亦投擲ノ命ニヨリテ徵收スベキモノタルヲ規定シタルモノナリ  
末項ノ破壊入ハ廢棄スベキ沒收物品トハ蓋シ保安上危險ノ物件ナリ即チ内亂ヲ起サント欲  
シテ大旗旗鼓等ノ如キ物ヲ雜見セシトキハ之ヲ破壊シテ以テ其ノ罪根ヲ斷チ又ハ雜廢等ノ  
如キ其他ノ危險ナル物件等アリタルトキハ之ヲ廢棄即チ之ヲ棄ツルベキモノナリ是レ亦檢  
事ノ命ヲ以テ施行スベキモノナリトス

第三百二十一條 死刑ノ執行ニ付テハ裁判所書記其始末書ヲ作り刑  
ノ執行規則ニ從ヒ立會ヲ爲シタル官吏ト共ニ署名捺印ス可シ

本條ハ死刑執行ノ手續ヲ規定シタルモノナリ  
凡ソ刑ノ執行ヲ爲スニハ別ニ立會官吏ノ署名ヲ要セス又始末書ノ必要ナルコトナシ然リト  
雖トモ死刑ノ執行方ニ至テハ然ラス其ノ執行ノ場合ニ於テハ宜シク之ヲ始末書ヲ作成シ以  
テ立會官吏ノ署名ヲ取り置カザルヘカラサルモノトス  
抑モ人ノ死生ハ大事ナリ是ヲ以テ人ノ生死ニ關スルコトハ  
ナリ況ンヤ其人死シタル後ニ至リ如何ニ之ヲ取消サントスルモ  
ナルベシ如何ニ之ヲ取消スノ言渡ヲ島部原原ニ於テ高讀スルモ  
外又何ノ感スル所ナルベシ死ノ人ニ於ケル豈之ヲ敬服  
ニ三百十八條等ニ於テハ故ラニ重キキ死刑ニ置キ自カラ他ノ刑ト其ノ手續ヲ異ニセシメタ  
リ而シテ又本條ニ於テモ他ノ刑ノ執行ハ單ニ之ヲ其ノ道ノ者ノ勝手ニ付シタルガ如シト雖  
トモ死刑ニ於テハ檢事其他ノ官吏元テ之ニ立會ヒ裁判所書記ハ其ノ始末書ヲ作り刑ノ執行  
規則ニ從ヒ以テ共ニ立會ヒタル官吏ト共ニ其ノ始末書ニ署名捺印スベキモノト規定セラレ

タル所以ナリ  
死刑執行ノコトハ刑法附則及ヒ監獄則等ニ精シ嚴者就テ而シテ之ヲ悉スベシ今爰ニ歴記ス  
ルノ違ナキナリ

第三百二十二條 刑ノ言渡ヲ受ケタル者其言渡ニ付キ疑義ノ申立又  
ハ其執行ニ付キ異議ノ申立ヲ爲シタルトキハ刑ノ言渡ヲ爲シタル  
裁判所ニ於テ之ヲ決定ス可シ此決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ  
得

本條ハ異議疑義ノアリタル場合ヲ規定シタルモノナリ  
刑ノ言渡ヲ受ケタルモノニシテ其ノ言渡ニ對シテ疑義アリトノ申立又ハ其ノ刑ノ執行ニツ  
キ異議ノコトアリテ之レガ異議アル旨ノ申立ヲ爲シタルモノアリタルトキニ於テハ其ノ事  
件ニツキ刑ノ言渡ヲ爲シタルトコロノ當該裁判所ニ向テ異議疑義トモニ之ヲナスベキモノ  
トナスナリ  
疑義ノ申立トハ刑ノ言渡アリシニツキ其ノ被告人ノ胸裡ニ合點ノ行カヌ場合アルモノヲ云  
フナリ例ヘバ刑ノ言渡アリシトキニ方リテ其ノ刑ノ如何ナル種類ノモノナリシコト或ハ又  
其ノ刑ノ分量ノ如何程ナリシヤヲ被告人ニ明示セザリシ場合等ニ於テ被告人ヨリナス所ノ  
申立ナリ

異議ノ申立トハ直チニ其ノ言渡ニツキテ爲ストコロニアラズシテ執行セラル、其ノ場ニ於  
テ初メテ申立ツル所ノモノナリ例如バ輕禁錮ノ言渡ヲ受ケタルモノナルチ重禁錮囚ト認識  
セラレタル等ノ場合ノ如キナリ而シテコノ場合等ニ於テハ素ヨリ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ

得ベキモノトス

此時ノ申立アリタル場合ニ於テハ無論其ノ刑ノ言渡テナシタル裁判所ニテ之ヲ受理シ以テ處分スベキモノトス本法ニ於テハ判決ヲ爲ス如クニ規定シタルトイヘドモ本條ニ於テハ決定テ以テ之ヲ處分スベキ様ニ規定シタリ蓋シ此時ノコトハ一時ノ錯誤等ニ出ツルモノナレバ別ニ判決ノ如ク仰山ナルコトハ要セザルベシ

而シテ裁判所ノ決定ガ若シ被告人ノ意ニ合ハザリシトキニ於テハ被告人ハ更ニ其ノ手續ヲナシテ上級ノ裁判所ニ向ツテ抗告ヲ爲スコトヲ得ベキナリ舊法ニ於テハコノ抗告ノコトナシコレ愈々被告人ノ利益ヲ計リシモノナリ

而シテ其ノ抗告ノ手續ハ本法ニ於テ規定セシ他ノモノト同シ手續ニテナスベシ尤モ被告人ガ入監中ナルトキハ其ノ申立書ヲ監獄署ニ出シ監獄署長ハ直チニ之ヲ取次キテ以テ當該裁判所檢事ニ送致スベキモノトナリ

第三百二十三條 賠償及ヒ訴訟關係人ニ辨濟ス可キ訴訟費用ニ付キ

其判決ノ執行ハ民事訴訟法ノ規定ニ從フ

本條ニ於テハ賠償及ヒ訴訟關係人ニ辨濟スベキ所ノ訴訟費用ニ付キ其ノ執行ノ方法ヲ規定シタルモノナリ

前數條ニ於テハ主刑ノ執行及ヒ附加刑ノ處分若クハ裁判官ニ納ムベキ所ノ裁判費用ノ事等ヲ規定シタリトイヘドモ未ダ民事原告人被告人民事執行人等ノモノニ償還スベキ所ノモノ等ノコトハ別ニ規定アルヲ見ザリシナリ故ニ今之ヲ掲ケテ以テ此等ハ本法ノ主トスル所ニアラザルヲ以テオノゾカラ民事訴訟法ニ於テ之ヲ處分スベキモノナルコトヲ規定シタルナリコレ法文ノ注意周密ナル所ナリ

第二章 復権

復権トハ權利ヲ回復スルナリ即チ一旦刑罰ニ依リテ失ヒタル所ノ法律上ノ能力ヲ回復スルノ義ニ外ナラズ夫レ人ハ一旦罪ヲ犯シ惡行ヲ行フト雖トモ其ノ者ハ必スシモ善人トハ爲ラサルモノナリト斷定スルコトヲ得ザルナリ已ニ惡人變シテ善人トナルトキハ社會ノ爲メニ利益ナルヤ論テ俟タス然リ而シテ已ニ社會ノ利益ナル人アラバ輒チ此者ヲ復シ社會ノ公衆ト同一ノ地位ニ齒セシムル様ニセザルベカラズ何トナレバ刑罰ナルモノハ元ト復讐主義ニ出テタルモノニアラザレバナリ

又犯罪人ノ身トナリテ之ヲ考フルモ亦若シ一度罪ヲ犯シテ刑罰ニ服シタル以上ハ如何ナル等事ヲ爲ストモ再ニ社會ト一線ニ交際スル能ハサルモノトナサバ但シ所罰期限ハ血扨トイヘルガ如ク遂ニ之カ爲メニヨシナキ心ヲ起シテ其ノ非ヲ遠グルコトアルニ至ルベシ是ヲ以テ法律ニ於テ(刑法ニモアリ)復権ナル規定ヲ設ケ假令一旦刑罰公權ニ違フト雖トモ改過移善ノ定跡明カナルトキハ從前ノ公權ヲ復シ各人ト一般同等ノ資格ヲ有セシムル如ク規定シタルモノナリ

第三百二十四條 復権ノ願ハ刑法第六十三條ニ定メタル期間經過シ

タル後刑ノ言渡ヲ受ケタル者ヨリ司法大臣ニ之ヲ爲ス可シ

復権ノ願書ハ現ニ住スル地ノ地方裁判所檢事ニ之ヲ差出ス可シ

本條ハ復権ノ手續ヲ規定シタルモノナリ

復権ノ願ハ刑法第六十三條ノ法文ニ於テ定メラレタル所ノ期間ヲ經過シタル後ニ方リテ其ノ刑ヲ受ケタルモノヨリ之レガ願書ヲ成規ノ通り認メテ司法大臣ノ宛ニ之ヲ差出ツベキモノトス

刑法第六十三條

公權ヲ剝奪セラレタルモノハ主刑ノ終リタル日ヨリ五年ヲ經過スルノ後其ノ情狀ニ因リ將來ノ公權ヲ復スルコトヲ得

主刑ノ期間免除ヲ得タルモノハ公權ニ付シタルモノトス

ルヨリ五年ヲ経過スルノ後亦同シ

今復讐ノ願書ハ司法大臣宛ニテ出スベキモノトナスト雖トモ強チニ之ヲ司法省ニ本人ヨリ差出ス如キ不便至極ノコトヲ爲スニ及バザルベシ即チ其ノ願書ハ其ノ本人ノ現ニ住居シツアル所ノ管轄地方裁判所ノ檢事ニ差出セバ檢事ヨリ之ヲ司法省マテ取次キテ以テ其指令ヲ乞フベキナリ

復讐ハ本條ニ規定シタル人(即チ刑法第六十三條ニ定メタル期間ノ経過シタル後ノ刑ヲ受ケタリシモノ)ニアラザレバ爲ス能ハザルベシ

而シテ又本條ノコノ手續ニ引續キ其ノ復讐ノ願ヲナスニ付キ具備スベキ條件等ハ自カラ次條ノ規定アリ

第三百二十五條 復讐ノ願書ニハ左ノ書類ヲ添フ可シ

第一 判決ノ正本

第二 主刑ノ満期、特赦ト爲リ又ハ時効ノ成就シタルコトヲ證明スル書類

第三 假出獄及ヒ假ニ監視ヲ免セラレタル證書

第四 賠償及ヒ訴訟費用ヲ辨濟シ又ハ其義務ヲ免カレタル證書

第五 過去、現在ノ住所及ヒ生計ヲ記載スル書類

本條ハ復讐ノ願ニ付テ具備スベキモノノ手續ナリ

本條ノ規定ニヨレバ前條ニ規定シタル所ノ復讐ノ願ヲ爲シ得ベキモノガ復讐ヲ願出ツルトキハ其ノ願書ニハ左ノ五種ノ書類ヲ添フベキモノト知ルベキナリ蓋シ失錫ニ之ヲ願ヒ出テ失錫ニ之ヲ許スコトアルガ如キハ折角復讐ナル項目ヲ設ケタリシ精神ニ悖ルモノナレバナ

五種ノ書類トハ左ノ如シ

第一 判決ノ正本

但シコレハ裁判官ノ際ニ於テ其ノ判決ノ言渡書ノ正本ヲ裁判官ヨリ被告人ニ下付スル所ノ正本タリ本法ノ法文書ニ原本正本原本抄本等ノコトアリタリ蓋シ原本ハ之ヲ裁判所ニ藏メ正本ハ之ヲ被告人ニ下付シ其他ノ原本抄本等ハ訴訟關係人ノ願ニヨリテ之ヲ下付スルモノナリ(但シ原本抄本ハ手数料ヲ要ス)

第二 主刑ノ期滿チタルカ又ハ特赦トナリシカ又ハ刑ニ就テノ時効ノステニ經過成就シタルモノナルコトヲ證明スル所ノ書類ヲ添フベシ然ラザレバ主刑ノ満期或ハ特赦トナリタルモノナルヤ否ヤ又ハ時効ヲ成就シタルモノナルヤ否ヤヲ知ルニ由ナルベシ如何ニ司法大臣ト雖トモ豈無儀禮ニ人ニ復讐ヲ許スコトヲナサンヤ

第三 假出獄トハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ガ刑ノ執行中或ル年間謹慎ノ狀アリタルカ爲メ一時假リニ出獄ヲ許シテ自由ヲ與フルモノヲ云フ此事ハ刑法及ヒ監獄法等ニ精シク規定セラレタリ就テ見ルベシ然リ而シテ其ノ理由ニ至リテハ前項ト殆ンド同一ナルモノト思フベキナリ監視ヲ免セラレタルモノ亦同シ

第四 損害賠償ノ義務ヲ辨濟シ又ハ訴訟ニ就テ徴收セラルル所ノ費用ヲモ辨濟シ全ク此等ノ義務ヲ免カレタルコトヲ證明スルニ足ルベキ所ノ證書ヲ添フベキモノトス然ラザレバ司法大臣ニ於テ斯ル義務ヲ免カレタルモノナルヤ否ヤニツキ疑惑ナキ能ハザルベシ疑惑アルモノニ豈復讐ヲ許スノ理アラザランヤ

第五 過去即チ既往ニ住居セシ所及ビ現在ニ住居スル所及ビ其ノ者ノ生計方ノ如何等ヲ

記載シテ以テ當人平生ハ如何ナル所ニ住居シ如何ナルコトヲナシテ以テ生計ヲナシト  
否ヤ等ヲ明カニスベシ是レ明リニ復讐ヲ人ニ許サザル所以ナリ明リニ復讐ヲ人ニ許サザ  
レバコソ復讐ノ價值アル所以ナリ

**第三百二十六條** 檢事ハ願人ノ品行其他必要ノ取調ヲ爲シ前條ノ書  
類ニ意見ヲ添ヘ之ヲ檢事長ニ差出ス可シ

**釋義** 本條ハ復讐ニツキ檢事ノ手續ヲ規定シタルモノナリ

前條ハ復讐ノ願ヲ申立ツル所ノ本人ヨリ爲ス所ノ手續ヲ規定シタルモノナリ而シテ申立人  
ヨリ之ヲ其ノ地方裁判所ニ差出スヤ其ノ所屬ノ檢事之ヲ受取リ其ノ書類ニ添フルニ願人ノ  
平常ノ品行ノ如何ナルヤ其他ノ必要ナル事件ニツキ如何ナルモノナルヤヲ取調ベ且ツ自己  
ノ意見書ヲ以テ之ヲ檢事長ニ差出スベク規定セラレタリ

右ハ只願人ノミヨリ我ハ行狀方正ナルコトヲ申立ツルモ或ハ之ヲ容カニ倍、得ベカラザル  
コト明カナリ之ヲ以テ其ノ所管裁判所ニ於テハ檢事ヲ申出シテ平常ノ行狀其他ノモノガ  
復讐ヲ許サレテ差支ナキモノナルハ否ヤヲ取調ベシメ以テソレノ之ヲ司法大臣ニ差出ス  
ベキ手續ヲナスナリ而シテ司法大臣ナルモノハ願人ノ如何ナルモノナルヤ否ヤヲ知ルニ由  
ナクシテ其願人ノ申立ノ趣旨及ヒ檢事ノ取調方及ヒ其ノ意見如何等ヲ精確ニ取調ヘ以テ之  
ガ許否ノ指令ヲナス所ノ手續ヲナスヘキナリ

**第三百二十七條** 檢事長ハ更ニ必要ノ取調ヲ爲シ復讐ノ願ニ關スル  
書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ司法大臣ニ差出ス可シ

**釋義** 本條ハ更ニ檢事ノ手續ヲ規定シタルモノナリ

地方裁判所檢事ヨリ復讐願ノ手續ヲナスヤ檢事長之ヲ受取リ更ニ自己ノ取調ヲ以テ其ノ事

件ニ關シテ必要ナリトスルコトノ取調ベタスマセ且ツ前ニ規定セシ復讐ノ願ニ關スル書類  
ニ自己ノ意見書ヲ添ヘ以テ初メテ之ヲ司法大臣ニ差出スベキ所ノ手續ヲナスベキモノトス  
ルナリ

以上ノ規定ヲ見ルニ初メ願人ヨリ相當ノ手續成規ニ從ヒ以テ復讐ノ願書ヲ地方裁判所ニ差  
出スヤ地方裁判所檢事ハ之ニ關スル凡テノコトヲ取調ベ以テ之ニ意見ヲ附シテ之ヲ檢事長  
ニ差出セバ檢事長モ亦自己ノ取調ヲ以テ重テテコトノ事ニ關スル取調ベテナシ且ツ之ニ意見  
ヲ添ヘ以テ初メテ司法大臣ニ差出セバ司法大臣ハ次條ノ規定スル所ニ從ヒ以テ之ガ許否ノ  
指令ヲナスモノナリ

**第三百二十八條** 司法大臣ハ復讐ノ願ニ關スル書類ヲ檢閱シ之ニ意  
見書ヲ添ヘ速ニ上奏ス可シ

**釋義** 本條ハ又司法大臣ノ手續ヲ規定セシモノナリ

前條ノ手續ヲ済マセテ檢事長ヨリ之等ノ願書々類ヲ司法大臣ノ下ニ差出スヤ司法大臣ハ之  
ヲ受理シテ其ノ復讐ノコトニ關スル書類ヲ檢閱シ之ニ自己ノ意見書ヲ添ヘテ速カニ天皇陛  
下ニ上奏シテ以テ天皇陛下ノ勅諭ヲ俟ツベキモノトナスナリ

夫レ天皇陛下ハ一國ノ主法者ナリ一國ノ法律ハ爲テ之ヲ主管セザル所ナシ而シテ平常其ノ  
裁判其他ノ請願ヲ其ノ道ノ臣下即チ司法官官裁判官等ニ之ヲ支管セシメラレタルモノニ  
外ナラズ而シテ復讐ノコトハ容易ナラザルコトナリ縱令一己人ノ權利如何ニ在ルモノナリ  
ト雖トモコソ許否ニ就テハ大ニ社會ノ秩序如何ニ關係スルモノナリ洵ニコノ事タルヤ忽斷  
ニ付スベカラザルモノナルヤ明リコレヲ司法大臣ノ職務ノミニ之ヲ任セシテ念ノ爲メニ  
天皇陛下ノ裁決ヲ待ツ所以ノモノナリ



第三百二十九條 勅裁ニ因リ復権ノ願ヲ却下シタルトキハ司法大臣

ヨリ其旨ヲ檢事長ニ通知シ檢事長ヨリ願書ヲ差出シタル地方裁判

所檢事ニ通知ス可シ

前項ノ場合ニ於テハ刑法第六十三條ニ定メタル期間ノ半ヲ經過ス

ルニ非サレハ更ニ其願ヲ爲スコトヲ得ス

更ニ復権ノ願ヲ爲スニ付テモ亦前數條ノ規定ニ從フ

本條ハ復権願却下ノ場合ヲ規定シタルモノナリ  
前數條ノ規定ニ因リテ司法大臣ヨリ天皇陛下へ上奏シタルニ勅裁ニヨリテ其ノ復権ノ願ヲ却下セラレタルトキハ司法大臣ハ其ノ勅裁ヲ以テ却下セラレタル旨ヲ其ノ裁判所檢事長ニ

刑法第六十三條

マテ通知シ又檢事長ハ之ヲ取次キテ其ノ願書ヲ差出シタル所ノ地方裁判所檢事ノ許ニ通知スベキモノトス

右ノ如ク却下セラレタル旨ヲ通知セラレタル場合ニ於テハ刑法第六十三條ニ於テ規定セラレタル期間ノ半數ヲ經過シタル後ニアラザレハ再々更ニ之ヲ復権ノ願ヲ申出ツルコト能ハザルモノトス

又右ノ期限ヲ經過シタル後ニ之ヲ復ビ願出ツルコトハ得ベシトイヘドモ其ノ手續等ニ至リテハルテ初度ノ手續通りニナスベキモノトス

第三百三十條 復権ノ裁可アリタルトキハ司法大臣ヨリ其裁可狀ヲ檢事長ニ送致シ檢事長ヨリ願書ヲ差出シタル地方裁判所檢事ニ送致ス可シ

檢事ハ裁可狀ノ謄本ヲ願人ニ下付ス可シ

又刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ニ裁可狀ノ謄本ヲ送致シ其裁判所ニ於テハ之ヲ判決ノ原本ニ記入ス可シ

復権ノ裁可アリタル場合ニ於テハ司法大臣ヨリ其ノ裁可狀ヲ檢事長ニ送致シ檢事長ハ又之ヲ取次キテ其ノ願書ヲ差出シタル所ノ地方裁判所ノ檢事ノ許へ送致シテ以テ之ガ處分ヲナシシムルナリ

此ノ場合ニ於テハ其ノ裁可狀ノ正本ハ之ヲ裁判所ニ藏シ其ノ謄本ヲ以テ願人ニ下付シテ以テ其旨ヲ告グベシ

又若シ其地方裁判所ニ於テ刑ノ言渡ヲナシタルモノナリシトキハ之ヲ判決ノ原本ニ記入シ置キテ以テ永ク保存スベシ而シテ若シ他ノ裁判所ニ於テ刑ノ言渡ヲナシタルモノナルトキハ之ヲ(其ノ謄本)其ノ刑ノ言渡ヲナシタル所ノ裁判所ニ送致スベキナリ而シテ其ノ裁判所ハ又其ノ復権ノ裁可トナリタル旨ヲ其ノ判決ノ原本ニ記入シ置クベキモノトセラル

第三章 特赦

本章備ニ四條アリ而シテ特赦ノコトヲ規定シタルモノナリ

凡ソ大赦ナルモノハ特赦ト異ナリテ犯罪ノ性質ニ關シ之ヲ爲スモノナリト雖トモ特赦ナルモノニ至リテハ其ノ人ヲ目的トシテ以テ之ヲ規定シタル所ノモノトナス是ヲ以テ特赦ニ於テハ決シテ其ノ國事犯者ナルト常事犯者ナル等ノコトニハ拘ハラザルナリ

蓋シ一旦過ツテ犯罪人トナリ而シテ其ノ裁判ハ既ニ確定セント雖トモ其ノ犯罪人が從來ノ所爲ハ國家ニ對シテ功績ヲ著ハシ所以ノモノハ以テ其ノ者ノ罪過ヲ贖フニ足ルモノナリト思惟セラル、ガ如キ場合ニ於テ其ノ人ニ限りテ死一等ヲ減スルカ或ハ又其本刑ヲ免シテ

附加刑ノミトナスガ如キモノ之ヲ特赦ノ效果トナスナリ  
ヲ特赦ナルモノハ或ル場合ニ於テ犯人ノ情狀憫憐スベキトキ若クハ又裁判ノ錯誤アリタリ  
ト思惟セラレタルコトアルガ如キニ於テモ亦コノ特赦ヲ得ラルコトナシトセス何  
トナレバ他ノ上訴等ハ自カラ其ノ期限ノ規定アリト雖トモ特赦ニ限リテ刑ノ言渡ノ確定シ  
タル後ニ何時ニテモ検事又ハ監獄署長等ヨリ犯人ノ情狀ヲ司法大臣ニ具申スルコトヲ得レ  
バナリ

第三百三十一條 特赦ハ刑ノ言渡シ確定タル後何時ニテモ刑ノ言渡

ヲ爲シタル裁判所ノ檢事又ハ監獄署長ヨリ犯人ノ情狀ヲ具シ司法  
大臣ニ申立ルコトヲ得

監獄署長ヨリ特赦ノ申立ヲ爲ストキハ檢事ヲ經由ス可シ但檢事ハ  
意見書ヲ添フ可シ

特赦ノ申立アリタルトキハ司法大臣ヨリ其書類ニ意見書ヲ添へ上  
奏ス可シ

本條ハ特赦ノ申立方ノ規定ナリ

特赦ハ刑ノ言渡ノ確定シタル後ニ爲ス所ノモノニシテ被告人ノ利益ノタメニ之ヲ爲スモ  
ノナリトス

ルヲ特赦ハ其人ニ依テ爲ス可キモノナレバ共犯數十名アリ場合ノ如キハ其中ノ被告ハ一名  
特赦ノ處分ヲ受ケタレバトテ悉ク之ヲ受ク可キモノニ非ルナリ實ニ特赦ハ犯人ノ情狀ニ依  
テ之ヲ申立テ以テ有期間中之ナシテ出獄セシムルモノナレバ最モ寬典ノ處分ナリトス  
特赦ニ依テ免狀ヲ得タレバトテ赦狀中記載アルニ非レバ復讐ヲ得ルモノニ非ラズ大赦ト混

同ヌ可ラサルヲ要ス

今本條ヲ解センニ特赦ハ刑ノ言渡確定シタル後何時ニテモ刑ノ言渡ヲ爲シタル所ノ當該  
判所ノ檢事カ又ハ其ノ監獄署長ヨリ犯人ノ情狀ヲ具申シ以テ其ノ趣ヲ司法大臣ノ許へ申立  
ツベキモノトス

監獄署長ハ自カラ其ノ職權ヨリ直接ニコノ特赦等ノコトヲ申立ツルコト能ハサルモノトス  
之ヲ以テ監獄署長ヨリ之ヲ爲サント欲スルトキハ本項ノ規定ニ從ヒ先ツ申立書ヲ作成シテ  
之ヲ其ノ裁判所ノ檢事ノ許へ差出シ以テ檢事ヨリ之ヲ取次カシムヘキモノトス  
但シコノ場合ニ於テハ檢事ハ之ヲ取調ヘ以テ其ノ意見ヲ添ヘテ以テ司法大臣ニ差出スベ  
キモノトス

又特赦ノ申立アリタルトキハ復讐ノ願アリシトキト同シク司法大臣ハ其ノ書類ヲ檢閱シ意  
見書ヲ添ヘテ之ヲ上奏シ以テ其ノ許否ノ裁決ヲ待ツベキモノトス

第三百三十二條 司法大臣ハ刑ノ言渡確定シタル後何時ニテモ特赦  
ノ申立ヲ爲スコトヲ得

死刑ヲ除ク外特赦ノ申立アリト雖モ刑ノ執行ヲ停止セス

本條ハ司法大臣ニ於テ特赦ノ申立テナストキノ手續ナリ

司法大臣ニ於テ刑ノ言渡ガ確定判決アリタル後ニテハ何時タリトモ特赦ノ申立テナスコト  
ヲ得ヘキナリ

凡ソ通常ノ重罪輕罪ニ於テ特赦ノ申立アリタルトキハ其ノ許否ノ裁決アルマデノ間ト雖ト  
モ決シテ其ノ刑ノ執行ヲ止ムヘキモノニアラズ何トナレバ若シ其ノ特赦ガ許可セラレザリ  
シトキニ於テハ懲罰ノ分量ヲ失スルコトアレバナリ又死刑ニ當ルモノハ何故ニ之ガ執行ヲ

爲マサルハ別ニ職々ヲ設セザルベキナリ

第三百三十三條 特赦ノ申立却下アリタルトキハ司法大臣ヨリ刑ノ

言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事ニ其旨ヲ通知ス可シ

本條ハ却下ノ場合ニ於テノ手續ヲ規定シタルモノナリ

特赦ノ申立アリタル後棄却セラレタルハ司法卿ヨリ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事ニ之ヲ通知ス可キモノトス

凡ソ特赦ハ犯人等ニ歸スルノ悔悟心アルヲ以テ行政ノ處分ヲ以テ之ヲ許可ス可キモノナリ然レモ必ズ之ヲ得可キモノニアラズ抑モ罪ノ目的トスル所ノモノハ犯人ヲ懲戒スルヲ以テ第一トス然ルニ今若シ悔悟選等ノ著ルシキモノアルニモ拘ハラズ之ニ因テ行政ノ處分ヲ施シ寛典ノ賞賜法ナクシテテカ犯人ノ歸善スルモノアラシヤ是レ我刑法特赦ノ法ヲ設ケン所以ナリ

夫レ然リ然レモ之ニ露典ヲ與フルト否トハ最モ其處ヲ得サル可ラズ若シ與フ可キモノニアラズシテ之ヲ特赦スルハ他因爲ニ不平ヲ抱キ以テ爲ラク如此キモノト雖モ一朝官ノ申立ニ依テ以テ特赦ノ處分ニ遭過ス然レバ即チ之ヲ得ルト否トハ一ニ申立人ノ好惡ニ依レルモノニテ悔悟ノ如何選善懲惡ノ如何ニ依ルモノニアラズトノ妄想ヲ惹キ起シシメ爲ニ大ニ法律ノ本意ヲ失フニ至ルモノアラントス反シテ實ニ能ク真心悔悟者ニ之ヲ與フル時ハ他囚ノ之ニ倣テ以テ其結果ヲ得ルニ至ル可シ適用ノ良否慎マザル可ラサルナリ

第三百三十四條 特赦ノ裁可アリタルトキハ司法大臣ヨリ刑ノ言渡

ヲ爲シタル裁判所ノ檢事ニ特赦狀ヲ送致ス可シ此場合ニ於テハ第

三百三十條ノ規定ニ從フ

本條ハ特赦アリタル場合ヲ指定シタルモノトス特赦ノ裁可アリタルハ司法卿ヨリ

先ヅ之ヲ裁判所ノ檢事官ニ特赦狀ヲ送致シ以テ其特赦アリシトシテ通達セサル可ラズ

然レモ斯ノ場合ニ於テハ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事官ハ先ヅ特赦狀ノ原本ヲ本人ニ下付シ特赦ヲ得タルノ証ト爲サレ可ラズ

蓋シ特赦ハ只ダ其罪ヲ既ス可キニ止マリ罪ヲ免ス可キ性質ノモノニアラズ故ニ他日罪ヲ犯ス時ハ再犯ヲ以テ之ヲ罰セラル可シト雖モ大赦ニ依テ得ル免罪ハ即チ然ラズ其刑ヲ免セラ

附則

第一條 此法律施行前ニ受理シタル豫審ノ故障及ヒ其故障ノ判決ニ

對スル上告ハ之ヲ受理シタル地方裁判所又ハ大審院ニ於テ抗告ト

シテ之ヲ裁判ス可シ

附則トハ此刑事訴訟法ニ附加スル所ノ規則ニシテ即チ此ノ法律施行前ニ受理シタル事件等ニ就テ取扱方法等ヲ規定シタルモノトス

沿罪法ニ於テハ別ニ抗告ノ規定アルヲ見ス而シテ本法ニ於テハ新ニ之ヲ規定セラレタリ蓋シ抗告ハ元ト沿罪法ニ於ケル故障ノ性質ヲ有スルモノナリ是ヲ以テ本條ニ於テ此ノ法律則チコノ刑事訴訟法施行前ニ受理シ居タル豫審ニ對スル所ノ故障及ヒ其ノ故障ノ判決ニ對シテテヌ所ノ上告等ハルテ之ヲ受理シタル所ノ地方裁判所又ハ大審院等ニ於テ本法ノ抗告ノ

取扱手續ヲ以テ之ヲ裁判スベキモノトセラレタリ

**第二條** 大審院ニ於テ既ニ受理シタル哀訴、裁判管轄ヲ定ムルノ訴及ヒ嫌疑ノ爲メ裁判管轄ヲ移スノ訴ハ治罪法ノ手續ニ依リ大審院之ヲ裁判ス可シ

**第三條** コノ法律實施前ニ於テ既ニ大審院ニテ受理シ居タル哀訴ノ手續及ヒ裁判管轄ヲ定ムルノ訴及ヒ嫌疑アルタメニ裁判管轄ヲ移スベキ所ノ訴等ハ凡テ之ヲ治罪法ノ手續ニ依リテ大審院ニ於テ之ヲ裁判スベキモノトス

治罪ニ於テハ哀訴ノ規定アリ而シテ本法ニ於テハ哀訴ナル文字ダニモ之ヲ見ス只其ノコレアルハ附則ノ本條ニ於テ之ヲ見ルヲ得シノミ蓋シ全條ノ法文ニ就テ觀察スルニ哀訴ナルモノハコノ法律ニ於テ既ニ全廢セラレタルモノナルコトヲ知ルニ足ルベシ何トナレバ已ニ本條ノ法文ニ於テモ先キニ哀訴トシテ受理シタル所ノモノハ元ノ治罪法ニテ之ヲ裁判スベシトアル以上ハ將來ニ於テ哀訴ナルモノナク從テ哀訴ノ手續ナキヤ知ルベキナリ

然ラメ何チ以テコノ哀訴ナルモノヲ廢セシヤ蓋シ法律ノ進ムニ從ヒ裁判上ノ注意愈々周密ヲ加ヘ頭等ヲ増シ又別ニ哀訴等ヲ用ウルニ及バズ且ツ之ヲ許ストキハ又從テ弊害ノ生シ易キコトモ亦之レナシト言フベカラズ右等其ノ他種々ノ原因ニヨリテ今般之ヲ廢セラレタルモノナルガ如シ蓋シ又他口コトヲ論スルコトアラシ

**第三條** 既ニ發シタル勾留狀收監狀ハ此法律ニ定メタル勾留狀ノ效ヲ有ス

**第四條** 又コノ刑事訴訟法ヲ未ダ施行セザル前ニ於テ發シタル勾留狀收監狀等ハ凡テコノ法

律ニ規定セラレタル所ノ勾留狀ト同一ノ効ヲ有スルモノトナス  
收監狀ナルモノハ本法ニ於テ勾留狀ト配シタリ即チ勾留狀ナルモノノ中ニ自カラ元ノ收監狀ナルモノノ効力ヲ有セシメタルモノナルヤ知ルベシ

**第四條** 此法律ノ規定ニ依リ市町村長ノ爲ス可キ職務ハ市町村長ヲ置カサル地ニ在テハ其職務ヲ行フ吏員ニ屬ス

**第五條** コノ法律中ニ於テ市町村長ノ立會ヲ要スト規定シタル場合ニ方リテハ市町村長ハ必ス之ニ立會ハザルベカラザルハ勿論ナリトス

然リト雖トモ土地ニヨリ或ハ市長若クハ町村長ナルモノノ名稱ヲ有シタル官吏ナラコトアリ蓋シ東京市大阪京都市等ノ如キハ別ニ市長ヲ設ケス而シテ府知事ガ之ヲ兼テ市長ノ爲スベキヲ兼行スルコトトセリ乃チ本條ノ規定ニヨリ若シ立會ヲ要スルトキハ府知事自カラ之ニ立會ハザルベカラザルモノトス

又或ル地方ニ於テハ或ハ町村長ヲ置カズシテ郡長ガ之ヲ兼任スルモノアルヲ見ル所ル場合ニ於テモ亦郡長自カラ之ニ立會ハザルベカラザルモノトス

市町村長ノ立會フベキコトハ如何ナルコトナルヤコレ蓋シ本法ニ於テ規定シタル如ク家宅搜索臨檢等ノ如キ場合ナリトス斯ル場合ニ於テハ豫備裁判官等カナスベキモノナリト雖トモ必ズ市町村長ノ之ニ立會ハザルベカラザルモノト規定シタルナリ而シテ家宅搜索ノ如キハ若シ市町村長ノ立會ヲ得ル能ハザルトキ 臨檢三名以上ノ立會ヲ要ストイヘリコレ至急ヲ要スル場合ナレバナリ

**第五條** 此法律ハ明治二十三年十一月一日ヨリ施行シ其日ヨリ治罪

法ヲ廢ス

本條ハ別ニ説明ヲ要セザルベシ

刑事訴訟法

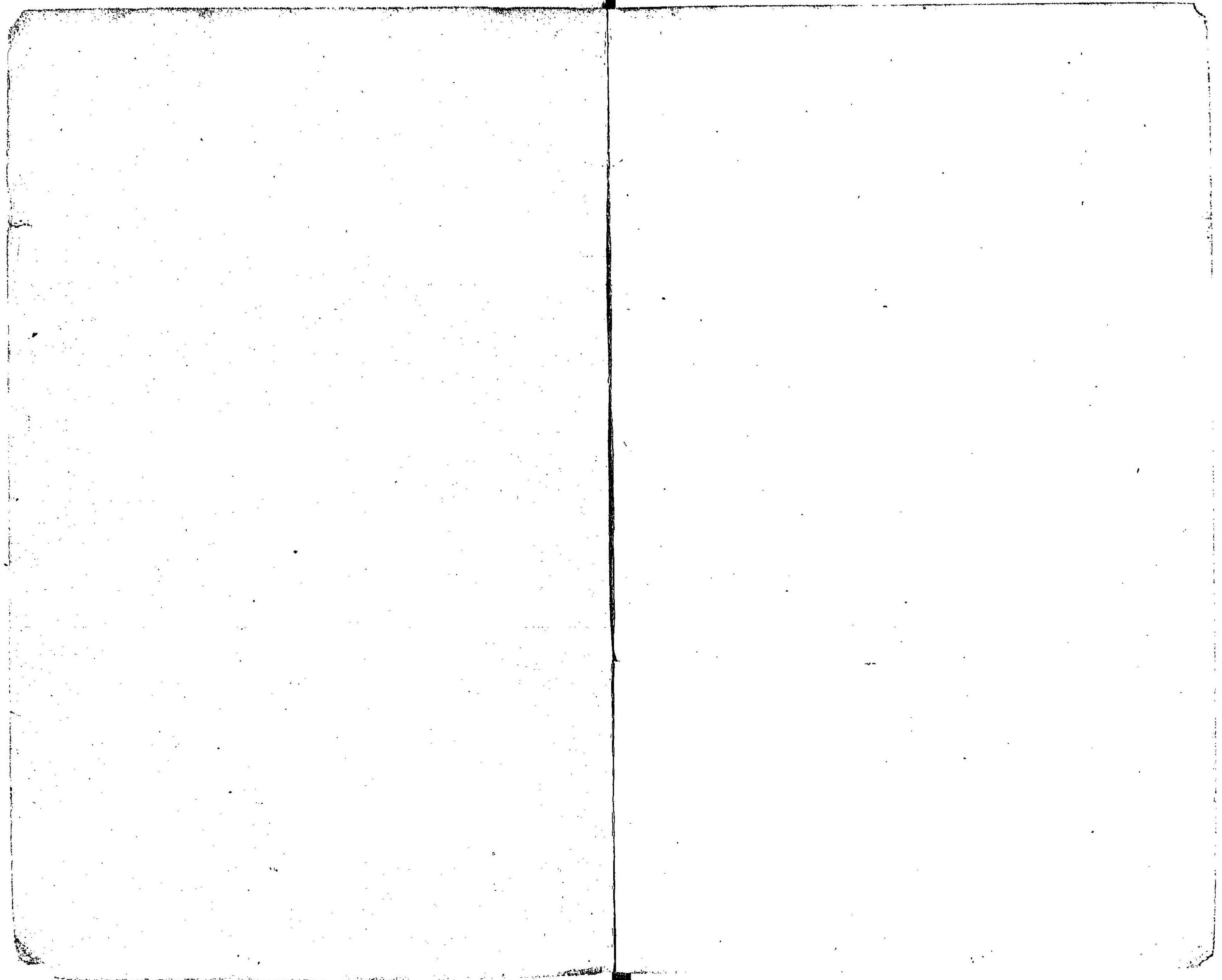
明治廿四年二月十一日印刷  
全 年二月十三日御厨改正出版

發行者 濱本伊三郎  
大阪市東區北久寶寺町四丁目卅五番屋

著者 福井 淳  
大阪市東區島町一丁目九十五番屋敷

印刷者 南谷新七  
大阪市南區鶴谷西之丁二百五十三番屋敷







HAMA MOTO

OSAKA

堂昇明本漁

兌發